

令和7年第4回定例会

大江町議会会議録

令和7年 12月9日 開会
令和7年 12月12日 閉会

大江町議会

令和7年第4回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月9日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	9
○議案の審議・上程	11
○議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議第73号～議第81号の一括上程	13
○提案理由の説明	13
○一般質問	16
菊地邦弘君	16
土田勵一君	31
藤野広美君	40
○散会の宣告	50

第 2 号 (12月10日)

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 1
○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
○本会議に職務のため出席した者	5 3
○開議の宣告	5 3
○議事日程の報告	5 3
○一般質問	5 3
大 沼 清 人 君	5 3
関 野 幸 一 君	7 0
廣 野 秀 樹 君	8 4
櫻 井 和 彦 君	9 5
○散会の宣告	1 0 7

第 3 号 (1 2 月 1 2 日)

○議事日程	1 0 9
○本日の会議に付した事件	1 0 9
○出席議員	1 1 0
○欠席議員	1 1 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 0
○本会議に職務のため出席した者	1 1 0
○開議の宣告	1 1 1
○議事日程の報告	1 1 1
○議第 7 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議第 7 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○議第 7 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議第 7 6 号の説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議第 7 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○日程の追加	1 3 9

○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議第78号の説明、質疑、討論、採決	141
○議第79号の説明、質疑、討論、採決	142
○議第80号の説明、質疑、討論、採決	144
○議第81号の説明、質疑、討論、採決	147
○閉会の宣告	150
○署名議員	151

大江町告示第70号

令和7年第4回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年12月4日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和7年12月9日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

不応招議員（なし）

令和7年第4回大江町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年12月9日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議第72号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議第73号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第74号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第75号 大江町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第76号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議第77号 令和7年度大江町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議第78号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議第79号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第80号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議第81号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 一般質問(3名)

4番 菊地邦弘

- 道の駅おおえの評価をどのように捉えているか
- 中学校部活の地域展開をどのように推進するのか

10番 土田勸一

- 花火大会と最上川の原風景の保護について

5番 藤野広美

- 左沢浮島線左沢～藤田間の歩道早期着手を

○ 5歳児健診の実施予定は

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者兼 出納室長	伊藤修君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回大江町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

5番 藤野広美君

6番 櫻井和彦君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日から12日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12日までの4日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、私から3件の報告を申し上げます。

1件目は、10月2日から3日にかけて行われました村山、荘内、最上3地方の議長会合同研修会についてです。

今年度は大石田町にて開催され、大石田町の前教育長より大石田かるたで郷土愛を育む取組についてご講演をいただき、地域の誇りを学ぶきっかけづくりについて研修してまいりました。また、現地視察では、四季折々の野菜をカットして県内スーパーなどに納めているマルニ鈴木食品の最新技術を見学してまいりました。

なお、この会社の新しい社屋には本町の柳川地区西山杉がふんだんに使用されておりましたので、ご報告いたします。

2件目は、10月9日から10日にかけて行われました置賜、村山地方の町村議会議長合同研修会についてであります。

今年度は本町を会場に開催し、視察研修として、観光ボランティアガイドの石川博資氏より大江町の観光事業についてのご講演をいただきました。その後は、県内で唯一ベントナイトを生産しているクニマイン月布工場とクニミネ左沢工場を視察し、研修してまいりました。

3件目は、11月12日に東京NHKホールにおいて開催された第69回町村議会議長全国大会についてであります。

大会では、地方創生を切れ目なく強力に推進するよう求める特別決議などの決議3件のほか、令和8年度国の予算編成及び施策に関する要望28件等を原案のとおり決定しました。また、それぞれの町村議会が一致結束して果敢に行動していくことを宣言し、確認したところであります。

私からは以上でございます。

次に、西村山広域行政事務組合議会第2回定例会の件について報告を求めます。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） おはようございます。

私のほうから西村山広域行政事務組合令和7年度第2回定例会について報告いたします。

初めに、認第1号 令和6年度西村山広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

一般会計の決算額は、歳入が17億9,869万654円、歳出が17億8,759万6,774円となり、実質収支は1,109万3,880円の黒字決算であります。剰余金の処分につきましては、基金条例に基づき財政調整基金に1,000万円を積み立て、残る109万3,880円は翌年に繰り越しました。

続きまして、認第2号、令和6年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター及び斎場特別会計歳入歳出決算の認定についてご報告いたします。

寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計の決算額は、歳入が10億1,065万9,693円、歳出が9億8,563万5,627円となり、実質収支は2,502万4,066円の黒字決算であります。剰余金の処分につきましても、基本条例に基づき、基金には2,400万円を積み立て、残る102万4,066円は翌年度に繰り越しました。

続きまして、議第13号 令和7年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

このたびの補正予算は、山形県内における市町間の消防力を相互に活用し、災害による被害を軽減する目的で締結されました山形県広域消防相互応援協定が今年度改正され、西村山広域消防本部から広域応援に伴う指揮隊の出動が新たに必要となり、指揮隊として必要な備品について整備する必要性が生じたことから、所要な補正をしようとするものであります。

その結果、189万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ19億1,654万円とするものであります。

裏をご覧ください。

議第14号 西村山行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、

この条例の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、西村山広域行政事務組合議会議員視察研修について報告いたします。

令和7年11月19日、管内にあります西村山広域事務組合の管理運営している養護老人ホーム明鏡荘、寒河江地区斎場、西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、西村山広域行政事務組合最終処分場大平埋立地を視察いたしました。

大平埋立地区につきましては、これから第3期の造成が始まるということで、燃えないごみ等たくさんあると思いますが、ごみの軽減に皆様のご協力よろしくお願いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、行政報告です。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

昨夜遅く、青森県東方沖を震源とする地震が発生しました。

大江町においても震度3という震度を観測したところでありました。現時点においては、町内において被害等の報告はされておられません。町民の皆様方におかれましては、今後とも地震に対する防災に十分配慮した中での生活をお願いしたいというふうに思います。

私のほうからは2件、行政報告をさせていただきたいと思います。

1件目につきましては、令和8年4月採用予定の職員採用試験の選考結果についてであります。

本年度は一般行政職の上級、初級について募集を行いました。受験申込みにつきましては、上級行政職が4名、初級行政職が4名、合わせて8名の申込みがありました。

試験については、9月21日に1次試験を実施しまして教養試験と性格特性検査を行い、上

級行政職1名、初級行政職2名の計3名を合格といたしました。さらに、2次試験を10月19日に実施し、組織人としての順応性や公務員としての資質など、人物重視の視点で小論文と個別面接により選考を行いました。

最終合格者につきましては、現状の職員体制や今後の退職者数などを踏まえ慎重に検討いたしました結果、上級行政職1名を今年度の合格者とし、先般、採用内定通知を発出したところであります。

現在、採用に向けた諸手続を進めているところであります。

次に、2件目になります。百目木地区かわまちづくり計画の進捗状況についてご報告を申し上げます。

国による百目木地区堤防整備事業により、移転対象となった家屋の解体が進み、百目木地区の町並みは大きく様変わりをしています。改めて、移転を余儀なくされた関係者の皆様には深く感謝を申し上げますとともに、当該事業に誠心誠意取り組んでいただいております山形河川国道事務所の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

百目木地区かわまちづくり計画につきましては、本年7月25日の大江町議会全員協議会懇談会において、概要のご説明をさせていただきました。その後、住民説明会、かわまちづくり協議会、かわまちづくり検討会、文化的景観保存整備検討委員会、そして、文化庁との協議、実務者によりますコアメンバー会議、意向調査など多くの協議を重ねてまいりました。計画の内容に磨きをかけてきているところであります。そのため、懇談会の段階では令和7年9月末をめどにかわまちづくり計画案を作成する予定でしたが、現段階で主要な取組などをより具体的に整理をしているところであります。

今後のスケジュールといたしましては、12月中をめどに住民説明会及びかわまちづくり協議会を開催し、最終的な百目木地区かわまちづくり計画案をまとめる予定です。また、並行して令和8年度夏頃のかわまちづくり登録に向け、国土交通省との事前協議を行っていく予定としています。

「最上川の水辺に誇りと賑わいを生み、大江町の歴史文化と記憶を未来へつなぐ」というキャッチコピーを念頭に置き、未来に誇れるかわまちづくりの実現に努めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私のほうからは行政報告、以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 続いて、清野教育長。

○教育長（清野 均君） では続いて、私のほうから、重要文化的景観に係る重要な構成要素

の追加について、1件ご報告申し上げます。

平成25年3月に国から選定を受けた重要文化的景観、最上川の流通・往来及び左沢町場の景観では、重要な構成要素として建築物25件が特定されておりましたが、令和7年11月にこれを1件追加しましたので、ご報告させていただきます。

重要文化的景観の重要な構成要素は、当該文化的景観の継承上欠くことのできない要素を文化的景観の保存計画で特定したものです。

このたび追加した重要な構成要素は建築物1件で、原町通りと国道458号沿い交差点付近に所在する旧遠藤家です。

資料1をご覧ください。

旧遠藤家は、原町通り沿いで称念寺の隣に位置し、緑色の屋根の店蔵と雁木造りの外観が特徴的な建築物です。明治時代以前に造られたとされる建物で、重要文化的景観選定申出時点から左沢の町並み形成上、重要な建物だと認められておりましたが、当時は条件が整わず、重要な構成要素特定を見送った経緯がございます。

このたび町の空き家バンクを経由した取引で、新たに建物を所有された方の文化財として大切にしながら建物の活用を図りたいというご意向を踏まえ、改めて建物の調査を行ったところ、舟運で栄えた町並みを今に伝える価値が明確になり、当該建物の保存、活用を推進すべく、重要な構成要素として特定いたしました。

町としても、最上橋を渡って町の玄関口とも言える場所で、民間の事業者が歴史ある建物の活用を進めるということを大変うれしく思っているところであります。

文化的景観は日常に密着したものであるため、内部で暮らしているとその価値に気づきにくいという側面がありますが、このような取組を通じて、地域の自然や歴史、文化が見直され、ふるさとへの誇りづくりにつながることを期待しております。

そして、これからもこの地で営まれてきた生活やなりわい、風土が織りなす景観の価値が多くの人に共有され、次代につながるまちづくりを推進するよう努めてまいりたいと思います。各議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、議第72号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 次に、提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第72号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

現在、1期目の松田文明委員は令和7年12月14日をもって任期が満了となりますが、同委員を適任と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

松田文明氏につきましては、貫見郵便局長や左沢郵便局長を歴任され、現在も左沢郵便局の要職にある方です。その職務内容から、町内隅々までの状況や土地の状況に関する知識にもたけており、地元で根差した仕事をしてこられた経験に基づく視点や感覚を生かして委員を務めていただけてきたところであります。

なお、任期は本年12月15日から令和10年12月14日までの3年間です。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第72号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立により行います。

議第72号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議第73号～議第81号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第73号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議第81号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 本件について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第73号から議第81号まで一括してご説明を申し上げたいと思います。

議第73号から議第75号までの条例改正3件、指定管理者の指定1件、補正予算5件、合わせて9議案となります。

初めに、議第73号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は、国の人事院勧告や県の人事委員会勧告、また、山形県職員等の給与に関する条例の一部改正の動向等を踏まえまして、一般職の職員の給料表、期末・勤勉手当の支給割合等を改正するものであります。

議第74号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、山形県特別職の期末手当の支給割合や一般職の職員の期末・勤勉手当支給割合を踏まえ、特別職に属する者の期末手当の支給割合を改正するものであります。

議第75号 大江町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、国家公務員及び山形県職員の旅費制度の改正等に鑑み、職員等に対して支給する旅費等に関する諸般の基準の見直しを行うものであります。

議第76号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者については、平成28年8月から稼働している本施設の指定管理者について、さきの指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、引き続き株式会社高橋塗装、代表取締役、高橋優一を適任と認め指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案をするものであります。

次に、議第77号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、議第73号と議第74号の給与条例の一部改正に伴う人件費の補正のほか、県の補助を活用した結婚新生活に関する支援や、ふるさとまちづくり寄附金の上方修正に伴う寄附受入れ経費の追加など各事業費を精査しながら、今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったものであります。

歳入予算につきましては、現在の課税状況と収入見込みに基づき町税の精査をしたほか、歳出の特定財源である国・県補助金、町債等についても見直しを行っております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,010万円を追加し、補正後の予算総額を62億9,240万円とするものであります。

5ページの第2表、繰越明許費は、百目木地区前田川分水路整備等の治水対策等事業につきまして、翌年度へ繰越しをするものであります。

第3表、債務負担行為補正は、町営バス事業及び乗り合いタクシー運行事業のほか、シニアセンターなど4施設の指定管理料について限度額を設定するものであります。

6ページの第4表、地方債補正は、本年度の起債同意等予定額や事業費の見直しに基づき限度額を変更するものであります。

議第78号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与条例の一部改

正に伴う人件費等の追加により補正をするものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ124万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を8億6,551万7,000円とするものであります。

議第79号 介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与条例の一部改正に伴う人件費を追加するほか、介護給付費等を精査するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,662万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億5,776万1,000円とするものであります。

議第80号 下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入は、事業費の減額などにより既定の予算総額から260万3,000円を減額して、補正後の予算総額を3億6,975万8,000円とし、収益的支出は、既定の予算総額から178万3,000円を減額し、補正後の予算総額を3億525万9,000円とするものであります。

資本的収入及び支出は、百目木地区及び鹿子沢地区の堤防整備に伴う設計委託料及び工事補償費の精査により減額をするもので、資本的収入は、既定の予算総額から3,246万8,000円を減額し8,544万8,000円とし、資本的支出は、既定の予算総額から3,246万7,000円を減額し、2億2,935万円とするものであります。

議第81号 水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出は、事業費の減額などにより、既定の予算総額からそれぞれ200万円を減額し、補正後の収入総額を2億5,900万円、支出総額を2億6,400万円とするものであります。

資本的収入及び支出は、百目木地区及び鹿子沢地区の堤防整備に伴う設計委託料及び工事補償費の精査により減額をするもので、資本的収入は、既定の予算総額から1,972万4,000円を減額し、4,797万6,000円とし、資本的支出は既定の予算総額から2,433万1,000円を減額し、1億3,396万9,000円とするものであります。

以上、議第73号から議第81号まで一括してご説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第15、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

〔「水差しがない」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 水差しは後ほど。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 4番、菊地邦弘です。よろしく願いいたします。

本年も12月に入り、2025年が終わろうとしております。皆様、いかがだったでしょうか。激動の年ではなかったでしょうか。毎年毎年、激動の年になっているような気がいたしておるところは私だけでしょうか。

それでは、議長の許可をいただき、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

言うまでもなく、ここ数年の一番の課題が人口減少と高齢化であります。

山形県の人口が100万人を下回りました。あらゆる手を尽くしても毎年減少の一途をたどっている状況にあります。転出者が転入者を上回る社会動態に加え、近年は死亡者が出生者を上回る自然動態が拡大している状況になっております。

ある統計によると、青年男女の3人に1人が結婚しない、夫婦3組のうち1組が子どもを持ちたくないと答えているというところです。

このような状況にある中でも、子育て環境の充実や高齢者が活躍できる機会の提供、DX、AIを活用した社会づくりを推進し、住民ニーズの多様化や地域の課題解決に取り組むべきと考えるところであります。

子どもたちが誇りに思える笑顔あふれる町、人と自然が調和し、真の豊かさを実感できる大江町の実現に向けて、そして明るい未来へとつないでいくためにも、町長と教育長に所見をお聞きします。

それでは、最初の質問、道の駅おおえの評価をどのように捉えているかであります。

地域経済の活性化の一翼を担うであろう期待された新しい道の駅がオープンし、1年が経過しました。全国各地の道の駅が誕生してから30年経過し、市町村特産農産物等の直売所としては無論であります、観光案内の拠点としての複合施設として注目を集めています。

一方で、現在、全国1,200以上あると言われている道の駅の3割が赤字と試算されています。柔軟な発想でイノベーションを起こす取組をやっていかなければ難しい時代に突入したと思われ、経営手腕が問われていると言われているのではないのでしょうか。

社会的に順応し、経済的な循環を生み出すことが重要でないかと感じています。施設の存在を知る、楽しみ方を知ることの要素をもう一度考えてみたいものです。

大江の魅力は何なのか、新しい道の駅ではこれまでと違い何を改善したか、他の施設に対して自慢したいポイントはどこに置いているのか、グルメは何なのか、経営状況はどうか、満足のいく観光案内の機能は果たされているだろうか、商品の見せ方はどうなのかなどなど、新しい道の駅全般について、1年経過した評価は決して順風満帆なものではないと感じるのは私だけでしょうか。

町民が学び続けられる環境の醸成、郷土理解を深めるとともに、町外から人を呼び込むきっかけづくりになるような取組が必要でないのでしょうか。

一例であるが、道の駅を起点とし、歴史文化財に指定している町の名勝地などを巡るツアーを企画してみてもどうでしょうか。また、道の駅と交流ステーションとを連携し、レンタサイクルを置いてはどうでしょうか。

期待と希望に胸が膨らんだ道の駅おおえ「コラマガセ」の施設運営をどのように評価し、にぎやかさと交流・関係人口の増加に結びつけているのか。

忘れてはいけないのが、道の駅は誰のためのものなのかを考え、精査し、前に進むために

も、施設全体の運営に対する取り組み方について、町長の考えを伺います。

壇上からは以上とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまご質問いただいた今後の道の駅に関するご質問だというふうに思いますので、お答えをさせていただきたいと思います。

議員ご承知のとおり、道の駅おおえは本年10月でリニューアルグランドオープンから1年を経過し、無事1周年を迎えたところであります。

質問の中で、道の駅は誰のためのものなのかといったところがありましたが、私が思っているのは、もちろん町民悲願の新しい道の駅であり、町の経済活性化と町民の所得向上を目的としているため、町民のためのものだというふうに位置づけをしております。

ただ、議員がイメージしているところは分かりませんが、そもそも道の駅は、道路利用者のための休憩や情報発信をする施設として始まったものであるというようなことは言うまでもありません。

近年では、地域の連携や地方創生の拠点として、観光客を呼び込みながらにぎわいを地域全体に広げる、こうした役割が大きくなっているんだと思います。

道の駅おおえにつきましても、町内産業の持続的発展や交流人口の拡大、左沢の町場や本郷、七軒地区への人の流れ、人流を生み出す町の玄関口としての目的があります。これは町外から人を呼び込み、観光案内やイベント開催による町内への波及効果などを通して、大江町が活性化することが存在意義の大きなところだと思っています。

それでは、実際にどのように取り組んでいくのかということですが、まず、交流人口の拡大と町のゲートウェイ機能に関しましては、フルーツ150周年関連の集客イベントや秋のラ・フランス、リンゴ、新米を中心とした特産品の販売会などの実施、SNSを活用した道の駅を含めた町全体のイベント情報発信とともに、道の駅の従業員を対象とした定期的な町の観光研修を今後も継続的に実施し、観光情報発信を強化してまいります。また、現在、道の駅と健康温泉館、柳川温泉の町内温泉施設を巡るスタンプラリーを実施しております。

こうした取組を広げながら、町内の他の場所や施設にも人流を生み出せるよう、継続的に取り組めるよう努めてまいります。

次に、町内産業の振興に関しまして、産直運営協議会との連携により会員の増加を図りながら、特に冬場の農産物として通年提供できる果物などの確保を強化できるように取り組ん

でまいります。近隣の道の駅にはないインスタペーカリーのさらなる魅力化、レストランにおける独自性のあるメニュー開発、これを進めるとともに、町のお土産品など特産品のさらなる充実を図るため、町内飲食店や菓子店などとの連携、協力により、道の駅おおえだけでなく、大江町そのもののブランド力を高めていく必要があるというふうに感じています。

道の駅おおえの収益については、去年のプレオープン当初はご祝儀相場でもあったことから、売上げ、来場者数とも大変なにぎわいであり好調でありました。

しかしながら、冬場の農閑期における農産物確保等が困難であったり、商品を取りそろえることができないことや、全国的に発生した米不足や、サクランボの高温障害による不作といった要因から売上げが伸び悩んできたということも事実であり、非常に厳しい状況でありました。

本年は11月末現在で約23万人の方にご来場いただき、道の駅全体の売上げも約2億5,000万円となり、秋のラ・フランスやリンゴなどのシーズン到来とともに徐々に回復をしてくれています。年間計画で定めた売上目標を達成すべく鋭意努力している、このような状況のようであります。

こんな中で、経常利益は、全国的な物価高騰による人件費の増加、施設運営に係る業務委託料などを含めた販売・一般管理費、これが増大していることから、今期の決算では損失が生じる見込みというふうなことであります。

そのため、公社といたしましては、全員協議会でもご説明いたしましたが、冬の間、12月から3月の営業時間を短縮し、人件費や光熱水費などの抑制に努め、経常損失の縮減、経常利益の確保に向けて、公社役員、社員一丸となり取り組んでいるところであります。

町といたしましても、道の駅おおえのさらなる利用促進が図られますように、指定管理者、関係団体との連携を強化するとともに、観光客や利用拡大に向けた機運の醸成、町内の他施設への誘導案内、これらの機能強化を図ってまいりたいと思います。

道の駅おおえ「コラマガセ」は1周年を迎えたとはいえ、まだまだ町民にとっても、来訪されるお客様にとっても、不十分で未熟なところも多々あるのではないかと、私自身、利用者の一人としても感じているところがあります。

そうしたところにつきましては、素直に耳を傾け、しっかりと改善していけるよう指定管理者である産業振興公社に対し指導、助言を行いながら、コラマガセの一層の発展に向けて取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 菊地議員。

○4番（菊地邦弘君） 答弁ありがとうございました。

そのとおりだと思います。町長のおっしゃるそのとおりだと思います。

それで、菅野副町長もおられますので、ちょっと菅野副町長にもお聞きしたいと思います。

菅野副町長は4月に就任されてまだ6か月ぐらいしかたっていないところであり、道の駅についてどのようにご覧になっているかなというところを少し新鮮な目でいろいろ見ていらっしゃると思うんですけども、感じていると思うんですけども、例えばこの道の駅、いろいろな道の駅に行っていると思うんですけども、ここの道の駅の自慢できるポイントとか、あと、やっぱりグルメですよ。グルメなんかはどうか。

そういうふうなもろもろの特徴的なところと、差別化がどのように図られているかなどなど、ぱっとあれなんでしょうけれども、ちょっとどのように副町長は担当者として見えているのか、感じているところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 菅野副町長。

○副町長（菅野光昭君） オープンしてから1年がたった道の駅をどのように見ているかというふうなお尋ねでありましたけれども、ほかの施設と比べて自慢したいポイントはどこかということですけども、まず、道の駅のハード面、施設全体、外から見てみますと町有林から伐採した西山杉、これをふんだんに活用した木の温もりと開放感のある建物、中もそのような空間であるというふうに感じています。

天井は最上川舟運の航海船の船底をイメージしたということで、最上川舟運で栄えた大江町の歴史、そういったものを感じるような施設だなというふうに考えています。そして、そういったことでスケール感のある建物であるというふうに感じています。

それで、旧道の駅の狭いという、駐車場ですとか施設全体、そういったものは解消されたかなというふうに見ています。

ソフト面では、大江町特産の果物、そして野菜など新鮮な農産物を提供すると。そして、レストランでは地元の食材、米、野菜、果物になりますけれども、そういったものを活用したメニューなどを提供している。

そして、近隣の道の駅にはないインスタベーカリー、こういったものが今回の道の駅には新しく設けられていて、焼きたてのパンを提供するというようなこともやっています。これは大きな特徴だと思います。

そして、グルメは何なのかということで、先ほどレストランの話もありましたけれども、

まず、一押しのもの、道の駅の社員などと話をしますと、週替わり定食です。

これの考えは、大江町産のおいしいお米、ご飯を食べていただくということが中心になっています。そして、ご飯の進むおらずに地元の旬の野菜を使った小鉢などを添えているということでもありますけれども、オープンから1年間、年間52週あるわけですからけれども、毎週異なるメニューを提供してきたというようなこともあります。

そして、握りたてのおにぎりとかつきたての餅なども、特に餅などはほかではあまり見られないということでもありますけれども、冬限定でいいますと、もちもちラーメンというつきたての餅が入ったしょうゆラーメンがありますけれども、これは昨年、西村山1市4町の道の駅で、5麺バトルという、どの道の駅のラーメン、麺類が一番食べられたかというようなイベントがあったわけですからけれども、昨年はこのもちもちラーメンが1位だったというようなことになっています。

あとは、夏になれば、夏の季節は大江町の文化の象徴でもありますアオソ、これが練り込まれた喉越しのよい生麺なども提供しております。

差別化の話ですけれども、物販施設を見てみますと、大江町産の蜂蜜を使ったお菓子、こういったものは道の駅おおえのオリジナル商品であるなというふうに思っております。

そして、農産物、大江町の主力の農産物は米、ラ・フランス、リンゴですけれども、それが出回ってきました10月、11月、売上げは大変好調でした。大江町の農産物の底力を感じているところです。

農産物を提供する上では、大江町の産直運営協議会、農業者、事業者の方が会員になっておりますけれども、250から300人に近い町内、町外の会員の方から農産物をはじめとした商品を提供していただいております。そういったことには非常に感謝をしているところであります。

道の駅の施設の運営、これを見てみますと、管理運営の業務仕様書で確認しますと役割が4つありまして、観光情報及び地域情報の発信、そして地域の農産物やお土産品など特産品の展示販売、3つ目が地域の産業振興・交流を目的とするイベントの開催、そして飲食スペースの運営ということですが、大江町らしさを感じられる大江町の価値を道の駅に来ていただいた方にしっかり伝えることが重要なというふうに思っています。

どうしても物販のほうに目が寄りがちですが、観光情報とか地域情報の発信、そして交流を目的とするイベントの開催、そういったものに今後力を入れていく必要があるかなというふうに考えております。

大江町に住んでいる方、訪れてくる方から愛されて信頼される道の駅になること、なって、そして、道の駅の運営を通して大江町の産業、経済の活性化に貢献していくことが道の駅の役割だという考えておりますので、引き続きご支援くださるようお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 菊地議員。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

私も週に二、三回は買物に行くんですけども、よくいろいろ見ていらっしゃると思います。おっしゃるとおりだと思います、副町長。

その中で、やはり公社の給料体制とか、挨拶とか、ソフト面、グルメは別として、もっともっと精査していかないといけないのかなというふうに感じていますので、引き続きそのあたりを強化していただいて、給料面体制とか、あと挨拶ですね、スタッフの、非常に感じる場所があります。あとは、そのあたりで引き続き頑張っていただきたいと思います。

グルメなんかに対しても、やはり皆さん、いろんなところに行くとA1ぐらいのものに集約したものがどんとあるじゃないですか、まず。買うところ、土日なんかもう迷っていますよ、皆さん。誰か担当者を置けばいいんですよ、土日なんか、こうだよ、ああだよと。あれでもうつかえているような状況ですから、そういうやっぱり細かいところがあればと思いますね。

やっぱり商売は、岩崎弥太郎さんって昔いたじゃないですか、商売はスマイルだと言っているんですよ、あの人。商売はスマイル。挨拶とスマイル、これが最たるものかと思いますので、頑張って取り組んでいただきたいと思います。

あと、町長にちょっとだけまた質問があるんですけども、今、グルメの問題もあるんですけども、例えば柳川温泉でそば打ちとかをやっているじゃないですか、そば打ちとか、五、六十名ぐらい、皆さん協力していただいて。この道の駅でも、その方々に協力いただけるのであれば、月2回とか、そば限定で手打ちそばを出しますとか、あわせて、そば畑、今、いろいろ何か問題があるみたいでしょうけれども、それも一緒に刈取りできるような、植付けできるようなものも併せて、そういうふうな取組なんかもいいかなと思いますので、検討してください。

あと、レンタサイクル、私もこの前乗りましたけれども、非常にいいですね。福島道の駅にも置いています、そんなにどこでも置いているということはないんですよ、レンタサイクル。だもので、連携していろいろ取り組んでみていただいたらいいと思います。そのあたりはすごく検討していただきたいと思います。

一番、私、今、町長に言いたいのが観光案内だと思います。だから、ここの文書にも書いてあるとおり名勝地を巡るツアーを単独でやったらいいと思いますよ。道の駅が運営して、手狭で忙しいようでしたら協力隊か何かをお手伝いにさせて、直接それで観光交流人口に向けた発信力をばんばんやって、稼げる町にするようなことでもないんでしょうけれども、必要だと思いますよ、こういうことが。こういうことはやっていないんですよ、どこでも。

テルメのほうでは、旅行会社とタッグして3社ぐらいで昼飯を食べて、道の駅で買物して、日本一公園に行ったりとかやっているでしょうけれども、それとはまた別に道の駅で発信して、こういった名勝地を巡るツアーなんかを月2回ぐらい開催するとか、物はいろんな形は出てくると思いますけれども、そういうものがイノベーションにつながっていくということではないかなと思うんですけれども、そのあたり、1年経過してどうですか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ありがとうございます。様々な提案も含めてご質問いただいたのかなというふうに思います。

そば打ち等の部分については、やはりこれまで積み上げてきた柳川温泉の柳川そばというブランドの中で、柳川温泉のイベントとしてそばまつりというふうなものも開催されておりますけれども、その部分をどういう形でこちらの道の駅なり、テルメ柏陵健康温泉館のほうにつないでいくかというふうなことを考えなければならないのかな、そういった課題もあるのではないかなというふうに思います。

それから、レンタサイクルの件がありました。

ちょうど150周年フルーツのイベントの際に、私、道の駅でお客さんと話をした際だったと思いますが、レンタサイクルで来たんですという方が実際いらっしゃいます。なので、今のところは左沢駅のほうにあるレンタサイクルしかありませんので、相互の利用というのはなかなか、やっぱり左沢駅を出発して、そこから展開してそこに戻るというふうな形だけです。それがもう少し台数を増やしながら道の駅等にも乗り捨てができたり、そこで新たに乗れたりというふうなこともあってもいいのではないかなというふうに感じたところあります。

それから、観光案内の部分、この部分についてはいろんな方からいろんなアドバイスなりをいただいております。

私は当初から申し上げているんですが、なかなか今のスタイルとして来られるお客様方、例えばちょっと違いますが、ユリまつりにいらっしゃる方を考えたときに、やっぱりユリま

つりは一つの目的として来るんですけれども、じゃ、大江町にせっかく行くんだったらどこどこがあるよねというような情報を皆さん、今スマホのインターネットでいろんな形で検索されて、知識を持ってこられる方が多くなっているのではないかというふうに感じています。

そのためにも、今年の8月から地域おこし協力隊を情報発信担当というふうなことで道の駅に配置して、今、インスタグラムの発信をしていただいていますというようなことが今の時代に合った一つの方法なのかなというふうに思います。

実際、先日発信したSNSの中では、地域おこし協力隊が道の駅を起点として柳川温泉というのも15分車で行けばありますよ、こんなところですよという紹介の動画を出したりというふうなことで、PR、周知をしているという形が見えてきています。

そういったこともやりながら、当初から道の駅の案内業務については申し上げておりますが、案内所のカウンターに行っているような情報を聞くというよりは、掲示物を見たり、パンフレットを見たり、そして近くにいる従業員に聞いたり、ここの部分が私は大切なのかなど。

先ほど挨拶という話がありました。やはりそこが親しみやすい、声をかけられやすい、そういったことで従業員みんなが案内人となれるような道の駅になっていくべきだというふうに私は思っております。

まだまだ、先ほども申し上げましたが、1年間の実績、データを見る中で改善しなければならない部分、足りない部分、ここはよかったねという部分、そういったものを総括しながら、次につなげていけるようなことで改善を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地議員。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

ちょっと私と意見が違ふんですけれども、そういうものじゃなくて、立ち上げるんですよ、そういう観光ツアーというものを。誰かが、地域おこし協力隊とかそういう人たちを使いながらもいいでしょうけれども、立ち上げることについて意味があると思うんですよ。

あの道の駅でこういうふうなツアーを立ち上げていると一回やって、そこではもういろんな意見があったりして、わくわくするじゃないですか、それを立ち上げることに。

すごく体力も使いますよ。そこだと思うんです。そこをやってみて駄目だったら精査すればいいんですよ。やるのが一番の先だと思うんですよ。話題性をつくるということだと思いますよ。

だからそういうところを、町の名所、いろいろあるわけですので、そういうふうにしてや

っていけないのかなと思っているところです。

それを十分に検討していただきたいと思いますけれども、検討で終わると思うんですけれども。

それと、あと最後に、最上川舟唄のBGMが流れていると思うんですけれども、これ、いつ流れているか知らないんですけれども、あれも流すべきだと思います。

それと、地鶏の食鳥をやっているわけであって、地鶏に特化したものをどんと一つ置いたらいいのではないかなと思いますので、いろいろと検討するなり、今までのことを反省点を置きながらしていかなければならないのかなと思いますので、取り組んでいただきたいと思っています。

これで1つ目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、2問目に入ります。中学校部活の地域展開をどのように推進するかについてであります。

日本の教育制度、義務教育は、子どもが学校に行く義務が課せられているのではなく、学ぶ権利が保障されているものであります。

令和8年度末をもって町立保育園が閉園し、10年度には左沢小、本郷東小の統合、その5年後に小中学校義務教育学校の計画がある中で、地域移行が進められる中学校部活動に関して新たなステージとなります。移行するに当たって現状を分析し、課題を探るとともに、教育委員会の対応はどのように考えているのか。

また、スポーツ庁は来年度から6年間、改革実行期間と定めております。令和8年度より次期改革期間がスタートし、原則全ての部活動を地域展開、新たな価値を地域と共に創出、学校から地域へ新たなフィールドへとしている中で、次の項目について、本町としてどのように対応策を目指し、部活動の方向性をどのように捉えているのか伺います。

1つ、改革を推進していくポイントとして、休日の活動をどのように定着させていくのでしょうか。基盤づくりです。

2番目、部活動改革について、まだまだ町民に情報が届いていない状況に鑑み、今後の推進策を伺いたと思います。

3番、学校の施設の利用に関して、鍵の管理、セキュリティー、活用施設の備品の破損等の対応などについてはどのように考えているのでしょうか。

4、個人情報の管理体制の構築、財源の問題、運営資金の確保、ニーズの多様化など様々な課題にどのように対応するのでしょうか。

5番目、活動費、送迎など保護者の負担については。

6番目、市町村の枠を超えた広域的な連携による活動などについてはどのように。

7番目、小学校の保護者に対する説明会等について。

クラブ活動が充実していくことで、異なる種目を選択したり、スポーツと文化活動を同時に実行できたり、年代関係なく大人も参加したり、新しい形を見いだされるよう地域のスポーツ・文化活動を目指すとともに、主役は子どもたちであり、子どもたちがやってみたい、挑戦してみたい、参加者が望む活動を実現できる地域活動の展開が不可欠であり、学校全体が開かれた場所として、中学生だけではなく地域の方も集まりやすいスポーツ・文化活動の推進が必要であると思います。

拠点としての学校教育施設の利活用が望ましいと考えます。そして、まちづくりの一翼を担う地域連携が必要と考えますが、教育長の考えを伺いたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（宇津江雅人君） 教育長の答弁を求めます。

清野教育長。

○教育長（清野 均君） 菊地議員の2つ目のご質問にお答えしたいと思います。

部活動の地域展開、いわゆる地域移行は、国の方針に基づいて、学校における部活動に代わり、地域のスポーツ団体や文化芸術団体等と連携して運営していく取組でございます。

この取組は、教員の長時間勤務の是正を図るとともに、学校教育の質の向上、さらには地域全体で子どもたちの健やかな成長を支える体制を構築することを目的としております。

これまでの部活動は学校教員の自主的な取組によって支えられてきましたが、少子化や働き方改革の進展により、従来の形での継続が難しくなっております。こうした状況を踏まえ、文部科学省では令和5年度から7年度を改革推進期間、8年度から改革実行期間として、休日の部活動を地域へ展開する方針を示しております。本町でも、中学校の部活動は令和8年度、来年度より休日の部活動がなくなり、平日のみの活動となります。

以上のことを踏まえ、本町におきましては、令和5年度に大江町部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、検討を進めてまいりました。そして、4回の検討委員会を経て、令和7年、今年3月に大江町における部活動改革の方針を策定し、その方針に沿って改革を進めているところでございます。

菊地議員のご質問については、1つ目は休日の体制整備について、2つ目は情報提供について、3つ目は公的支援について、4つ目は広域連携についての4つの内容について説明さ

せていただきたいと思います。

まず1つ目は、休日の体制整備についてであります。

これまで、スポーツ関係団体への方針の説明や協力の呼びかけを行うとともに、中学生が活動しているスポーツ少年団やクラブなど、既存のスポーツ団体等とも調整を進めているところでございます。

現在、幾つかの休日にも対応できるクラブが立ち上がっておりますが、現時点では、なお調整すべき課題も多く、体制の構築には一定の時間を要している状況にあります。

地域クラブが立ち上がった際には、学校施設や社会体育施設を主な活動拠点とし、鍵の管理やセキュリティー等についてはこれまで同様に利用できるものと考えており、低廉な会費設定の下、各クラブが責任を持って休日の活動を担うことを想定しております。また、各団体の運営についても、指導者の研修会の案内や管理体制についても支援しながら進めていきたいと考えております。

2つ目は、情報提供に関することです。

これまで方針については、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員会などスポーツ関係機関の総会の中で、また、中学校の教職員、中学校保護者に向けて説明会を行い、共有を図ってきました。

まだまだ全国的にも、山形県内でも、この改革について認知度が低いことが指摘されておりますし、大江町でも同様のことと感じております。これからより改革を進めるには地域住民の意識改革が必要だと考えており、今後、小学生の保護者や地域住民の皆様に対する説明のほかホームページなどでも周知を含め、理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

3つ目が公的支援についてであります。

地域展開の推進に当たりましては、依然として多くの課題があり、現在、検討が進められている国の補助事業やスポーツ振興基金の活用なども視野に入れて、地域の子どもたちのために活動いただけるスポーツ・文化芸術団体等への支援を検討しているところであります。

最後に、広域連携についてであります。

近年、部活動の任意加入制や少子化による生徒数の減少、多様性の尊重など、時代の変化によって従来形の活動継続が難しくなっております。こうした状況を踏まえて、大江町単独で中学生が多様な活動を選択、実施することが困難になることが想定されるため、現在、寒河江西村山管内において、広域的に活動できる環境の構築に向け、関係市町と連携しながら協議を進めているところであります。協議が進展すれば、管内に所在するスポーツ

団体等の生徒、保護者への情報提供や施設利用の在り方など、より多くの選択肢の中から希望する活動を実現できる環境が整うものと考えております。

令和7年11月、先月現在ですけれども、大江町からの参加を含めた西村山広域に参加可能な団体は、情報では、大江町を拠点とするソフトボール、バドミントンの2団体を含む13種目16クラブとなっており、令和8年度に向けてこれからさらに加速して増加していくことが見込まれております。

以上、部活動の地域展開につきましては、教員の負担軽減にとどまらず、関係機関や地域団体と連携を図りながら、引き続き着実に進めてまいります。

また、議員からありましたとおり、地域のスポーツ・文化芸術活動は子どもたちの主体性を大切にするのが重要であると考えており、将来的には、スポーツと文化芸術の枠を超えて複数の活動を選択できる仕組みであったり、大人を含む多世代が参加できる形を整えることで、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりにつながるものと認識しております。

今後とも地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを進め、子どもたちをはじめ、地域の方々にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動につながるよう活動の充実に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 菊地議員。

○4番（菊地邦弘君） いろいろありがとうございました。

今まさに、もう進行中というところもあると思いますけれども、一番がやはり情報発信だと思うんですよ。中学生はもちろん、これから五、六年先に本格化になってくるといふような流れもあるみたいなもので、やはり小学生の保護者に対する密な状況、それをきちっと何かのときに伝えていくと。中学校に上がったら、小中一貫校になるのかな、一緒に5年か、そうですね、同じところにいるからあれなんでしょうけれども、ただ、そういうふうな、将来、子どもが中学校になってからどうなっていくんだということが一番不安だと思うんです。

そのようなところで補助金なんかについても、さっきまだ全然、これから決まってくるのかな、国のほうで、どのような形になっていくかということであるかもしれないんですけども、そこら辺を大事にしていきたいと思います。

とにかく情報を密に発信していくことが最大の安堵感につながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今現在、子どもたちが非常に中学校の部活なんかも少ないところであり、今後、西村山中体連とかあるじゃないですか、ああいうようなものというのは、どのようにこれか

らなっていくんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 今、情報発信等についてお伺いがありましたけれども、これは我々も大変まだ足りないところだなと、先ほど言いましたけれども、感じているところでありまして、これから、来年度からどんどん進んでいくことになりますので、新しいクラブの情報でありますとか、これまでの情報についてはその都度その都度発信していかななくてはいけないと感じておりまして、説明会なども現在予定しております。

それから、2つ目の西村山中体連についてどうなるのかということについては、非常に、予測になっていきますので、非常に難しいところでもありますけれども、ご存じかもしれないんですが、もう中学生はいろいろな形でいろんな活動、選択をし始めております。

ということは、ご存じのようにもうサッカーは、中体連、大会なくなっています。もうチームが成り立たない。それから、ソフトボールも今回、新人戦は成り立たなくなりました。それから、バスケット、今回、大江中学校は優勝したんですが、朝日中との合同チームで優勝しています。

いろいろな形で合同チームをつくったり編成しながら、野球なんかほとんど合同チームで何とか3チームにして大会をやっているという状況で、全部の学校に部があるというのは、中学校7校あるんですけれども、卓球だけで、あとは全て3チームから5チームの中で編成し直したりしながら大会を今運営しているという状況であります。

こういった中で、これから進めていくとすれば、やっぱり中体連と併せてクラブ活動、広域の活動なども併せながら、子どもたちの選択肢を含めた大会運営などもしていかななくてはならないだろうなということは想像がつくところでもあります。

○議長（宇津江雅人君） 菊地議員。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

まだまだこれから進展すると思うんですけれども、こちらの通知文に書いてあるような1から7番までというか、これが非常に危惧してくるところだと思いますので十分に取り組んでいただいて、まずはやはり子どもが主役であり、文化部とスポーツを両立したいとか、そういういろいろ出てくる時代に入ってくると思うんですけれども、そのあたりをきちんと想定しながらも、体制づくりを万全にしつつも、情報も適宜、出していくとかというふうな形で進めていただきたいものだと思います。

最後に、教育長にまとめをお願いしたいんですけれども、部活の地域展開ですね。これは

全国的な問題でしょうけれども、教育長は、教育長自身、今後の地域づくりにもつながっていくと思われるんですけども、この地域展開というものは、今後の地域展開について、教育長自身はどのように思いますか。そこをちょっと明確にお聞きしたいなと思います。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 地域展開ということが今全国で叫ばれている中でありますけれども、一つ、言葉で地域移行、地域展開と言うんですけども、国では地域移行と地域展開というのは明確に分けて使っています。

どういうことかという、地域展開例として、実は大江町にバルカロールブラスカンパニーというのが先月立ち上がりました。日本語に訳すとバルカロールとは舟歌だそうです。舟歌吹奏楽団体というのが立ち上がったんです。これは、現在は町内の小学生と中学生を中心としたものですが、実際には中学生吹奏楽部の子どもたちだけでなく、ほかのクラブの子も参加しています。近い将来には、近隣市町の中学生、それから高校生、それから大人まで広げた大江町の町民の吹奏楽団体を目指しているということでもあります。

学校段階、日本の部活動のいろんな弊害というのは、勝利至上主義というんですか、活動時間が土日もなく、だあっと長くなってみたり、それによって体罰や暴言、ハラスメントが起こったり、そして、公立高校入試に利用されたり、何と云っても我々、気づかないうちに我々も50年間育ってきたんですが、何か学校を卒業すると部活動も引退となって、スポーツや文化活動から全て引退するというような日本の文化が育まれてきた。これを何とか解決しなくちゃいけないというのが部活動改革の一番本当の狙いなんです。ですから、半分以上は意識改革の部分です。

このバルカロールブラスカンパニーというのは、そういう意味では、卒業のない、子どもから大人までのすばらしい新しい価値を持った活動の立ち上げということで、ちょっと私は今のところ、私だけでなく、県内ではこういった活動の立ち上がりというのは初めてのことなのかなというふうに感じています。

これが地域展開と言われる一番分かりやすい例ですが、単に中学生の部活動の代わりを誰か指導者がするというのではなくて、こういった活動をいかにつくっていくかというところは、本当に一筋縄ではいかないものだと思っておりますが、大江町で立ち上がったので、これをやっぱり一つの起爆剤にして、やっぱり大江町、小さい町なんですけれども、その中から1つでも2つでも大江町を拠点とするスポーツ活動であったり団体がどんどんできるように支援を行って、一言で言えば、先ほど議員がおっしゃりましたけれども、子どもたちが

主役で、子どもたちが笑顔のそういう明るい町につくり上げていきたいなというふうに思っているところであります。

これは半分以上は町づくりということですので、本当に大変なことではあります、教育委員会を中心にして、皆様のご理解を得ながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） すばらしいまとめでございまして、スポーツ関係のほうにもそのような形で、もうどんどんと進めていただきたいと思います。

とにかく子どもが納得する、親もそれに納得していくという形がすばらしいものであって、町の中がにぎやかになっていくということを目指しながら進めていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。よろしくお願いいたします。

花火大会と、大江町を流れる川、母なる川、最上川の原風景の保護について提言し、町長に伺います。

今年も8月15日に大江町夏祭り最大のイベント、山形県最古の歴史ある水郷大江・灯ろう流し花火大会が開催されました。天候にも恵まれ、川の水位はちょうどよく、灯籠は最後まで

でバランスがよく、大変よかったですと思っております。ただ、10年くらい前から百目木の最上川舟唄碑発祥の地の前で当大会の花火を見ておりますけれども、大会の音声は低くて聞こえません。したがって、花火等提供者の紹介が聞こえないことから、家族や職場の方々の御礼と感謝の気持ちが伝わらないのではないのでしょうか。

今後も当大会を継続していくためには、花火を提供していただいた方の気持ちを理解し、大会を運営していかなければなりません。

音声が届かない要因は、観客が大勢集まりますと音声は吸収されますし、雑音も多くなります。また、舟唄碑脇は県道でもあり車の往来が多く、エンジンやマフラーの音が発生いたします。さらに、川風は百目木方面から大会本部方向へ吹いているのも大きな要因と思われます。当課題を解消されますと御礼や感謝の気持ちが伝わり、提供者数や花火数の増加につながるかもしれません。

さらに、花火設置や打ち上げなどに時間がかかり、間が持たないときにアナウンスや音楽が流れますと、間の解消にもなりほっとするものです。

したがって、来年の課題として、どのような方法でも結構です、舟唄碑まで音声が届きますよう切に望むところであります。

花火については昨年同様、日本一公園から打ち上げられる3か所同時打ち上げ花火、スターメインは、観客の真上に打ち上げられ、ズドンと響く轟音は最高であります。したがって、観客の真上に打ち上げられる花火をPRの一つに加えてもよいのではないのでしょうか。

花火大会に対するクラウドファンディングの導入について、これまでの経緯については分かりませんが、別枠として当制度を導入することも必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

大江町を流れる母なる川、最上川の原風景の保護について、我が大江町は、重要文化的景観、左沢楯山城遺跡、2つを国から指定を受け、昔の原風景を守っていくことが求められております。日本一公園からの絶景、旧最上橋、JR左沢線、柏瀬、百目木下流の中州の風景をカメラに収めるために多くの写真マニアや写真を愛する愛好家の方々が多数訪れます。

大江町はよいところですよとお聞きしますが、旧最上川のピンヤに流木が引っかかっている現状や、百目木下流の中州に流木が打ち上げられている現状が多々あります。旧最上橋の補修やピンヤに引っかかった流木の処理については、大江町と寒河江市が折半し管理しているものと理解しております。ピンヤに引っかかった流木を処理したのか、自然に流されたのか分かりませんが、いつの間にか流木はなくなっていることも多々あります。

ただ、昔からの原風景を守っていく立場として、いずれ流されるものと思ひ、そのままにしておくのはよくないのではないのでしょうか。

旧最上橋、柏瀬、百目木下流の中州は美しい風景であります。中州については、樹木を伐採し砂利を取り除いたとしても元に戻り、中州は永遠に不滅です。大江町として見守っていくべきではないのでしょうか。

中州に打ち上げられた流木の処理については、最上川は一級河川であり、国土交通省の管轄となっております。したがって、国土交通省の出先機関であります東北地方整備局山形河川国道事務所寒河江道路維持出張所に出向いていただき、恒久的な処理を要請していただきたいと切に望むところであります。

最後に、大江町は、原風景を守り、美しいまちづくりを推進する立場として、最も重要な山形県の母なる川、最上川の環境保全につながれば幸いです。

以上、花火大会についてと最上川の原風景の保護について提言し、町長に伺います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問が2点ありましたので、まずは花火大会の件についてお答えをさせていただきます。

大江町の灯ろう流し花火大会は、今年103回目を迎えました。この歴史ある大会をこれからも引き継いでいくことは、町民の誇りとして私どもの大きな使命の一つだというふうに思っています。

土田議員が観覧されている百目木地区の最上川舟唄発祥の碑、この付近で大会アナウンスが聞こえないということでのご質問でありましたが、例年、花火大会のために音響の仮設工事を行っています。7か所に12基のスピーカーを設置させていただいております。場所については、いわゆる大会本部対岸の向原、ふれあい会館、原町十字路付近、新最上橋付近の寒河江側、左沢駅前、警備消防本部付近、菊地酒店前、この場所にスピーカーを設置し、大会アナウンスやBGMを配信しています。スピーカーの設置場所については、運営上必要と思われる場所をはじめ、人が多く集まる場所を選んで設置をしております。

楯山、柏瀬、千本原の3か所から打ち上がる花火がよく見える大会本部付近にはスポンサーさんの観覧席を設けており、ここからは最上川対岸に設置した向原のスピーカーからアナウンスがよく聞こえる状態です。多くの協賛者様がここで観覧されているのではと思

われます。

可能な限り広範囲にアナウンスを届けていかなければならないとは思いますが、最上川沿いに限らず、左沢地内全域に最近は多くの観覧者が押し寄せる状況であり、その全てをカバーするというふうなことでは、経費的にも現実的に困難な状況ではあるというふうなことであります。

あわせて、現在進めております、かわまちづくりの計画について議論をしておりますが、365日、1年のうち1日ではありますが、大江町にとって年に一度の大きなイベントとなる花火大会を重視したかわまちづくりの計画となるよう、様々な検討を今進めており、その中において、音響設備についても検討すべき項目として捉えているところであります。かわまちづくり計画の対象範囲については、可能な限りアナウンスをお届けすることができるようにできないかというようなことを考えてまいりたいと思います。

続いて、花火のクラウドファンディングのご質問もありましたが、クラウドファンディングは、アイデアやプロジェクトを実現するための資金調達手段として多くの事業経営者に利用されておりますし、万能な資金調達的手段に聞こえます。しかし、実際の成功率というふうなものは50%を下回っているとも言われております。平均すると20から40%ぐらいではないかというデータもあるようであります。ガバメントクラウドファンディングとはいえ、決して思うほど簡単に資金が集まるようなものではないようにも思います。

大江町でもこれまで、クラウドファンディングを活用したふるさと納税の取組を行ったことがありました。それは、左沢線全線開通100周年と花火大会100周年が重なったときに実施をさせていただきました。内容は、頂いた寄附はJR左沢線の車両のラッピング、打ち上げ数の増量、旧最上橋のライトアップなどに使わせていただきたいということで、募集期間が4月から6月の3か月間、ふるさと納税の返礼品あり、目標額を200万円というような設定で寄附を募集いたしました。

目標額については達成をさせていただきましたが、現実的な話をしますと、返礼品やクラウドファンディング利用のための手数料、決済手数料、こういった経費も含まれておりますので、実際に活用できた金額としては、実績として150万円ほどのお金だったというふうなことであります。さらに、このときは左沢線の100周年、これと花火大会100周年という大きな節目の年であったため、通常よりも多くの方から共感をいただき、目標達成につながったのではと想像をしております。

花火大会の資金確保については、これまでの企業様をはじめとする寄附に加え、有料観覧

席販売やクラウドファンディングの活用、奉納花火など様々な方法を検討したいと考えていますが、クラウドファンディングを導入するかどうかについては、リスクや手間、これまでの実績等を踏まえて総合的に判断しなければならないものだと考えております。

続いて、2点目のご質問にありました最上川の原風景の保護についてお答えをさせていただきます。

旧最上橋の路線は、大江町の町道原町旧最上橋線、これと寒河江市の市道川口原旧最上橋線となっており、旧最上橋は行政界に位置する橋梁に当たりますので、山形県から管理移管されてからは、双方で最上川の河川占用の手続きを行ってきております。

これまでも、橋梁が両市町にまたがるため、工事や管理について様々な協議と調整が必要であったことから、平成24年9月28日に寒河江市と道路管理及び費用負担に関する協定書を締結して、橋梁管理者を大江町長に定めたほか、工事や管理に関して2市町間で取決めを行いました。この協定書において、一般的な橋梁に関する管理は大江町が行うこととしており、議員指摘の橋台に引っかかった流木の撤去については、行政界を超えた寒河江市側の橋台についても、橋梁管理者である大江町長が管理することとされております。

なお、現在、旧最上橋については様々な補修工事等を行っております。これに関しましては、それぞれが負担金を出し合い折半するような形で工事を進めているところであります。

以上のようなことから、最上橋下の流木等については、原則、県や寒河江市ではなく協定書に基づき、大江町が主体として撤去してきているところであります。

また、中州の流木の撤去は、河川管理上、支障が生じれば河川管理者である国土交通省が行うこととなりますが、旧最上橋をはじめ、中州を含めた百目木地区の景観については、大江町の重要な観光施設でもあり、今後も必要に応じて関係機関が連携して適切に管理をしていくとともに、増水時の対応に関して国・県などの関係機関から助言をいただきながら、引き続き対応していくこととなりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 土田議員。

○10番（土田勵一君） 町長、どうも答弁ありがとうございます。

まず、スピーカーの音なんですけど、聞こえないのはスピーカーがないから聞けないんだっただと思います。今、護岸工事と一緒に並行して進めさせていただきたいと思うんですけど、これは恐らく可能だと思います。今でも、最上川で水があるとき、周知、やっていますよね。今、何ぼぐらい上流で水が流れていますよと、危険だから気をつけてくださいとスピーカーが鳴

りますよね。あれだって恐らくその手のものかなと私は思っておりました。

今、初めて護岸工事と一緒にスピーカーを取り付けるような話は聞きました。理想としては、来年の花火大会から百目木も聞けるようになれば一番いいんですが、もしその方向で持っていくのであれば、そういうふうにしていただきたい。恐らく町長が少し頑張れば、これは可能なのかなと思いますので、これはこれで質問を終了いたします。

次に、ピンヤに引っかかった流木ですけれども、あれは偶然にも流されて今はない状態になっております。これ、恐らく引っかかったというよりも、水圧で止められていたものが水位が下がったので自然と落ちて流れていったという理解を私はしています。逆に水位が上がりますと、水圧で押されてそのまま維持されているわけなんですけど、今回の場合は恐らく水位が下がって自然に落ちて流れていったと、こういうふうな私は理解をしております。

偶然といえば偶然なんですけど、やっぱりそれがそのままにしておいて、果たして大江町としていいのかどうか、こうなりますとまた別問題で、なるべくもうこれはまずいなというときには、何か撤去してもらえればありがたいと私は思っています。

私もあそこで写真を撮ってきたのですが、やっぱりあと2人の方も写真を撮りに来ました。旧最上橋を撮るために。あそこに、何か木、つかえているでしょうと私は言ったんですが、そうですよねと、あれは少し邪魔なんだよねと、こういうふうに言われたんですよ。私もすごく気にしてしまして、前から、これはずっともう何十年も前からの話でありますけれども、やっぱり気にする人は気にしています。私だけじゃなくて。ある人からも、二、三人から言われて、早く取ってくれ土田君と言われて、やっぱり私だけじゃないんだと、こういうふうに私は思っています。

恐らく、今、町長、そういう話、寒河江と町が折半してもしやれるものであれば、原風景を守るためにも、やっぱりカメラマンの写真のアングルにもいい環境になるようにやっていただければありがたい。これはもう恐らくできると思うんですよ。だから、今、主導が大江町だというものですから、寒河江と協議すれば折半してやれるんじゃないかなと、こういうふうに私は思っています。どうですか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 流木の処理等については、基本的には川の区域の中でありますので、河川管理者が管理するというのは原則なんですけれども、ただ、川の管理上、支障があるなしでもって、そこの対応は管理者の対応なのかどうかというのが一つ分かれる。なので、今、橋台に引っかかっている流木があったとしても、河川管理者としてはそこの部分は、管理上

は特に大きな影響はないというふうに、河川管理者側の見解としてはそういう見解になる。

ただ、今、言われましたように大江町としては、日本一からの景観だったり、最上川付近の百目木地区からの景観だったりというふうな景観を考えたときには、そのところについては、やっぱりきれいな風景というふうなものは保全していかなければならないということがあるんだというふうに思います。その部分は、川の真ん中に引っかかっている部分については、やっぱり船を出さないと何とも処理ができませんし、ただ、あれ、なかなか自然には流れないんですね。激流で流れてきてあそこに引っかかったそのときの力というのは、多分かなりの力があってそこに引っかかっているというふうなようなので、人が一人でちょっとどかしてどうのこうのとか、あとはチェーンソーで切つてするというふうな、簡単にはいかないような引っかかり方をしているというのが現場での見立てでございます。そのところは当然経費がかかるわけですので、状況を見ながらの対応というふうなことになるかと思えます。

一部、河川管理者としての関わりというふうな部分も選択肢の中に入れながら、全てをとるというふうなことではなくて、そこは協力をしながらやっていくという方向なのかなと。なので、国土交通省さんの河川管理という側から見ても、やっぱり大江町の重要文化的景観という価値をご理解いただいた中で、そのところは要請をしていくというようなことも手段の一つかなというふうに思っております。

それから、スピーカーの部分では、かわまちづくりで、できれば、今仮設で全てやっているの、その部分の設置、取り外しというふうなことでは、非常に毎年お金が、それなりの経費がかかってきているというふうなことで、新たに先ほどの下流側の舟唄発祥の地碑の前まで持っていくというふうになると相当距離がありますので、その経費との費用対効果もあります。

できるとすれば、今、本部の向かい側にあるスピーカー、何か設置してありますので、その部分を少し下流側のほうにスピーカーを向けるだとかで、こういった状況になるのかと、そういったことを工夫しながら、最終的にはかわまちづくりの中で何か恒久的に使えるような設備として、その線の配置をしていくというような形をつくれないうものかなというふうに考えている現状でありますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。それは理解できました。ありがとうございます。

最後に、中州の流木なんですけど、あれは出水によって必ず打ち上げられるんですよ、今までの経緯を見ますと。

今の状態ですと、大分下流に流されていますけれども、中州の一番最初に引っかかっていたんですよ。それで、2回で今の現状まで流されています。大体12メートルぐらい流されて、今二十四、五メートル流されているんですけど、これはだんだんと、私が見る分には見苦しくなっているんですよ。だんだんと何か、一番前に引っかかっているときにはいい状態であんなふうになっていたものが、今度はぴっと立っている状態になって、すごく景観的にはよくないというふうな現状になっています。知らぬ頃にまた流れればどうかなというふうな気もするんですけど、果たして今の町長の話をお聞きすると、やはり悪い影響がないからいいかなというふうなものもあるのかもしれないですね、これ。

でも、果たしてあの有名な百目木の中州も、最近はずごく日本一の公園からの眺めがよくなってまるっきり見えるようになったので、木の枝を伐採してもらったので、結構、今までは見えなかったのが、いきなり今度、見えるようになったんですよ。それも、やはり写真を撮る人にはそこはいいところだということで、日本一公園から撮ってもらっているんですけども、これも恐らく、私には分かりませんが、やっぱり写真好きの人はいいんでしょうね、恐らく。私はそうただ感じております。

我々も、やっぱり流木はどうしようもない課題なんですけれども、何とか町長さんから頑張ってもらって、恒久的な流木の対策をとにかく取り決めていただいて、そして町長からもひとつ頑張ってもらいたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 中州の状況は、川の水をスムーズに流していくために、増水後に立ち木の伐採、それから砂利の一部除却というふうなことで、川の流れをよくするための対策を取っていただいたというふうなことがありました。

そんな中で、恐らく今までは木の中にああいった流木は潜り込んで、あまり景観上は感じなかったというのも正直な形があったのかなというふうに想像しております。今は平らでありますので、ああいった大きな木が流れてくれば、そのまま大きく目立ってしまうというふうなことなのかなと思っています。

なかなか、川の真ん中というふうなことで、例えば町の職員がちょっと行ってできるような話でもございませんので、それなりの経費も必要ですし、危険な作業を伴うというふうなこともあります。その辺はいろんな形で、先ほど申し上げましたように国のほうとでもその

辺の課題を整理しながら、お願いをするところはお願いしながら進めてまいるしかないのかなというふうに思っておりますので、ご理解ください。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。

今ちょっと思い出したんですが、あそこ伐採して砂利を取っていただきましたよね。若干そのときは、一年、二年はよかったんですが、あれは二、三年たったらまた元に戻っています。

今、町長が言ったように、きれいになったからというのはどうだかちょっと分かりませんが、目立つようになっております、確かに。目立つようになっていきますので、これは簡単に申し上げますと、町長からの答弁には、やっぱり広い最上川ですから、あそこまで行ってそれを処理するというのはなかなかお金がかかるのは分かります。

ただ、今度は堤防ができて、新しくなったとします。あそこは、あと二度と砂利を取って何かするなんていうことはないと思いますので、恐らくないと思います。中州で水が上がったというのは、最初お願いがあったんですが、やっぱり取ってみてもあまり影響がなかったような感じなんですね。だから、そういうものって恐らく、やってみたらあの結果が出たのであって、やらなきゃ結果も出ないはずなんですよ。あそこを取っていただいて、1回模様を見たらまた同じ状態になっていると、こういうことですから、私はあの後、中州の砂利は取らなくなっていくと思いますし、今度の堤防ができますと、恐らく中州の砂利はもう関係なくなると思いますので、私はそういうふうに今、感じたところです。

町長も病み上がりですので、時間をあまり私は取ることができませんけれども、もう最後に、町長、どうですか。言いたいことがあるでしょう、もう一つぐらい、たしか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 砂利を片づけた令和2年に羽越水害以来の洪水があり、そして、少し伐採なり砂利の除却をやったら、令和4年度にまた同規模の水害が来たというふうなことで、同じことが起こっているというふうなことでありますので、大きな水害2つを挟んで、今、土田議員が言われたような評価になってしまっているのではないかと。

ここばかりの問題ではなくて、国土交通省さんのお話ですと、下流までつながっていく話だということなんです。ここを勢いよく流せるような状態をしたとすると、今度は下流域の中山町だったり、もっと下流の方だったりに影響が、スムーズに流れることによって出ていくと。そのバランスを考えながら国のほうでは作業しているというふうにお聞きをしてお

ります。なかなかそのところの専門的な、データに基づく分析というのは我々あまり計り
知ることができないんですが、そういったことも考慮した中で、国さんから作業を進めても
らっているというのが一つだというふうに思います。

そして、流木の部分については、河川管理上、あれを切ってそのまま流してやるというよ
うなことは人工的にはできないですね。できないので、ということは、例えば輪切りにし
たものを全部陸側に上げて処分をするというふうなことまで考えると、かなりの労力と費用
がかかってくるというふうなことは想像しやすい部分ではないでしょうか。

そういったことも含めて、景観というふうなことでは一定の理解をしながら国と話をし
ていくというふうなことと、あとはやっぱり役割分担をしながら、そのところは話をし
て、お互いの理解の中で進めていくというふうなことだと思います。

町が主体的に勝手にやることもできませんので、堤防整備の工事の中でどうなのかとかい
ろんな選択肢、相談の方法もあるかというふうに思いますので、その辺、私としては国のほ
うに頑張って伝えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、どうもありがとうございました。よく分かりました。よろし
くお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

ここで午後1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時50分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤野広美君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野広美です。

町長、退院おめでとうございます。元気なお姿を拝見でき、うれしく思います。

それでは、通告に従いまして、左沢浮島線左沢から藤田間の歩道早期着手をという質問をさせていただきます。

今年10月24日に開催された大江・朝日両町議会議員協議会で、西村山選出の県議会議員に地方道促進整備の要望書を次の内容で提出しております。

主要地方道長井大江線、一般県道中山三郷線並びに一般県道左沢浮島線は、沿線住民の普段の生活を支える重要な路線であるとともに、両町の産業・文化・交流活動を支える路線であり、地域を訪れ観光する人たちにとって無くてはならないものとなっています。

しかし、各路線の状況は現代の生活行動や安全確保対策面で劣っており、観光スタイルにもそぐわない不便なものとなっています。

以下、省略します。

この要望書の詳細の中に、左沢浮島線左沢から藤田間の歩道1,500メートルの早期着手が明記されております。

上記要望書の内容を踏まえて質問を行います。

昨年8月にオープンしたぷくぷくパークに春先から秋にかけて小学生が自転車で遊びに行く様子をよく見かけます。下校した小学生が公園へ遊びに行くために、県道左側にある歩道を自転車に乗っていくのですが、歩道が狭いのと上り坂ということもあり、安定感のないこぎ方で、とっても危険であると感じました。また、自転車は左側通行ということで、帰りは歩道のない道路を通り、自宅に帰ります。さらに、帰りは下りのため加速もされます。加えて、大江交番より少し南に上ったところの歩道側溝の蓋が不陸になっているところがあり、転んだ方もいるので危険です。このことは既に担当課に連絡をしております。

このような現況から、要望書にあるように安全対策面で極めて危険であるので、早期着手する必要があると強く感じております。

これまで、県議会議員に提出している要望書内容を受けて、先般の大江・朝日両町議会議員協議会のときに県の考えを県議のほうよりお聞きしました。

県の現状に対する認識としては、左沢浮島線左沢から藤田間は、道路の両側に家屋が連檐しており、拡幅を伴う歩道整備には家屋移転による人口流出が懸念されるほか、時間と費用を要するなど、整備に向けては多くの課題があるとしています。

その上で、今後の予定として、県では、大江町において将来のまちづくりの方向性を示した都市計画マスタープランが今年3月に改定され、この区間の将来像として片側のみの歩道整備も含めた現実的かつ早急な実施手法及び都市計画の見直しを検討する旨記載されていると承知しており、町の考えについて今後話を聞いていきたいと考えているとのことです。

子どもの自転車の乗り方の危険なことや、歩道側溝の蓋の段差で転んだ方がいることなどを考慮し、事故があつてからでは遅いという思いがあります。また、先ほど申し上げた県としての今後の予定に、町の考えについて今後話を聞いていきたいとあります。

このように、県側から言っている今を絶好機と捉え、左沢浮島線左沢から藤田間の歩道早期着手を早急に県へお願いしていただきたいと思えます。町長の決断の考えをお伺いします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員からただいまご質問をいただきました左沢浮島線、左沢藤田間の歩道早期着手についてお答えをさせていただきます。

大江・朝日両町議会議員協議会として、道路整備促進に向けた西村山選出県議会議員に対する要望活動を例年行っていたに、敬意をまずは表したいというふうに思います。

県道沿線の地元であります6区さんと藤田区さんから町に対し道路整備に関して要望も受け、令和7年1月21日に山形県に対し要望を町として行ってきたところであります。その後、西村山地方開発重要事業要望会などで、県に対して機会を捉えながら要望を申し上げてきたところです。

このような中で現実的かつ早急的な実施手法として、片側のみの歩道整備などについても検討を行うこととして、令和7年3月策定の第4次大江町都市計画マスタープランにもそのような弾力的な整備方針も位置づけさせていただいたところであります。

大江町にとって、県道左沢浮島線は、市街地の幹線道路として重要な路線であるものと認識をしておりますので、県当局と意見交換を進め、引き続き課題整理と情報収集、そして現実的な整備手法に向けて努めてまいりたいと考えております。

なお、県道整備に関しまして、すぐに実現することは難しいことも理解していただけるといふふうに思いますので、継続して県との協議を密にしながら、課題に対してどのような対

応が必要かどうかも含め、慎重に検討を重ねてまいりたいと存じますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますように、この場からお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

現在の都市計画道路は16メートル幅員で、道路中心より両側に8メートルの計画となっております。現状での県の考えは、先ほど申し上げたとおり、道路の両側に家屋が連檐しており、拡幅を伴う歩道整備には家屋移転による人口流出等が懸念される、こういう問題があるというふうに私も考えます。

町長の答弁にありましたように、昨年度は6区と藤田区からそれぞれ町長に左沢浮島線、左沢藤田間の歩道の早期着手の要望書が提出されていると思います。私も6区民でありますので、区長の要望書の提出があったことによって一歩前へ進むことができたな、そういうふうに感じているところです。

6区は隣組長会を経て、また、藤田地区はたくさん隣組長がいらっしゃるので、その1つ上の会議で諮って提出をしたというふうにお聞きしております。県側が提案している今後の予定にあるように、片側のみの歩道整備の現実的かつ早急な実施をお願いしたいという思いでのごことと思います。このように、この路線に、沿線に居住している多くの方の思いを託した要望書が町に提出されているのは、常に通行する人が危機感を感じているということからであるというふうに思います。

2つの区の要望書提出を受けて、答弁にもありましたけれども、県に対して町としても要望を行っているという答弁をいただきましたので、さらに前へ進めるためにありがたいというふうに思っております。

私は、小学校の子どもたちが歩道とか車道の自転車の乗り方を見ていて危険だなということが時々あるんですね。そのときに、左沢小学校には幾度となくこういうところが危ないという連絡をしてまいりました。

先ほど申し上げた以外に、左沢高校の生徒が狭い歩道を通れなくて車道を通って登下校しているという現状にあります。また、小学生の通学路になっているということで、冬になると歩道が狭くなって登下校が大変になっているということも現実です。さらには、ベビーカー、シルバーカーを押して歩道を通れないというところもあります。

来年度は新しい藤田団地の造成が事業となって、その後、分譲販売というふうに進んでいくものと思います。若い家族が増えて、子どもも増えて、今よりもっと歩道の利用者が増え

ていくだろうというふうに考えられます。通行する方の安全を第一に考えて、歩道整備の早期着手へぜひ進めていただきたいというふうに思います。

町長は、6区、藤田の区長から提出されている要望書についてはどのように捉えているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 各区さんのほうからいただいている要望の内容については、ほぼほぼ私も立場というよりは、考え方としてその部分は理解できるといいますか、同じような考え方で進むべきではないかというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、県のほうに町長として要望を申し上げているというふうなことであります。

ただ、ちょっと誤解のないようにお願いしたいんですが、片側歩道も整備の方法の一つの方法だということです。そういうことで進むというふうなことではありません。あくまでも沿線の方がどのようなことをこの道路に期待をするのか、そして、まちづくりとしてどういった道路の役割を持ってその規格を決めるのかというふうなことは、これからそこをしっかりとやりながら、まちづくりにとって最もプラスとなるような、そして、沿線の方にとって最もいい道路だと言われるようなものにやっていかなければならない、そこを詰めながら進んでいかなければならないと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

6区、藤田区長から提出されている要望書の内容については、町長も同じ考えで県へ要望していきたいというふうに答弁をいただきました。また、片側の歩道も一つの方法である、これも私も理解はしております。

事故があつてからではやっぱり遅いという思いがあります。左沢浮島線、左沢から藤田間の早期着工の実現というのは、町長のまず今の段階の決断、これによって前進していくものと考えます。早期に6区、藤田区民との対話の場をぜひ持っていただけるようお願いをしたいというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ありがとうございます。

ただ、説明会を開くというふうなことは構わないんですが、やっぱりこちらは町として、そして県は県として、どのような形で整備の方針をしていくかというふうなことを持たずに集まりを持って、タイミング的には駄目なのかなと正直思います。

先日、6区の町長と語る会を開催させていただいて、その道路の件についても少し意見をいただきました。そんなことも入れながら、区の役員さん方を中心としながら、その辺、課題整理をして、方向性づけをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野議員に申し上げます。

藤野議員もご存じのとおり、今年、大江・朝日両町協議会総会ということで、県のほうに要望書を提出しました。したがって、今後のことにつきましては、県のほうでこの要望書に基づいて、県の議会なりで審議され、諮っていくと思われまますので、その先のことについては、町長としてはちょっと答えられないと。先ほど町長の考えは、町としての考えは述べられましたので、このぐらいでいいんじゃないかと思っております。

〔「最後に一ついいですか」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） どうぞ、藤野議員。

○5番（藤野広美君） 議長のおっしゃること、よく分かります。町長のおっしゃることもよく分かります。

今後6区、藤田の三役さんとか少しずつで結構ですので、考えや町の考えというものをご提示いただいて、6区民、藤田区民といずれは話合いが持っていただけるようお願いをして、1つ目の質問を終わります。

続けます。

次に、5歳児健診の実施予定はという質問をさせていただきます。

今年4月28日の新聞に「「5歳児健診支援強化」自治体への補助を拡充、発達障害を就学前発見」という見出しで記事が掲載されておりました。この健診がいかに大事なのかについて記載されております。

5歳前後は言語能力や社会性が高まる時期に当たり、言語の遅れなどから発達障害の特性を認知しやすく、就学前に適切な支援につなげる狙いがある。医師の確保や、健診後の支援体制の構築が課題となる。1歳半と3歳児の健診、小学校入学の半年前頃に行われる就学時健診は自治体の義務としているのに対して、入学のおおむね1年以上前に想定される5歳児健診は任意で、23年度に行った自治体は14%にとどまる。こども家庭庁は、28年度までに全国での100%実施を目指す。また、こども家庭庁が5歳児健診を実施していない自治体に理由を尋ねたところ、医師の確保が困難、福祉、教育、医療などの連携によるフォローアップ体制の構築が難しいといった声が寄せられたという内容になっております。

新聞に掲載されているように、言語の遅れなどから発達障害の特性を認知しやすく、就学

前に適切な支援につながると感じます。私の年代が子育てをした頃はこういう事業はありませんでしたので、今の子育て世代の方は、子どもの健康状態を就学前に知ることができて、不安なく入学時期を迎えることができると感じています。

山形県内の対応状況を調べてみましたが、21市町村が既に実施しているとのこと。さらに、西村山管内の対応状況について調べてみましたが、次のようになっております。

寒河江市は令和7年度から毎月、河北町では令和7年度から2か月ごとに、西川町では医師はいないが、心理士と職員対応の町独自で以前からやっている、朝日町は令和8年度から実施したいと考えているそうです。

大江町ではまだ5歳児健診は実施されていないと思います。

そこで、次の3点について質問いたします。

①どんな理由で実施されていないのか。

②今後、実施体制を取る場合は、医師の確保、福祉、教育、医療などの連携によるフォローアップ体制の構築はできるのか。

③どの時期にどのような体制で、健診項目と個人負担は幾らか。

以上をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、2問目の藤野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、大江町における母子保健法上における乳幼児に関する健康診査の実施状況を申し上げますと、同法第12条により義務とされている1歳6か月児及び3歳児健診、それから同法第13条による任意のものとして、3・4か月児及び9・10か月児健診、個別健診としての新生児聴覚検査を行っております。また、町独自の取組として1歳児歯科健診、さらには2歳6か月児歯科健診を実施している、このような状況になっています。

このたび、5歳児健診の実施予定はとのご質問の中で、主に3点を取り上げられておりますので、順番にお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目のどんな理由で実施されていないのかになりますが、国においては、令和5年12月に閣議決定されましたこども未来戦略により、今後3年間の集中的な取組として加速化プランを示しております。その中の一つに、5歳児への健康診査について、早期の全国展開に向けた支援を挙げ、全ての自治体が出産後から就学前までの切れ目のない実施体制を整備するため、新たに実施費用に対し、助成を行う支援事業が創設されたところであります。

5歳児健診の特徴というふうなことで申し上げますと、個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち居振る舞いを評価して、社会的な発達の状況を把握する機会と捉えられますが、藤野議員が言われているとおり、5歳児ともなると言語理解能力や社会性が高まってきます。発達障害が認知されてくる時期であり、その後の成長、発達に影響を及ぼす時期でもあるため、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの健康の保持と増進を図ることが求められております。

これらを踏まえまして、大江町においても、来年度、令和8年度からの実施に向けて、この間、既に実施している近隣市町の事例を調査、研究し、実際に健診の現場を見学させていただくなど、担当の部局において準備を進めているところであります。

2点目の連携によるフォローアップ体制の構築はできるのかにつきましては、全体の乳幼児の数を踏まえ、3・4か月児及び9・10か月児健診、これらと併せた実施を検討することにより医師等の負担軽減を図り、また、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定された幼児及び保護者に対して、地域全体でフォローアップしていく体制が重要になりますので、保健師、かかりつけ医や専門医療機関等の医療関係者、児童発達支援事業所等の福祉の関係者、通園先の保育士や幼稚園教諭、また、就学に向けた教育委員会や小学校の担当者等とも連携をしながら情報を共有し、共通認識を持って、多角的な視点から支援方針の検討を行っていく必要があると考えております。

なお、情報の取扱いについては、プライバシーの保護に十分に配慮することが必要となります。

現在も、子どもに関する様々なケースについて連携を図りながら対応しているところではありますが、これまで以上に保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が平時より顔の見える関係を構築し、必要な支援につなげていかなければならないと考えております。

最後に、3点目の、時期と体制、そして健診項目と個人負担、これらについてであります。対象を当該年度の年中児とし、月齢順に3回に分けて行い、実施体制は身体測定の後、保健師による問診、小児科の医師による診察、心理士による相談、そして、その結果の説明を対象者全員に行い、必要に応じて他の専門相談という集団健診の流れを想定しています。

健診項目は、身体発育状況、栄養の状態、精神発達の状態、言語障害の有無、育児上問題となる事項などなど、疾病及び異常の有無などであり、個人負担は徴収しない方向で検討しております。

今後とも子どもの健康の保持と増進を図るため、健康診査の円滑な実施とその後のフォローアップ体制の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

来年度に向けて、近隣市町も視察をしながら、育児に関しても入れて、連携の取り方を含めて、担当部署において現在は準備を進めているという答弁をいただきました。朝日町と一緒に令和8年度来年から実施になるんだなということをお聞きしてうれしく思っております。

先ほど年に3回と答弁があったと思います。3・4か月健診、9・10か月健診というふうに、それに合わせてやっていくというふうなことだと思いますけれども、先ほどフォローアップ体制を充実していきたいというふうに考えているという答弁をいただいたんですけれども、医師は小児科の先生が担当するというふうな答弁をいただいたと思うんですけれども、今は町内に小児科という担当の医者という方がいないというふうに思うんですけれども、そこはどのように体制を取っていくのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど紹介のありましたとおり、小児科の医師を入れずにやっているところもあるようでありますけれども、そこはやっぱりしっかり専門の知識を持った小児科の先生から診ていただく必要があるのではないかと、もしくはそのほうが充実した健診になるのではないかとこのように考えております。

医師の部分については、ちょっと私、細かいところまで把握してございませんので、ただ、確保はしているというふうなことで、これまでの経過なり、今後のやり方等については、担当課長のほうからちょっと話をさせていただければというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） それでは、今の質問に対して、私のほうからお答えをさせていただきます。

医師につきましても、町内にいない、小児科医はいないというふうなことですけれども、現在、3・4か月児の健診、それから9・10か月児の健診につきましても、寒河江市の小児科の先生のほうから来ていただいてやっている実情があります。

先ほど町長も述べたとおり、医師の負担というふうな意味から、同じ医師から健診しても

らおうというふうな考え方に立って、先ほども言ったとおり3・4か月健診と9・10か月の健診、それらに併せた形の中で実施をしていくというふうなやり方を考えております。

来年度につきましては、年間3回というふうなことで、先ほど町長は説明したと思いますが、大体、来年度対象となる児童につきましては26人ほどを見込んでおりますので、やはり3回ぐらいに分ければ、医師の負担も軽減しながら円滑な実施ができるのではないかとこのように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 課長、詳細な説明ありがとうございます。寒河江市から小児科の先生に来ていただいて健診等ができるということは、とてもいいことだというふうに思います。

これも多分、課長の説明になるのかどうかですけれども、健診の項目についてはどのようなことを今の時点で考えているのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申し上げたと思うんですが、再度申し上げますか。

〔「はい、すみません」と言う人あり〕

○町長（松田清隆君） 健診の項目は、身体の発育の状況、栄養の状態、精神発達状態、言語障害の有無、育児上問題となる事項、その他疾病及び異常の有無などであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） すみません、聞き逃してしまいました。申し訳ありません。

いろんな面で医師、福祉、教育、医療、フォローアップ体制の構築をぜひお願いしたいというふうに思います。

今の時点で、こういうふうになったらこうだろうというふうな考え、あればですけれども、ちょっと今の段階では無理だろうなというふうに思いますので、ここは質問を控えたいというふうに思います。

発達障害の可能性がある場合は、必要に応じて支援を行っていくという答弁だったと思いますが、入学してからの支援も引き続き行っていただけるんであるのかなというふうには思いますけれども、最終で何歳までの支援をするというふうに考えているのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 何歳までの支援をという、何歳までするという基準を決めるよりも、その方に合ったように支援が必要な部分まで支援をするという形が必要なのではないのでしょうか。そう思いませんかというふうに私は考えています。

○議長（宇津江雅人君） 藤野議員。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。いろんなフォローアップ体制をして構築が取れていけるように、また、発達障害等があった場合は、支援体制を引き続きやっていっていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

子どもは宝であります。大江町で子育てをしてよかったというふうに思っただけのような体制をぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで藤野広美君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

令和7年第4回大江町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年12月10日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問(4名)

3番 大沼清人

- 町をあげて有害鳥獣駆除対策を積極化すべきでは

8番 関野幸一

- 本町のイベントの核となる左沢駅前広場(ロータリー)・駐輪場・駐車場整備について
- 最上川の堤防工事に、町の要望をどれくらい盛り込んでいるか

2番 廣野秀樹

- 左沢市街地に融雪溝の整備を

6番 櫻井和彦

- 熊被害状況と町独自の対策について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者 兼出納室長	伊藤修君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） どうも皆さん、おはようございます。

冒頭ですが、私は、町を挙げて有害鳥獣駆除対策、これを積極化すべきではという内容で一般質問をさせていただきます。

本年は連日のごとく熊、イノシシの被害のニュースが相次いでおりまして、熊による本年度の被害は11月末現在、けがが全国ベースでいいますと230人、死者は何と13人を超えております。専門家の解説記事によりますと、2歳前後の熊に注意すべきであり、被害拡大の遠因、原因は地域の過疎化、あと高齢化、この2つにあるということです。

ここ数年の環境変化では、猛暑や台風によるドングリですとか、ほかの山にある餌、これが非常に少なくなっているということで、通常生息する熊、あるいはイノシシの食料事情、この影響が大きいと言われております。そのため、冬眠の前に大量の餌を必要とする熊にとっては、里への出没をいやが応でもせざるを得ない、そういう状況になっているやに思っております。従来より熊は臆病であり、人との接触を避ける生き物であります。しかしながら、近年は積極的に人を襲うケースも散見されております。今後我々は、人とのすみ分けが行われてきた従来熊とは違った生き物との認識へ改めなくてはならないかと思っております。

同時にイノシシについても、同様の理由で例年以上に各地区に徘徊しております。本郷地区でお聞きしたんですが、相当数のイノシシ、こちらの被害が大きくなっておりまして、地区で飼っているのではないかなどというやゆの声が聞こえてまいります。

これら有害鳥獣の影響は単に農作物被害にとどまらず、人家や倉庫、家畜等々への危害が強く懸念されます。もちろん人的被害が発生してからでは取り返しのつかないこととなります。もちろんこれらの被害の回避のため、町民の自助・共助が求められますが、現状はそれを大きく超える事態だと私は思っております。

つきましては、下記の3点をお伺いします。

1、上記被害の拡大に対して町はどのように把握しているのか。また、近隣町村と比較して、有害鳥獣の捕獲数が低いことをどう評価するのか。これは現状分析、あるいは認識のレベルです。

次、今後執行部は、町独自の対策のほかに県や警察、猟友会とどう連携し、その対策をどのように策定しているのか。これは各機関との連携と対策、例えば緊急銃猟訓練等々を指します。

次、3番。各地区の事情や地理的条件も踏まえ、地区民への対策、注意喚起、これは私助・共助の分野でございます。とともに、公助の在り方について地区民の理解、協力が必須だと思われまます。町や猟友会会員等々と希望する地区民との意見交換会、情報の共有、これ

が必要ではないかということで、3番としては、住民との危機管理の共有、この3点について一般質問をさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

今日、1人目の一般質問というように、ただいま大沼議員のほうからご質問をいただきましたので、質問に沿ってお答えをさせていただきたいというふうに思います。

大沼議員のほうからも頭数等の話がありましたが、町で把握している11月28日現在、大江町における有害鳥獣の捕獲数であります。熊が15頭、イノシシ27頭、カラス20羽となっております。年度ごとの捕獲数の推移を見ても、熊については、ブナの実が豊作か否かにより捕獲数に差はあるものの、近年は捕獲数が増えている状況にあります。

ちなみに、西村山管内の今年度の熊の捕獲数をお聞きしますと、寒河江市が30頭、河北町が5頭、西川町が31頭、朝日町が56頭というような数字になっております。確かに大江町における捕獲数というふうなことを見れば、近隣町村と比較すると、割には捕獲数が少ない状況なのかなというふうなことが言えると思います。

なお、令和6年度に山形県のほうで取りまとめを行っております農作物被害状況調査によりますと、大江町の被害の面積というふうなことでは約0.3ヘクタール、被害金額では42万円、これに対し例年の村山地域の14市町平均は被害面積が50アール、被害金額は1,934万円、このようになっているようです。近隣他市町よりも被害が著しく大江町では被害額としては少ないというふうな傾向が見られます。

農地面積そのものも、令和5年度の作物統計調査によりますと、村山地域14市町の平均耕地面積、これが2,283ヘクタールであるのに対し、大江町の耕地面積は792ヘクタール、これも管内では少ないこと、こんなことも頭数、熊の出没というふうな部分では影響しているのではないかとこのように思います。このように、地理的な条件や果樹の栽培面積などにより個体発生に差が生じてきていますので、単純な捕獲数の市町村比較は困難であることもご理解いただきたいと思います。

しかしながら、町内で見てみますと、同じくブナの実が凶作だったと言われた令和5年度の大江町内における熊の捕獲頭数は24頭でありました。これと比較すると、今年度の捕獲頭数は先ほど申し上げましたとおり15頭となっておりますので、捕獲率は低いというふうなことも言えると思います。

理由は様々考えられる。猟友会の会員の方々のお話をお聞きしますと、近年は町内農地において電気柵の設置が進んできており、電線に触れ刺激を受けた熊の個体が鉄おりに警戒し、わなにかかりにくくなっているのではないかなという見解を述べている方もいらっしゃいます。いわゆる熊の学習能力がより高くなってきている可能性もあるのではないかと分析をしております。

農地に電気柵が設置されまして、食べるものがなくなれば、先ほど議員からあったように、住宅地内の柿の実や、生ごみ等を食べるために、いよいよ熊は町場のほうに下りてきているというのが、全国的なニュースの中で見られる現象ではないかと思えます。大江町におきましても、人の日常生活圏内に熊が出没した場合に、地域住民等の安全確保の下で、銃猟を可能とする緊急銃猟制度が令和7年9月1日に施行されたことはご存じのとおりであり、これに対応していくために、市街地出没マニュアル、大江町の部分であります、これを改正し、猟友会等と実際の現場対応において協議をしているところであります。

また、先月17日には山形県環境エネルギー部の次長さん、県警察本部生活安全部地域課長さん、県みどり自然課長さんなどで構成される緊急銃猟タスクフォース、これの派遣を受け、緊急銃猟制度の円滑な運用を図れるように、具体的な事例に沿いながら、緊急銃猟の判断の要件、そしてそのタイミング、そういったものを確認したところであります。

緊急銃猟につきましては、通常の狩猟や有害許可捕獲等と全く異なる条件の下での銃猟となるため、対象地区となった場合は地区住民の皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。万が一の有事の際には、より安全に実施できるように他市町村の事例や猟友会、警察等、関係機関との模擬訓練の実施なども進めてまいりたいと考えています。

鳥獣対策の基本、これについては生息の環境管理、いわゆる寄せつけないための対策です。そして、侵入防止、これは電気柵等での対策、防ぐということです。そして捕獲、これは頭数を減らしていくということ。こういったことが基本になるわけですが、生息環境管理とは、隠れ場所となるやぶや樹木を排除することや、収穫後の放置果樹等を残さないことなどを指しております。これらの取組については軽視されがちではありますが、農地の周辺に鳥獣を誘引する隠れ場所や餌場、これを与えないことは、集落内に侵入する個体数を低減させていく観点からも重要な取組だと考えています。

これらの取組を地域ぐるみで実施するには地区の皆様方の合意形成と協力が不可欠でありますので、町としても広報おおえなどで周知徹底を図るとともに、希望する地区があれば、説明会等の開催等も考えておりますので、まずは町の担当部局のほうにご相談いただきたい

と、このように考えているところです。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

では、具体的にちょっとご質問させていただければと思っております。

まず、現状分析でございますが、今、各近隣の町の熊、あるいはイノシシの頭数、捕獲数とかをお聞きしまして、ありがとうございます。

私、把握したところによりますと、例えば東根、こちらが11月現在で197頭捕獲、イノシシも相当数捕獲したと。去年はたった1桁台だったと、熊は。ですので、今年がいかに激しいか。まして緊急銃猟なんですけど、昨日、鶴岡で1件ありまして、つまり13件ですか、緊急銃猟は。あと、16頭の熊を捕獲したというニュースが相次いでおります。他の町村と比較するのはおかしい、現実には合わないんじゃないかと今、町長の答弁がありましたが、ただ捕獲数と生息数、生息密度というのはまた違った概念だと思います。

大江町だけが生息数が少ないから捕獲数が減ったと、それは違うと。これは、朝日、大江、西川についても一つにつながっておりますから。ですから、やけに朝日だけが多いとか、西川だけが、大江は少ないとかそういうロジックはちょっと成り立たない、熊の行動半径からして。ということで、それは一つの事象ですから、捕獲数というのは。それはもっともっと高めていただく必要があると思うんですが、1つ質問です。

この箱わなは今現在9基運用して、猟友会は3人の方がいわゆるオペレーション、毎日見回りをしていてお聞きしましたが、その箱わなはどういう目的でどういう地点に設置して、その評価はどうか、まあいい。大江の熊は非常に賢いんだという町長の発言がありましたが、それについては課長いかがでしょうか。お聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど答弁申し上げたのは、あくまでも一例の考え方としてでありますので、それが全てだというふうなことを私は申し上げているつもりはありません。なので、熊は当然市町村をまたいで移動しますし、そのとき、そのときで、全体の数も市町村というくくりで見れば変わってくるのではないかとこのふうにも感じます。

そんな中で、わなが9基というふうな話がありましたが、今年度、今までは9基で運用してきましたが、今年また1基増やしまして10基での運用というふうなことになっております。ただ、わなの設置の部分については、当然町にはそういう専門の知識を持った者がほぼいな

い、町の職員としては。そんな中では、やっぱり猟友会さんのお力をお借りしながらやらざるを得ないという現実があります。そんな中で、猟友会さんが最も適切な場所ではないかという、いわゆる獣道としてこの部分を通っているのではないかというような場所を選びながら、設置させていただいている。当然ずっと置き放しというふうなことではなくて、それをほぼ2週間から1か月ぐらいの状況を見ながら、そこを外して必要があれば別の場所に持っていくというような運用の仕方をしております。

この箱わなについて非常に難しいのは、大きな課題として猟友会さんのメンバーも限られておりますので、そんな中で見回りをしてそれを管理するというような作業が、非常に猟友会さんのメンバーにとっても作業的に負担な部分が多い。そういった部分も町としてはフォローしていかなければならないというような課題を猟友会さんとは話をしております。これは数的な問題も含め、金額的な問題も含めてというふうなことになると思いますが、そんな状況で、今、箱わなの部分については運用させてもらっているという状況でございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今、箱わなの件は、はっきり言うと、猟友会さんに全部任せてあるという一応ご答弁だと思うんですけども、私は、箱わなというのは2つ目的があると思っています。

1つ、これは単純に箱わなを山中に置いて、捕獲を何とかして間引く、これが1つ。もう一つは、例えば人間のゾーンに近いところ、あるいは果樹園に近いところの境目に置いて、いわゆるゾーンを造ってプロテクトする。これは2つありますが、目的は全く違います。例えば、後者だったら防御のために置いておくんだと、これ以上入ってこられたら困るんだと、だから頭数が少ないんだと、ああ、なるほどなと思います。ところが、いや、そうじゃないと、山の中に置いているんだけれども、でも全然かからないんだと、これはどうなのかなと。もちろん、猟友会さんは民間のボランティアですから、こちらからお願いする立場ですので、彼らの意思、それは十分に尊重しなくてはならないと思うんですけども、こちらが一体、町側が何を期待して箱わなをお願いしているんだと。それはきっちり猟友会さんと話したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、それについてはいかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 猟友会さんのほうに専門的な部分についてはお任せしているというふうなことで、町のほうで全て猟友会さんのほうに丸投げしているといえますか、そういったことではございません。設置に関しても、ほぼ町の職員が立会いの下で、もしくはわなにか

かった部分のその後の処理についても町の職員が現場に出向いて、猟友会さんのほうと一緒に対応をしているという現実でありますので、そのところをご理解いただきたいというふうなことであります。

それから、大沼議員のほうから町として何を期待しながら、何を目的としながら箱わなを設置しているのかというふうなことがありましたけれども、基本的には人間に危害が加わらない、そして加わらないような場所というのは山中、山の中に熊がいるというのはこれまでと同じわけで、その部分にわなを仕掛けるというようなケースはほぼありません。山中の中に熊を捕るために仕掛けるということはほぼありません。果樹と農作物、そして人間の生活、危険を取り除くために、熊が出没した部分についてわなを仕掛けて、その熊の捕獲を試みる、こういった役割であります。なので、今の現状では、農家の方から例えばリンゴ畑に熊が来ているというふうなことを通報いただいた際には、そのリンゴ畑のほうに出向いて、適切な場所、熊の通り道となるような場所等々にわなを仕掛けるというふうなことで、畑、リンゴの餌場からそれ以上人間世界のほうに来ないようにバリアの役割もあるでしょうし、一番は農作物の被害防止という観点で進めているのが、今の箱わなの設置の状況です。

ただ、今の現状は、熊の生体そのものが山に餌場がなくなったというふうなことで、町場に来ているというふうなことがありますので、これまでの箱わな等々による防御と併せて、今はもう緊急銃猟というふうな制度の中で人の命、そういったものを守るというふうな手段が今年になって大きく取り上げられておりますし、町としてもその部分の対応をしてきているというような形でございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

今、猟友会のことについて、町長ちょっと触れられましたけれども、猟友会は約30人程度の方が大江町にいらっしゃる。ただ実動、もちろん高齢化、あと新しく加入される方の人数が非常に少ないということで、皆さん60代から70代ぐらいの方がほとんどだと思うんですけども、その中で実際にわな、例えばくくりわなの免許はそうなんですけれども、特に銃、その中でもライフルの免許を持っている方で実動できる方というのは、大江町の猟友会さんでは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ライフルなり、実動部隊としての人数というふうなことは、後で課長のほうから数字的なものをお答えさせていただきたいというふうに思いますが、高齢化とい

うふうなこともあります。しかし、今、以前のように60を過ぎて仕事をリタイアしてというふうな方が、非常に年齢が上がってきておりますので、そんな関係でやっぱり仕事を持ちながら猟友会のボランティアに参加していただくというケースが非常に多いんです。ということは、自分のお仕事を休みながら、そういった部分にお力をお貸しいただくというようなケースが増えてきているというふうなものが、今の猟友会さんの大きなところかなというふうな考えておりますので、そこはやはり本業を持ちながらというふうなことでは無理は言えませんし、そうしたことを対策していくためにいろんな手だてを考えなければならない。そんな中で、大江町だけのそういった猟友会組織というふうな、アドバイスというところからもう少し広げたような形でというのが、今県のほうでもいろいろと議論をされてきているという状況だと思います。それでは、課長のほうからお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） ただいまの猟友会の人数でございますが、今年11月10日現在で、猟友会のメンバーは28名であります。うち銃の免許をお持ちの方が19名、そのうちライフル銃の免許をお持ちの方が9名となっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

今、人数おっしゃいましたけれども、実質猟友会入ったんだけれども、例えば年齢的にもうなかなか自由が利かないと、ライフルも非常に管理がこれは大変なんですよね。ある猟友会さんの話を聞きましたら、いや家の中にはライフルはもちろんあるんだけれども、重要な部品はばらしているんだと、万一のために。ですから、緊急で集合と言われてもなかなか対応できないと。ましてや山に行つて命がけで、下手したら命を落として、もちろんこれはボランティアというんですか、みんなのため、町民のためということで行くんだけれども、なかなかもう実質的に大変だという声が非常に多く、もちろん報酬についてはなかなかご自分から言えないと思うんです、やっぱり立場上。ボランティア、いやもっと金くれたらもっと動くんだけどというのは、なかなかこれは言えない。

ただ、ほかの町村と比べると、僕は高いな、いいなと思うのは西川町さん。これが捕獲1頭につき1万円です、熊。大江は5,000円ですね。前に課長から頂いた資料で、熊を10日間で捕獲した場合は4万2,000円ぐらいですよと。1か月で捕獲できなかった場合でも7万円ですよという資料を頂きました。でも、今、町長おっしゃったように、お仕事をされていて、

熊に対してこれだけのパワーを割くというのは、現実問題、本当に厳しい。

つまり、申し上げたいのは、今、連携ということをおっしゃったんですけれども、町にとって、我々はもうちょっと猟友会さんの報酬をまだ上げるべきではないかと。具体的に言うと、これ命かかっていますからね。例えば、見回りにしても、はっきり言って小熊がかかっていたら、それは恐ろしいです、これ。近くに親熊がいるわけですから。それが何千円ですと言われたら、うーんてね。これは心情的に随分理解できると思います。ですので、この猟友会さんに対する待遇の改善というのは、来年度以降というのはお考えになるのかどうか。あと、育成ですよ。中長期的な例えばキャリアパス、それも含めて町としてはどう考えていらっしゃるのか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 報酬の比較というふうなことでありましたが、今回、今、西川町の例の話がありました。西川町さんは今回大きな見直しをしたというふうなことで、先ほど大沼議員が言われたような形になっていると。これまでの経過を見ますと、大江町は、近辺ではこういった取組の部分の報酬の扱いについては、結構いい条件の下で報酬をお支払いさせていただいてきたというようなことであります。そして、今年の状況から、ほかの町でもいろいろと考え方を持ちながら、報酬の部分についても協議されてきているというふうなことです。これまでも、私が記憶している中でも2回、3回と猟友会の方とこの報酬の部分について以前から話をきて、その部分をいわゆる値上げをさせていただいてきたというのが今の状況の金額です。

今、熊におりを仕掛けて10日間で捕獲した場合というふうなことでは、見回り代等々を含めて大江町では4万2,000円程度というふうなことの報酬の支払いになるというふうな現状で、この部分については、今の段階では、先ほど紹介された町においては、ちょっと今飛び出ている状況なのかなというふうに感じています。ほかの部分については、大江町よりも低いという現状なのではないかというふうに調査をしているところであります。もちろん、命がけの仕事という話がありました。その部分はそれに見合った部分について、いろいろと環境整備も必要ですが、金額についても当然考えなければならないものではないかというふうに思います。

あと、私自身ちょっと思っているのは、今までは猟友会さんの方々が銃を持っているというのは、あくまでも自分の狩猟という趣味といいますか、自分の、一部の方はなりわいとして猟をしていたというふうなことでの銃の所持というふうなことが一番の目的で、そこから

猟友会さんの社会的役割の中で、こういった有害鳥獣の駆除というふうな部分をお手伝いしていくというふうなことをやっていただいていたというのが今までの形だと思います。ただ、今年に入って、その部分が何かいろんなニュースを見ている中では、ちょっと少しその中身が変わってきたのかなというふうに思います。

猟友会さんのお話を聞くと、やっぱり銃を所持しているだけで相当の維持経費がかかるというふうなお話もありますので、町では、免許の取得から研修会といいますか、試し撃ちというふうな部分の義務の部分についての経費の補助なども見ながら進めておりまして、育成とそういった猟銃を所持し免許を継続していく、更新していただくというふうなことのフォローもしっかりとしなければならないというような意見交換をさせていただいております。

それから、1頭捕まえると幾ら幾らというのがこれまでの話でした。というのは、多分その考え方というのは、猟友会さんが自分のものとして猟をするというのが、1頭当たり幾らというふうなことでの、協力というような見合いの部分のただしが多かったのではないかと、いうふうに思いますが、今はそうじゃないですね。町からの委託を受けて、危険を除去するためにそういったものに協力していただいているというふうなことからすると、1頭当たり幾ら幾らという考え方よりも、それ以外の部分でどれだけフォローしていけるかというふうなことに、ちょっと今の時代はシフトをする必要があるのかなというふうに考えています。以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 猟友会さんの対応については、今、町長からお話あったんですけども、やはりこれは、例えば隣接する西川さんとか朝日さんの猟友会、これと連携して、例えば研修会ですとか、あるいは情報の交換会ですとか、あるいは育成策について、ちょうど3町とも非常に地理的にも環境的にも似たようなエリアにありますので、そこはもう町関係なく、やっぱり合同で対応できるようにしておかないと、とてもとても現実に対応できないということで、やはり猟友会さんの話を聞きますと、弾代ですとかガソリン代ですとか保険代ですとか講習費用ですとか見えない部分が相当あって、もちろん熊が幾らですとか、ただ自分はウサギとか、そういう野鳥とかを散弾銃止まりでしたかっただけけれども、そっちまでなかなかという、その気持ちも非常に分かります。ですから、そこは手厚く行政のほうで、やはり大江町あたりが後援となってみんなを育てるといふ、そういう動きはぜひ僕は必要ですので、今後ともお願いしたいと思います。

次に、電気柵についてお伺いします。

今年度予算額が100万円のうち、24名の方が申請されて、ほぼ全部使っちゃったと。来年度については、被害状況を踏まえて増額を要求しているんだということですけども、具体的にどのぐらい増額を査定されているのか。その根拠はどういうふうに考えていらっしゃるのか、それについてお聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まだ予算の編成が始まっておりませんので、具体的な金額なり、今後の見込みなりというふうなことは、この場では申し上げることができないというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、国のほうでも県のほうでも、いろいろなこの鳥獣対策のパッケージというふうなことで、いろんな支援制度が新たに出てきている部分が多々あります。そういった部分を利用していくというふうなことであれば、もちろん町としての予算額の増額というふうなものも必要だというふうに考えておりますし、その部分をきちっと国の制度、県の制度を研究しながら、より猟友会さんにとって今後活動しやすいような環境の整備、そして農家の方が電気柵については全部を囲むというようなことは実際は不可能ですよ。広大な果樹園を全てというふうなことは不可能だというふうに思いますが、適宜、適正に設置されるような部分については、できるだけ要望に応えられるようなことを考えなければならないと現段階では思っております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 私は何で電気柵のことについて申し上げたかと、もちろん私助として、例えば果樹園農家の方が自分の敷地内にとすると、それに対して補助をする、それは当たり前です。ただ、私が言いたいのは、町として例えばここに非常に出やすいエリアがあると、そこに対して、町がいや、ここはこういうふうにプロテクトしようと、このぐらいの面積だからこうしたいというあれが見えてこないんですよ。私、ちょっとずっと回ったんですけども、一番出るのがやっぱり大山公園の麓です、南山と。例えば、小見の山側ですとか、荻野の山沿い、あと堂屋敷、塩野平、所部、あと十八才。いわゆる山に面したところから非常に熊やイノシシが出てくるんですよ。そこに対しては町として、ある程度プロテクトのために電気柵を設置する必要があるんじゃないかと。その観点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ご存じのとおり、電気柵というのは設置すればオーケーというふうなものではありません。当然、草の下刈りを含めて電気柵が誤作動、そして有効に活用できて

いくような部分をやっていくためには、きちっとした管理をしていく必要があるというふうなことです。じゃ、それを誰が管理するかというふうなことも課題であります。

大沼議員がおっしゃられた町が計画的にその柵を張り巡らすような対策をとというふうな提案なのかなというふうに思っておりますが、なかなかその部分まで、大江町全体を例えば電気柵、それは言い過ぎでしょうけれども、今言われた地区全体の果樹園の周りを全部電気柵で塞ぐというようなことは、理論上は可能かというふうに思いますけれども、そういった対策というのは今の段階ではちょっとやっぱり農家の方の理解、そして現場の状況、管理の状況からすると、そういったことではない手法のほうを考えざるを得ないというふうな現状だと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） やはり電気柵はイノシシについては非常に効果がありまして、熊にとっては、猟友会に聞いたら、イノシシ用の電気柵ではなかなかプロテクトできないと。1万ボルトぐらい必要じゃないのかとある方が言っていましたけれども、やはり直接的には電気柵というのは非常に有効だと私は思います。ですので、ぜひ来年度の予算についても、もちろんこれは私助の部、おっしゃっているのは私助の部分のだと思うんですけども、公助の部分でも、電気柵があるとやはり地域の方は分かるんですよ、ここ獣道ですねというのを。あと、ここよく出るんですよ。というところは重点的に何か、やっぱり町としては公助ということで、そこはぜひお考えいただきたいと僕は思います。

次に、ガバメントハンターについてお伺いします。

町の職員の方でガバメントハンターは2名ということだったんですけども、実際にあまり、やっぱり異動とかがあつて、実質的には2名とは言えないということだったと思うんですけども、今後ガバメントハンターを一体、もちろんこれは正規なのか、非正規なのかによって違うと思うんですけども、私は絶対必要だと思うんですけども、それについて執行部の皆さんはどうお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどからいろいろと対話をさせていただいておりますが、やはりそのガバメントハンターというふうなことは、今の事務職員が兼務をしてやれるお仕事というふうな範疇は超えているんだというふうに今の状況を見て感じております。なので、ガバメントハンターという名称がどこまでの範囲を指すのかというのは難しいと思うんですが、例えば町で免許を持っている方を1人ないし2人雇用しながら、そういった部分を担当して

もらうというふうなことがガバメントハンターと言われるような、今考えられる私の感じるイメージというふうに思っておりますけれども、そこまでを現段階でつなげるかといったら、人材を探すところから始めたとしてもなかなかそこは難しいのではないかというふうに私は思っております。

そんな中で、今、県のほうでは中間管理機構というふうなお話の中で、今年の5月、35市町村と県が参加する協議会を立ち上げ、その中で単独の市町村でそういったことは難しいということで、共同の中間管理機構というふうな中でそういったこともできないのだろうかというようにことを私は期待をしております。当然、市町村の意見としても、そういったことをその協議会なり、中間管理機構の立ち上げに当たっては、そういった意味合いも含めて提言をしていきたいなというふうに思っておりますので、今の段階では、町として個別にそういった人材を考えていくというふうなことはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ちょっと若干、私、認識が違っていると思うんですけども、もちろん今回、今年になって熊が非常に出没してきたと。いわゆるアーバンベアという言葉で言われていますけれども、本町にあたっては例えば左沢駅に熊が出たと、役場の中に熊が入ってきたといっても全然おかしくないですよ、今の状況では。イノシシもそうなんでしょうけれども、こういうときに、いや単に猟友会さんのといってもなかなかこれは厳しい。じゃ、誰がそういった緊急銃猟の実質的な責任者になるのかと。これはあれなんでしょうか。もちろん町長、首長がそれを決断するわけなんですけれども、大江町にあたっては緊急銃猟の責任者というのは、決定責任者というのは農林課長だというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申しあげましたマニュアルを作ったというふうなことで、委任をしていくというふうなことをその中にも書き込んでおります。なので、庁舎内で待機する場合、もしくは現場に行き判断をする場合、いろんなケースが考えられるというふうに思います。現段階では農林課長、もしくは総務課長というふうな形で、その部分は現場の判断を、総務課長というのは危機管理部門を持っておりますので、その部分で委任をするような形を想定しているというふうなところであります。

○議長（宇津江雅人君） 大沼議員。

○3番（大沼清人君） 今、総務課長ということでお話あったんですけども、アーバンベア

という概念が生まれた段階で、これはもう一農林課だけの問題じゃ全くなくなっていると僕は思います。というのは、農林課というのはもちろん山中においての農業とか、果樹とか園芸ですとか、そういったものの被害に対してどうするかと、これがメイン。ところが、町の中に出てきたと、同じ熊でも全く違いますよね。いかにこれが困難なのか、ハンターにとってはプレッシャーなのか、これは一発で仕留めないとなんともないことになる。あるいは、本当に麻醉銃でしたほうがいいのかとか。そういった非常に専門的、高度なテクニック、これは町民の安心・安全に直結する部分ですよ。それができるのはハンターしかいないんですよ、ライフルの、それも熟練した。熊の生体もよく知っているし、周りの状況も分かっているし、じゃ、どういうあれをするのかと。

それは、町としては一番根幹的なものじゃないですか。例えば、地震とか火事とか火災とかと同じレベルですよ、熊の被害というのは。もちろんイノシシも含めて。だったら、これは危機管理、明らかに。この範疇になってくるんじゃないですか。それも警察、消防ですよ、あと猟友会。それをコントロールしながら、いろいろこうしてください、ああしてください、じゃ、こうしましょうというのは非常に専門的。それは唯一やっぱりガバメントハンター、これは実質的なコントロール、実務的によく知っていますから、熊の生体に詳しい。それはぜひ、さっきも申し上げましたけれども、ガバメントハンターを雇って、危機管理体制をもっと町全体のリスクとして捉えるべきだと僕は思うんですけども、それについてはいかがですか、ちょっとかぶるかもしれません。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） いろんな説があるというふうに思いますが、そもそもの今の今年状況というのは、山の熊の食料というふうな部分で不足しているがために、町場に下りてきているのではないかというふうなことをよく言われております。そんな中で、毎年こういうふうな状況が続いていくのではないかと捉えるべきだという識者の方もいらっしゃいますし、今言われたように、何年かの一回のサイクルの中でそういったことが起きてくるのではないかというようなことを言われる専門家の方もいらっしゃいます。そこはちょっと読み切れない部分、こうだというふうには言い切れない部分があるというふうに思います。

そんな中で、大江町でガバメントハンターを個別に雇用して、そのために待機をしておくというふうなことの部分まで現段階で踏み込むというよりは、先ほど申し上げた広域的な取組、県としての取組、そういった部分でフォローをしていくというふうなことがまずは第一段階ではないかなというふうに思います。

先ほど大江、西川、朝日の話などもありましたけれども、年に1度、猟友会の総会にお招きをいただき、その際に西村山地区の猟友会の会長さん、この方はもちろん県のほうの猟友会の会の役職も務めていらっしゃいますので、そんなふうな方といろいろ話をしている中で、やはり今はなかなか単一の市町村だけでハンターといいますか、猟友会の今までやってきたことを続けていくというのはこの先難しくなる中で、西村山地区というような形で応援、協力、そういったものというふうなのはどうかねというようなお話をさせてもいただいております。

ただ、今の段階ではなかなか町を超えて、他町の方が大江町に来て銃を使用するというふうなことについてはちょっと難しいというような判断もあるようでありますので、その部分をこれから期待していきたいのが先ほど申し上げた中間管理機構というふうな中なのかなというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長がおっしゃることは非常にもっともだと思います。

ただ、我々は町民に対して、生命、財産、これを脅かす、これも予想されるだろうことに対して最悪の事態を想定して対策をしなくちゃいけないと思います。こうこうこれだろう、いやいや1年間、いろんな節はあるけれども分からないから、ほかの国とか県のほうに任せますというふうにはしか僕は聞こえないんです。

今回、何でこれだけ熊が来ているかと。それは里山が崩壊したからですよね。あと、中山間地、これの休耕田、人の手が入らなくなったと。つまり、今まで人を怖がっていたイノシシ、熊がどんどんと人間側に来ているという事態だと思っています。もちろん餌、これは数年おきにありますから。ただ、だからといって、これは手をこまねいては、僕はおかしいと思います。町長の立場と私の立場はちょっと違うんですけれども、そこが僕は1点。

あと、もう一つは、ちょっと時間がなくなったんですけれども、要は住民とのコミュニケーション、地域とのコミュニケーションができているのかなというのが非常に僕は不安です。いろいろ聞いてみますと、いや町は何か熊で人身事故でも町内でない限り、本格的には動かないのかねと、そういう方が非常に多いです。それはあくまで地震とかだったら分かりますけれども、これだけ騒がれているんだったら、町としては、町民に対して例えば私助、私助の面で夜出歩かないでくださいとか、ごみは出さないでくださいとか。あるいは柿の木、庭の柿の木を切ってくださいとか。それはアナウンスすべき。公助、これについては、地区でやぶを刈ってくださいとかね。そういう働きかけ、区長さんと。どこにどこが出るんです

かねと、そういう情報の交換。また、公助としては、やはり一級河川のやぶを県と相談してあれすとか。そういう複合的なあれが必要だと思うんですけども、それについて実施される、あるいはする。あれは、あくまで希望でしか、そういう地区が希望しない限りはこちらは動かないという理解でいいんでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今はSNS等で熊が出没した、人家の近くでというふうな緊急的な部分については、実際の町の行動としては、区長さん等に連絡をしながら、地域に触れ回っていただき、注意喚起をしていただくというふうな対策、そして熊出没ののぼり旗を現地に立てる。そして、職員のほうとしては、猟友会さんとその部分の熊の目撃情報なり、熊のふんなり、足跡なりの部分でこの先の行動等について予測をしながら、対策を立て、必要に応じておりを入れる。住民に対しては、先ほど言ったSNS等でも情報発信をしながら、危険の周知を図るといようなことが初歩的な段階として、できる範囲というふうなことでそのところはしっかりとやっています。

先ほどの住民説明会の部分というふうなことでは、地区によって状況は違うんだというふうに思うんです。なので、先ほどお答えしたのは、希望のある地区についてはお伺いして説明を、そしてどんな説明を望んでいるのか。そういった部分も事前に打合せをしながら、専門家の意見も集約をしながら、そこで説明なり、共通の認識を持つような機会も設けていきたいというような意味合いで先ほど答弁をさせていただいたというふうなことであります。希望をしなければ行かないのかというふうなこととは、ちょっとニュアンスは違うんですけども、今申し上げたような中身で対応していきたいと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 長々と私も質問しまして、お答えありがとうございます。

我々は気をつけなくてはいけないのは、熊は食べたものに対しての記憶力というのは物すごいものを持っています。例えば、町なかで捕まえた、10キロ先の山に逃したと。それでもまた帰ってくる。つまり、自分の食べたもの、自分のエリア、それはちゃんと記憶しています。ということは、町に徘徊していた熊というのは必ずやってきます。それを覚えてしまった。はるかにおいしくて栄養があるし、人間はそんなにおっかなくないということを学習してしまった。もしかしたら、肉はおいしいねと。かもしれない。ですので、一過性ではなくて、他地区との連携ですとか、猟友会の育成にしても、地区民との情報交換にしても、これは本腰を入れないと、僕はなかなか、町民は心配ですよ、これ、本当に。そこは最後、町長

として何かきちっと、びしっと言ってほしい。町長お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大沼議員から発言があるにしろ、ないにしろ、昨年でしたか、町内に熊が玄関口まで来たという事例がありました。その際も町民の安全・安心な生活を守るというふうな意味合いで、様々な対応をしてきたという経験もあります。

農作物を守る、被害防止という鳥獣に対する対策と、人が住んでいる部分について人に危害を与える可能性がある部分の対応というのは全く別ものだというふうに線引きをしながら、対応していかなければならないというふうに思っております。それは、何よりも安全・安心な生活を確保していくというふうな部分からであります。そのための緊急銃猟という制度ができ、その部分を今度は自治体の判断でできるというふうになってきたわけですから、今までの考え方とは全く別な世界での考え方だというふうに思います。

そして、先ほど委任の話などもありましたけれども、その部分の判断については、何も町長が、もしくはその委任された人が当然全責任の中で判断をしていくわけですが、それまでの経過の中では、県だったり、特に警察署、こちらとの連携、連絡、共通認識、そういったものを十分に確認しながら、判断していくというふうなことをタスクフォースさんのほうといろいろと協議をさせていただきましたので、そこはやっぱり警察さんからの安全確認、そして方法の選択の部分については慎重に判断をしていくというふうなことで、ただそれは何のためかと言えば、安全・安心な町民生活を守るというふうな、この一点に尽きるんだというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） では、熊、あるいはイノシシについて一過性ではなくて、ぜひロングランで対応、対策を進めていただければと思います。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと訂正させてください。

先ほど私、読み間違えたようで、被害金額の部分のご紹介をしました。その部分、村山地域の14市町村平均は、被害面積が「50ヘクタール」と言うべきところを「50アール」と言ったしまったようです。被害金額は1,934万円、これが村山地域の実績だというようなことでちょっと訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 以上で大沼清人君の一般質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 関野幸一君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 質問に入る前に、町長、退院おめでとうございます。

私と1つとか歳が違わなく、66、67で前期高齢者ということで、けがには十分注意をして仕事をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

今年の6月に、我々の委員会で青森のほうに視察に行っていました。一昨日、北海道、青森と大きな地震に見舞われました。視察に行ったとき、いろいろと優しく指導してくれた皆様方、災害に遭われた皆様方の一刻も早い復興、またお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

本町のイベントの核となる左沢駅前広場、ロータリー、駐車場、駐車場整備について質問させていただきます。

本町では、左沢駅100周年記念イベントから毎年、左沢駅を中心に様々なイベントが開かれるようになりました。本町のイベントでは、現在欠かすことのできない場所となった左沢駅周辺の再整備をしてはどうかと質問させていただきます。

まず、1番目に、イベントをするための水回りの整備は当然、駅東側の駐車場を広げること、今後様々なイベントの場として様々な方から駅前広場を利用していただくため、夜間照明はもちろん、コンセントの増設、アンペアを上げるなど、様々なイベント、催物に使える

ように整備してはどうでしょうか。

また、現在駐輪場に止めている自転車は減ってきており、駐輪場の升の3つか4つあれば十分に間に合うと考えています。駐輪場の空いているスペースの有効な活用なども考えるべきと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

2番目として、イベントを開催することで、本町にはどれだけの効果、収益がもたらされると考えておりますか。

イベントはお金をかければそれなりのイベントができると思っています。しかし、あまり予算に余裕がない場合など、出店者が自らイベントの設営や、片づけなど手を貸さなければなりません。出店者の方には出店に力を向けてもらうように考えてはどうですか。イベントはお金がかかります。少ない予算でイベントをするのではなく、ある程度ですが潤沢に予算をつけ、多くの人から来ていただける、参加してもらえるイベントを進めていただきたいと思います。

今後は、左沢駅はもちろん、周辺の施設をどのように利用していくのか。また、利用するための今後の改修を含め、改善していくのか。そして、参加する方の利便性や職員の業務効果を高め、また負担軽減を考えた町としての取組が必要と思いますが、現時点での検討状況はいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、関野議員からいただいたご質問に、3点ございましたが、項目ごとにお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、1点目でありました駅前イベントをするために、水回りや電源、こういったものを整備する必要があると思うが、どのように考えているかというようなところでありますが、水回りについてであります。現時点で年間を通して頻繁にイベントが開催されているという状況ではないというふうに思います。

今はそのイベントごとに1万5,000円程度の費用で、臨時の水洗い場を設置しながら、対応しているという現状でございます。もし、常設の水洗い場を設置するというふうなことになるならば、洗い場本体や上下水道、こういったものの工事費なども考慮すると、かなりの費用を要するというふうなこともありますので、年数回のイベントというふうな部分の利用に対する費用対効果というふうなことでは、少し難しい部分があるというふうに判断を今してお

ります。

今後、イベントの頻度が増加し、そして規模を大きくしていくというふうなことで、対応できない状況になってくれば、運営コストや利便性を考慮しながら、常備の施設についても再検討をしていくべきではないかと考えているところであります。

次に、電源設備の件でございますが、今年度開催したイベントでは、基本的に常設のコンセントで対応をしており、常設で対応できていないブースの部分についてのみ、発電機を貸し出す形で対応をしているというふうな状況です。なお、イベント中において、電源の不足に関するご指摘などは、今回のイベントを通す中ではございませんでした。現状の設備で十分対応はできているのではないかなと考えております。今後、これもより大規模なイベントというふうなこと、そしてまたは特別なニーズというふうなものが出てきた場合については、コンセントの増設、それからアンペアを上げるなどなどの部分についても検討をしていきたいと思っております。

次に、夜間照明についてのご質問もございましたが、現在、駐輪場の中に20個の照明が設置されております。通常の使用について、私も現場を見てきましたけれども、特に明るさについては、支障はないのかなというふうに思ってお見させていただいております。

ただ、現在の照明設備は設置から年数が経過しておりますので、近い将来、LED化なども含めて修繕が必要になる可能性もあるのではないかと考えております。駐輪場全体を考え、その部分については今後の対応というふうなことで、注視していきたいと思っております。

次に、左沢駅東側の駐車場の拡張というふうなことの提案がございました。

このスペースは、通常は駅を利用される方の送迎の駐車スペース、これに利用されているとともに、イベント時には各ブースの出店スペースとして今は使用しているという現状です。現在の駐車場としての利用状況を確認する限りでは、通常及びイベント時の利用においては、現行の駐車場の台数で十分に機能しているのではないかと考えております。

今後は左沢線の利便性の向上や、より魅力的なイベントになるようブラッシュアップしていくことにより、駐車場の利用が大幅に増加していく、このようなことになってくる場合には、必要に応じて拡張も検討していきたいと思っております。

次に、駐輪場の空きスペースの有効な活用というふうな提案がございました。

確かに、建設当時よりは、近年の少子化の進行というふうなものもありまして、高校生の駐輪場の利用というふうなことは減少しているというふうなことが顕著に現れているという現実がございます。しかしながら、現時点で最善の活用策というふうなものについて、じゃ

どのような活用をしていくかというふうなことを持ち合わせていないといえますか、ちょっと想定をしていなかったものですから、なお、今後検討する必要があるというふうに感じております。

今後も左沢駅前活性化、イベントなどで利活用をしていくというふうな方向性については変わりございませんので、有効な活用方法などを具体的に検討して、その方向を探っていきたいというふうに思います。

2点目の、イベントをすることで、本町にどれだけの効果、利益がもたらされているのかというふうな考え方がありますが、イベントがもたらす効果と収益についてのご質問であると思います。効果と収益を捉えるには様々な指標、項目を用いながら、判断する必要があるのではないかと思います。そここのところは、まずはご理解いただきたいと思います。

イベントの規模を表す尺度というふうなことでは、一般的に比較しやすいというふうなことでは、入込客数や売上額の数字というふうなものが一つの目安にもなるかと思います。同じ内容で同じ規模のイベントであれば、これを来場者数や売上額という指標で前回と比較を行いながら、増減によって効果や収益を測ることができます。ただ、天候が野外のイベントであるがゆえに客足に与える影響も非常に大きいというふうに感じますし、天候により効果や収益というふうなものにも大きな影響が出てくるというようなこともございますので、その辺はご理解をいただけたらというふうに思います。

ここではまず、捉えやすいものとしての収益、いわゆる売上額についてでありますけれども、JR左沢線の103フェスを例に挙げると、1店舗当たりの売上額は昨年度との比較で1.2倍、この数字だけで判断すれば、昨年度よりは収益が上がってきている、効果が出ているというふうに言えると思います。また、来場者数の指標というふうなことで見てみますと、昨年度は4,000人、今年度は若干減り3,800人でありましたので、若干減少したということは、若干効果は下がったというふうなことも言える、もしくは横ばいというふうに言えるのかなと思います。

また、大江の秋まつり、この部分についてちょっと分析をしてみますと、秋まつりの駅前マルシェでの1店舗当たりの売上額であります。昨年度との比較では1.4倍となり、この数字だけで判断すれば、去年よりは収益が上がった、効果があったというふうに判断できます。また、来場者数という面から見てみますと、昨年度も今年度も来場者数は2,000人というふうに見込んでおりますので、伝統芸能などを見たい秋まつり、おいしいものを食べたいという、こういったゾーンの方は維持されているというふうに感じます。そのような内容か

ら、昨年と今年を比較すれば、同程度の効果があったというふうなことになります。

一方で、今言った数値から判断するというふうなことばかりではなくて、効果というふうなことで申し上げる際に、複雑にしているのが数字で表せない部分だというふうに思います。イベントを開催したことで、大江町の認知度などが高まり、次の来訪につながることなどがそれに当たるものだと思います。イベントをきっかけにリピーターになり、その後、大江町に足を運んで買物や飲食でお金を落とさせていただくということも考えられます。こうした二次的な領域になってくると、数字で推しはかることはほぼ不可能だというふうに感じますし、お金をかけて大きなイベントを行えば来場者数がそれなりに増えて多くの再来訪にもつながるという効果も期待できますが、この部分の効果がいかほどなのかというふうなものをきちんと測定することは非常に難しいものではないかと思います。

町としては、数値として目に見える効果と再来訪の可能性を秘めた未来への投資効果といえますとか、そういったものをバランスを考えながら、イベントにかける経費を判断していくことになろうかと思います。あわせて、これから町に人をたくさん呼び込んでいこうとするのであれば、町内の事業者の皆さんと町民の皆さん一人一人が積極的にまちづくりや、こういったイベントに関わることも大切なことだと思います。まさに町・事業者・町民が一体となって協働、共に働く協働の意義を持つことが必要だと思います。町ぐるみで一生懸命やっているところを来訪されたお客さんも見ていると思いますし、そこから町全体のおもてなしというような雰囲気を感じ取り、次の来訪につながるものだと思います。町や関係団体、出店者などが協力し合ってイベントを成功させる、こうした気持ちを一つにして行動すること、これを大切にしていきたいと思っております。

3点目ではありますが、左沢駅、そして周辺の施設をどのように利用していくか、そして、今後の改修などの考え方というふうなことでありますが、左沢駅及び周辺施設のイベント利用というふうなことでは、やまがたあてらざわフェス・夏まつり駅前マルシェ・秋まつり・観光物産まつりにおいて、メイン会場として今年度は利用させていただいております。ただ、秋まつりと物産味覚まつりについては、JR左沢線利用促進の観点から、ここ数年は駅前で開催しているものの、祭りの目的やアクセスの利便性、集客力などを総合的に判断して開催場所を決めていく必要があるのではないかというふうなことも頭に残っております。このことから、今後も永続的に左沢駅前を全てのイベントで活用することになっていくのかどうかというふうな部分は断言できないことも現状をご理解いただきたいと思います。

左沢駅周辺につきましては、左沢線を利用する人にとっては利便性がよく、最善の場所だ

というふうにも思いますが、自家用車を利用する方にとっては、イベント会場の近くに駐車場があることが必須だというふうに思います。現に祭りが行われる際は、役場を含め、近隣の事業所の協力を得て数か所に分けて実施をさせていただいております。満車となる状況なども見受けられますので、今後、様々な検討が必要ではないかと思えます。

次に、周辺施設の改修というふうなことでありますが、将来的には、一番近い施設としては交流ステーション、これの改修を実施しなければならないと考えています。具体的に、以前、売店のスペースとして使用していた場所の商品棚やカウンターを撤去しながら、大江町や左沢線の歴史、文化、魅力を発信できるようなコーナーを作ってみてはどうかというふうに考えています。こうしたコーナーを設けることにより、来訪者が大江町や左沢線に興味関心を持つとともに、駅周辺のにぎわいづくりにもつながるものではないかというふうに思えます。

様々なご意見をいただきながら、左沢駅及びその周辺施設のイベントのメイン会場としてより充実したものとなるよう、引き続き様々な検討をしております。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

私も町長の答弁を聞いていて、いっぱい質問をして何が何だか分からなくなっていたので、少しずつ整理しながら、再質問させていただきたいと思えます。

まず、1番目のイベントをするときの様々な水回りとか電源とか電気とかそういうものに関してちょっともう一度聞きたいと思えます。

イベントの数が今の段階では少ないから、例えば水回りは造るのはやめたほうがいいとか、電気のアンペアも現段階では間に合っているとか、発電機で対応するとかとありますけれども、私の組合でも年に1度、駅前を使わせていただきまして盛大なビアガーデンをさせていただいておりますけれども、そのときは当然電気の量が足りないし、町でつけていただける流しなどもつけてもらえないということで、ホースから水を引っ張った状態の中で使わせてもらっております。そういうようなこともありまして、イベントをするに当たって、そういうふうな設備が必要ではないかということで、質問させていただきました。

イベントの数が少ないというのであれば、今、地域のほうとか政策のほうで大好きなキッチンカーを毎月1回駅前に呼んで、マルシェ等を開いたり、イベントをして左沢駅前の活性

化並びに左沢線の利用促進を考えるなど、そういうふうなアイデアを出しながら、やはりあそここの場所を毎月にぎわいのあるような形で使っていただけたらどうかと思っております。

そもそも自転車の駐輪場とはなっておりますけれども、造った経過というのは町の農作物の直売所ということで、あの建物を造ったと私は認識しておりますので、自転車を置くための施設ではないということを考えていただきながら、それをどういうふうに使えるかということも一つ頭の中に入れながら、あそここのほうの整備をしていただければなと心より思っております。

あと、駐輪場の空きスペースに関しては、本当に自転車の数が少なくなっております。左沢高校生の方で自転車を置いている方は多分10人もいないんじゃないかと。土曜日、日曜日に自転車の数が増えるのは、町内の企業の方が自転車で左沢駅に来て、その駅から山形とかほかの市町村のほうに買物に行ったり、遊びに行くために自転車を置いているぐらいかなと私は見ております。

その中であれだけのスペースが空いているのであれば、例えばイベントで使うときの椅子とかテーブルなどを簡易な倉庫を造ってそこに保管するとか、あとは以前から言っておりますけれども、大江町のやまがた地鶏をあそこで飼う。というのはでも朝うるさくて駄目なのよ、鳴かれると。それはちょっと駄目だなど思っているんですけども、そういうようなことも、奇抜なことを考えながら、あの場所をもう少し利用ができるのであれば、そういう利用もいいのではないかなと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思えます。

あと、イベントでやっぱりどういうふうな費用対効果があるかとなるとなかなか難しいんですけども、やっぱりこれからのイベントというのはどうやって人を呼ぶか、イベントにどれだけ人が呼べるかというのが勝負になってきていると思います。うちの町のイベントを見ていると、本当に毎年一生懸命、春から秋まで同じイベントをやっていただいて大変感謝をしておりますけれども、やはり今イベントで集客力がどれだけあるかというものを知ると、やはり目新しいもの、あとはやっぱり見る、食べる、触れるなんていうのもあるかもしれませんけれども、そういうものを考えながら、どういふようなことで人が呼べるかということをしっかり考えてもらわないと、ただイベントだけをやってもやっぱり人が来ない、そういうふうな状況になってくるのではないかなと思っております。

あと、一言、花火大会のイベントで言わせていただければ、やはり花火大会の玄関というのは左沢駅になるのではないかなと思っております。左沢線に乗って、やはり花火を見に来る。

途中のトンネルを抜けたところでも、臨時列車の場合はサービスで止まってくれて、ちょっとあそこで花火を見るなり、川を見るなりということもしていただけると以前はそういうふうに聞いております。その中で、左沢駅の周辺なんですけれども、左沢駅のロータリーとかあれなんですけれども、お祭りのときにも暗いんですよ。町長はあれを明るい、町の職員もあれを明るいと言っているんですよ、どこが明るいんだと。ロータリーを見てもらうと分かるんですけれども、人が来る、たくさんの保護者の方が子どもたちを迎えに来る、お客様を迎えに来る、あそこのロータリーが暗いと。例えば時間でもいいですから、最終の電車までには少し明るくするとか、そういう工夫があってもいいのではないかなと思っております。

駅前が暗いというのは大江町の将来を見ているような感じになるので、やはり駅前をもう少し明るく電気で照らすとかそういうものを、多分私が議員になった10年前からこれはお願いしているんですけれども、いまだに明るくならないと。それを明るいという町の職員のちょっと考えが私は分からないなと思っておりますので、その辺もお考えいただきたいと思います。

あと、3番目の周辺というかイベント、様々なイベントがありますけれども、そのイベントのことでこの質問にはちょっと違くなるかなとは思っていますけれども、来年度から舟唄の日のイベントを日本一公園からコラマガセのほうで来年はまずやってみるということで、イベントの会場を移動することになりました。そうやって今後、コラマガセで舟唄の日のイベントが成功すれば、当然物産味覚まつりなどはコラマガセのほうに移動するのか、それとも様々なことを考えながら、また同じように駅前でやるのか。それもやはり今後のイベントに対する考え方になってくると思います。

ただ、コラマガセでやるというのは、一般のお客さんも当然来るし、イベントを目当てにお客さんも来るということなので、なかなかその開催は難しいのではないかな。あとは、イベントに対するイベント用のステージなり、イベントのスペースというものもできていないと。今考えられているのは、駅舎の前の芝生の部分に多分何かを置いて、そこでステージのようなものを造ってやるのではないかなと思っておりますけれども、実際、日本一公園で舟唄の日のイベントをやるということで、町としても相当の予算をかけて整備をし、記念碑まで造ってやっているわけでありましてけれども、どういう経過は分かりませんが、それがコラマガセのほうに行く。そういうこともしながら、なつたと聞いております。それらに対するいろんなもので、イベントをするに対して設備を造ったりとか、そういうようなことを考えながら、修繕をしたりとやっているわけです。

そういうようなことで、先ほど町長のほうから、交流ステーションもそろそろいろんなことを考えながら、利用しなければならないという話がありましたけれども、交流ステーションの以前の公社さんのほうでちょっとしたコーヒーを出したりとか、ソフトクリームを出しているスペースというのをやめてから多分四、五年ぐらいたっているんじゃないかと思います。その四、五年の間に何をしていたか分からないということで、今も何をしていたか分からないということになっているんですが、地域協力隊の方を募集してあそこでカフェなどをして、高校生とか地域の方、地元の方がコーヒーを飲めたりとか、あと観光に来た人の観光案内をしながら、そこでお茶を飲めたりとか、そういうスペースに本来はすぐにでもできたんじゃないかなと思っております。

だけれども、やはり何に使っていいか分からない。何に使っていいか分からないということをしているんじゃないかと、何かをやってみる。それで、次のことを考えるということをやったりしてみないと、やはり物事というのは進まないんじゃないかなと。あれだけのスペースがあつて、ただ何も使わない、いわゆるちょっと町の展示物をちょこっと並べているということで、そこに実際どれだけの人が来ているのか。多分観光客の方が見て、そこをぼうっと眺めて行って、またぼうっと出ていく。そういうようなことになっているのではないかと思いますので、その辺のところもどういふふうに町長は考えているのか。これから考えるじゃなくて、こういうようなことよかったよねとか、こういうようなものがあるとよかったよねということがあれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今いろんな話が、私も関野議員のほうから、どれが質問でどれが意見なのかという整理がちょっと頭の中でできていないのですが、後ろのほうから申し上げれば、交流ステーションの改築といいますか、新たな活用方法についてどう考えているのかというふうなことは先ほど申し上げたようなことでありますけれども、カフェというふうな部分について、特に私は、2階のカウンターのスペース、あそこは非常に眺めもいいし、気持ちがいいスペースだというふうに思っておりますので、その部分と下の役割とというふうな部分の関連性をどういふふうにつくっていくかということが、あそこの施設の活用に当たっての大きなところなのかなと思っています。

あとはやはり、町外から入ってくる町の玄関口としての左沢駅でありますので、町を紹介できるようなもう少し工夫、二工夫したような形で、活用すべき構想を立てていかなければならないというふうに思います。

あともう一つは、交流ステーションの中の屋台の展示物ですね、秋まつりの。あその部分についてはもう建ててから二十数年たつのかなというふうな中で、ちょっと新しさといえますか、物珍しさというふうなものも少し薄れてきているのかなというふうに思いますので、何か今の展示と合わせたような格好でもう少し魅力的なものを造れたらいいのではないかなというふうに、常日頃あそこに行ったときに感じているところでもあります。どっちにしてもあそのスペースは町の玄関口の一つとして、一番最初に目につくところだというふうに思います。いろんな情報を織り込みながら、紹介できるそんな施設にしていくというふうなことを考えたいと思っております。

あと、イベントの部分について様々なご意見をいただきました。先ほど答弁の中でも様々申し上げたところでもありますので、具体的な部分については、いろいろと関係団体であります観光物産協会さんを中心とする部分の意見なども聞きながら、整備を図っていくことを考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） やってはいけないお願いをいっぱいしたので、この質問に関しては終わりました、次の質問に移りたいと思います。

最上川の堤防工事に、町の要望をどれくらい盛り込んでいるのかということで、お聞きしたいと思います。

今年になり百目木、川端地区の方々から協力をいただき、本格的に住宅の移転が進んできました。本町としても関係機関との協議をしながら、先般、議会、またかわまちづくり協議会に大まかではありますが、百目木、川端地区の堤防を含めた周辺の利用構想が示されました。ようやく堤防の構想が見えてきたところです。

そこで、以前大沼議員からも質問もありましたが、令和2年の水害の後に、川べりの護岸を守るためにテトラポットが沈められました。護岸を激しい濁流から守るためには必要ですが、本町は重要文化的景観のまちに選定されており、最上川の景観としてはどうかということでした。確かに景観としてはよいとは思えません。今後、堤防を造る工事が始まるわけですから、景観に配慮したテトラポットが隠れるような工事を考えてはどうでしょうか。例えば、テトラポットの上から護岸に石積みをするなど、重要文化的景観のまちとして今後しっかりと国、河川事務所との協議を行い、しっかりと町と町民の考えを伝えていただきたいと思っておりますという質問ですが、昨日、町長の報告で、この質問の内容の回答が出たようなので

すけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 最上川の堤防整備に関わるご質問だというふうなことに思いますが、先ほどありましたように、行政報告でもある程度お話をさせていただきましたが、やっぱり移転対象となった家屋の解体が進んでいるというふうなことで、本当に移転をしていただいた、協力していただいた、理解をしていただいた方々には感謝の言葉しかございません。

現在、町のほうでは令和8年夏頃をめどに、百目木地区かわまちづくり計画の登録、国への登録という作業を進めているというふうなことで、昨日申し上げたとおりであります。そんな中で、町としては地元の住民、関連の団体、学識経験者及び町で組織する百目木地区かわまちづくり協議会、そして協議会の下部組織になる百目木地区かわまちづくり検討会、こういった様々な場でいろんな意見、ご要望を踏まえながら、重要文化的景観のまちとして日本一公園や旧最上橋などからの景観に配慮した堤防整備というふうなこと、そしてかわまちづくりの計画というふうなものを検討しているというところです。国と町、地域が一体となって協議を進めております。

地域や町の要望等については、先ほど申し上げた会議の中で、様々な意見は国のほうからも参加していただいている会議がほとんどでありますので、その部分を直接意見として聞いていただいておりますし、町としての考え方なども伝えさせていただいております。その中で、今質問にあったテトラポット、正式には根固めブロックというふうな言い方をするそうではありますが、重要文化的景観のまちには適さないのではないかとのご意見も出ております。その部分はしっかりと先ほど申し上げたようなところで国には伝えているし、国のほうでもそれを受け止めながら、様々な景観に配慮した解決策、工法というふうなものを一緒になって今検討をしているところであります。根固めブロックというふうなことでは、国でも本当に様々な工法を町のほうにも提示いただきながら、それを地元住民の方と進めているという今の作業の途中でありますので、しっかりとそこは町としての考え方、地域住民の方の要望というふうな形でやっているというふうなことを申し上げながら、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

テトラポットに関しては一生懸命、今、国、県のほうにお願いをしているということで、いいものができるんじゃないかと思っております。

ここでもう一つ、堤防のことなので、もう少し聞きたいと思います。今後、堤防ができれば、以前の説明であれば、365分の1の花火大会、この利用をどうするかということで話がありました。当然堤防ができる、またその堤防に様々な施設ができるということになってくれば、花火大会だけではなく年間を通してどういうふうにご利用するか、どういうふうに住民の方、また町外から人が来てもらえるかということを考えながら、その整備をしていかなければならないと考えております。また、その中でもやはり一番のメインになるのが365分の1、8月15日の花火大会、これをどれだけの人がこの新しくできた堤防のところで楽しんでもらえるか。それをやっぱり一番に考えながら、堤防の整備ということを考えるべきではないかと私は思っております。ほかの方はどう思っているか分かりませんが、そこが一番大切じゃないかと。

それをどういうふうにするかということですが、やはり見に来てくださる方が見やすいような、また動きやすいような、そういう配慮をしたやっぱりそういうふうな築堤に、町のほうから再度お願いをして国のほうと協議をする。ただ国から金だけを出してもらえない、町でも少しは負担をする。やはりそういうような考えをしながら、より使いやすいような、そういうふうなものに考えていただきたいと思っております。

あと、その365日の今度は管理運営をどこでやるのか。以前見せてもらったかわまちづくりの構想図を見れば、相当な広さになっています。いわゆる当然河川公園という位置づけになるのか、ただの堤防になるのか、それはまだ分かりませんが、堤防にしても、一部の河川公園にしても、管理運営というものが大切になってくるのではないかと考えております。うちの町でも公園を造る、公園を造れば必ずこの管理はどうするんだ、これはどうするんだで、議会から様々な声が出てきているのは周知のとおりだと思っております。そこで、今後この堤防、いわゆる河川公園等ができたときの管理運営というものを今の段階から考えておかなければならないと思いますので、町長の考えを聞きたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今回のかわまちづくりの検討を行っている中で、議員の皆さんにも説明をしておりますが、あえて夏祭りの8月15日、それを365分の1の利用とはありますが、そこにしっかりとスポットライトを当てながら、整備をやっていくという必要性を考えているがために、そういった表現が出てきているというふうなことであります。なので、一番はその河川敷に人が入っていただいて、そして実際、やっぱり灯籠だったり、最上川だったり、そして3か所全部を見渡せるそんな花火の迫力を多くの方から見ていただく必要がある

というふうなことで、そこを計画の中の大きな位置づけの一つとしてやっているというふうなことでありますので、そのこの当日の前後のこれまでの課題などがいろいろと解決できるようなものにしていかなければならないというふうなことで、計画の基本の中では考えて今作業をやっているということでございます。

それから、整備に当たっては国に任せるのではなくてというふうな、かわまちづくりの部分については、国は堤防整備を実施すると。川までの空いたといいますか、堤防の川側のスペースについては、町でどういった考え方で進めますかというふうなことで、国といろいろと協議をしてこれまでやってきた。その中で、かわまちづくりというようなものに登録をしながら、ここを活用していきたい。活用の方法はというのは、この間お示しした内容をベースにしながら、今考えているというふうなことであります。

その整備に当たっては、当然いろんな意見を聞きながらやっているという先ほど申し上げた内容と同じなんですけれども、そのこの部分をどう活用するかというふうな部分を見据えながら、作業を同時にやっているというのが今の現状だというふうに思います。そして、整備に当たっては、国のほうではかわまちづくりの整備の部分については特に直接行うというふうなことではありません。かわまちづくりのメイン的な部分については整備をするのは町が国の補助金などを活用して、町が整備をするというふうなことになります。そして、その部分については補助事業の導入を考えていきたいというふうなこと。

それから、維持管理の部分についても、当然そのかわまちづくりの計画の中でも、管理は基本的には町がやるというふうなことになります。そのこの部分は今どういった形でというふうなことは申し上げられませんが、実際町が責任を持ってそのこの部分をやっていくというふうなことになると思います。そこは委託と直営の組み合わせ、もしくは完全委託、そういった部分を考えながら、日常の管理をやっていくことになるというふうに考えているところであります。管理の部分は本当に広大な敷地になりますのでしっかりと、せっかくの場所でもありますので、きちっと管理をし、多くの方から利用していただけるような魅力的な場所に造っていきたい、そう思っております。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

やはり堤防の部分、そのこの部分が一番のキーになるんじゃないかなと。今、町長も花火大会ということで熱く語っておられました。これは本当にありがたい言葉なんですけれども、そのこの部分でやはり堤防を、こういう傾斜地にするのか、段をつけてそういうことにするの

か、そこまでは国でやってくれるんじゃないかと思っております。その部分で利用をどういうふうにするかによって、その造り方も変わってくると思いますので、しっかりとその花火大会で皆さんが楽しんでいただけるような、危なくないようなそういうふうな構造を考えいただければと思っております。よろしく願いいたします。

あと、この管理、また何かをやるとなれば運営も当然出てくるわけで、そのこのところもできてからでは多分、町長遅いんじゃないかと。やはり今のうちから、その管理、指定管理になるか直営になるか委託になるか分かりませんが、そのこのところも見据えながら、もうやはりあれだけの広い場所になるわけです。今までみたいに、ちょっとここ指定管理しないでお願いするなんてことはいかないと思います。やっぱりそれだけの広い場所を1年間通してきちんと整備をするなり、運営をしていただくには、やはり今からその募集をするとか、町でするんだったら町でどういうふうにするという考えをしっかりと出して、やはりしていかないと、できてから用意ドンのときにいやまだ整っていない、何となるんじゃないかと、しっかりとそのものを見てもらいながら、ある意味管理してもらえる人を応募しながら、こういうようなことをしたほうがもっといいよね、などの意見を取り入れながら、やはりしていくべきではないかと思っておりますので、大変な作業にはなるとは思いますけれども、建設課長並びに町長あたりが一生懸命頭を使っていたきながら、国の補助もしっかりと使ってもらって、すばらしい堤防と町民が楽しめる場所にしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問は終わります。

○議長（宇津江雅人君） これに関野幸一君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 廣 野 秀 樹 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野秀樹です。

今回質問に当たり、私が議員になる前、先輩議員の方々が同様の質問を行い、町から答弁をいただいたことは承知しております。しかし、その後も当議会が町への政策提言として、令和3年度また令和7年度にも引き続き、左沢市街地に融雪溝の整備が必要とした提案をしております。近年、気候変動による異常降雪の増加などにより、従来の雪対策では十分ではなくなっております。新たに対策など必要と思われれます。

先輩議員の方より私が今回たすきを預かりましたので、通告に従い、本町の冬季の雪対策として質問をいたします。

左沢地区については、住宅地が密集しており、雪捨場の確保が困難な状態であります。豪雪であった令和3年度や令和6年度など、歩道と車道の間には雪が高く積まれ、交通安全の観点から見通しが悪く、人身事故や車両事故などの要因となる危険な状態がありました。

このような危険な状態を取り除くためにも対策が必要です。

冬期間、市街地で誰もが住み続けたいと思える安心な暮らしの実現を推進し、整備による快適な住環境を目指すために、さらに在宅で高齢者も可能な限り住み慣れた地域で生活するための、負担の軽減を図る取組が必要ではないでしょうか。

豪雪地帯での融雪溝は、生活者の、特に高齢者の除雪負担軽減、車道・歩道の確保、雪害防止、市街地の除排雪の諸問題の解決、長期的には自治体の除雪費用の軽減にもつながるといった多面的な理由からも、極めて必要性の高い公共インフラだと思っております。

市街地には、消雪パイプが設置されている道路があります。町道、原町通りにも設置されておりますが、積雪量や地下水の状態などで消雪パイプでの処理し切れない雪が車道や歩道に積もりますが、町の除排雪コースから外れております。

たまり続けている雪を車道にも出せず、通常の側溝では処理も難しく、融雪溝があれば、処理し切れない量の雪も、これからも公助に頼らず地域住民の協働で効率的に処理できます。

さらに、豪雪時など、消雪パイプで処理し切れないときのバックアップとしての役割も担うことができます。

現在、融雪溝の設置状況と今後の融雪溝の公共インフラの整備についてお伺いいたします。壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、廣野議員からいただいた左沢市街地に融雪溝の整備についてというようなご質問でありますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

現在、大江町による冬期間の道路交通の確保として、機械による除雪と地下水をくみ上げて散水する消雪道路の2種類があることは、先ほど議員のほうからもお話があったところでご承知のとおりであります。

それぞれの方式には一長一短があります。除雪機械では、短時間で道路上の雪を除くことができるものの道路両端に雪がたまり道路が狭くなることから、計画的な排雪作業を行う必要があります。また、消雪道路では、くみ上げる水量によっては十分な効果が得られない場合があるほか、縁石にあると歩道まで消雪ができないなど町の雪対策には限界もあり、特に住宅や店舗が密集する左沢市街地においては、道路上の雪のほか、間口の雪処理についても各家庭でご難儀をされているというふうなことだと思えます。

こうした状況を打開するために、公共のインフラとして融雪溝の整備をというようなご質問なんだというふうに思いますが、現在の融雪溝の整備状況についてであります。狭義の意味、つまり狭い意味での融雪溝を整備した実績は大江町ではありません。融雪溝は、厳密にはヒーターなどの熱源や温泉の排水を利用して雪を解かすというものであり、整備や維持に相当の費用がかかることから、自治体での整備実績というふうなことでは、自然の流水の運搬作用、つまり流れを利用して雪の塊を河川などまで排雪する流雪溝が多いものだと思います。大江町でも、市街地を流れる前田川周辺で消雪溝として利用されており、これまでも流雪溝に関する一般質問をいただいていたというふうなことでお答えしてきたというふうなことは、先ほど質問の中にもあったとおりであります。

ただ、広い意味での融雪溝としては、12区御免町通りの消流雪溝の整備の実績がございます。消流雪溝は、水を流しながら水路の中にためた水でゆっくり雪を解かすというものであり、投入する雪の量や投入間隔に注意が必要になるほか、一定量の水を常時流す必要があるため、水源となる水の確保や流量等を管理していく必要があります。ほかには、7区の中央通り商店街に雪を入れられる側溝を整備しておりますが、あくまで容量が大きいだけの側溝となっているため、投入する雪の量が多いと当然側溝が詰まり、最悪道路が冠水することもあるため、地元の住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、歩道や間口部分の排雪程度を限定して利用していただいているものだというふうに思えます。

いずれの方法も、左沢市街地に整備するためには、相当量の水を確保する必要があること、また水源から市街地、そして流末までの水の流れを総合的に見直す必要があると考えております。そのため、調査や設計、工事には多大な費用が生じる課題があるなど、いろんなことが課題として山積みをされているというふうなことはご理解いただきたいと思っております。

なお、左沢市街地の雨水の大半を最上川に流しております前田川の内水対策として、分岐水路の新設や堤防整備に伴う流末部分の改良工事などを行う予定としております。これらの工事に流雪溝の機能を持たせられないか検討をしていくというふうな、もう一つの方法です、誰もが住み続けたいと思える快適な住環境の実現に向けて可能性は様々と探りながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、質問の趣旨であります融雪溝なり流雪溝というふうな部分では、廣野議員はどんなイメージを持たれてこういったことの質問になっているのかなというふうなことを今後、様々意見交換をさせていただきながらやっていく必要があるのかなと感じたところです。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

まず初めに、質問で融雪溝の設置をということで質問させていただいたんですけども、私が今回いろいろ資料集めたときに、流水溝の間違いではないかなというふうに気がついておったわけですけども、政策提言のほうに融雪溝をというふうな3年度と7年度に記載になっておりましたもので、その言葉を使わせていただいたわけですけども、町長がおっしゃるとおりで、融雪溝というのは、温泉とかガスとかお湯で解かすそういうところに雪を捨てて解かす溝ということなんですけれども、自然の流れの勾配を利用して、それは流雪溝なので、大江町では流雪溝というふうなことなんでしょうけれども、今回それをごっちゃにするわけじゃありませんけれども、普通の井戸水にしっかりとめた水も温度的には零下ではないので、下流に来ればその雪も解けてしまうということもありましたので、流雪溝の代わりにもなるということで今回、流雪溝ということで、これからも質問の周知でさせていただきたいと思っております。

今の答弁の中に、御免町さんとか消雪道路というか、消雪とかそういう地域があるということでもありますけれども、そこは排雪なんかもなさりながら、さらに流雪というか、消雪の側溝にというふうな場所でもあるのですけれども、まず、そういう除排雪のコースになっていない地区の雪対策をこれから考えていかなきゃならないのではないかなというふうに思っ

たことの質問の趣旨の一つでありまして、それで課題の多いこととか、先ほど前田川の内水対策の検討しなきゃならないとかといういろんな問題があるということを承知いたしました。

それで、まず質問ですけれども、今現在中央通りのほうで流雪溝というか、使用しているかと思えますけれども、その現状をお伺いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどお答えをしましたけれども、中央通りさんの部分は、流雪なり融雪とかというふうなことの役割の機能を一部持たせた大きめの水路を入れてある、そして雪の投入口等も地元の要望に合わせて整備をさせていただいたというふうなものであります。現場管理というふうな部分では、やはりあそこは十分な水が流れていないというふうなことになります。

というのは、13区のほうから下ってきた水については、クローバーさんのところの十字路のところ御免町に流す部分と中央通り商店街さんのほうに流す部分とというふうなことで水管理はしているものの、両方を潤すだけの水量は確保できていないというふうなことで、どちらかという御免町のほうに流れていくようなところが、そちらのほうは流雪というふうなことで水路の整備をしておりますので、優先されているために、多分中央通り商店街さんのほうには十分な水が流れないという現状で、利用の方法としては、やはりそこに一旦雪をためて自然に融雪するなり生活用水なりで解かしながら雪を投入していくような使い方というふうなことだというふうに思います。そんな中では、やっぱり入れ方、それから雪なり雨なりの降り方によっては、側溝があふれて道路が冠水してしまうというようなケースもたまに見かけられるというふうな状況だと見ております。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 私もそこに携わっているわけなので、そういうふうなご理解というか、理解しているところも多々ありますけれども、その中央通りの融雪溝というか、それを設置する計画ですね、今の現状の距離としての当初の計画だったのでしょうか、そこで完成という計画だったのでしょうか、お聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと今、当時のことを思い出せませんが、たしか側溝の老朽化に伴って側溝の入替え作業をしなければならない、そういった改修工事をしなければならない。その際に、いろいろ地元の方などの意見を聞いている中で、そのような形で入替え作業の側溝として選択したのだったのではないかなというふうに思っております。

なので完結、最初からそういう計画だったのかどうかというふうなことであれば、入替え作業をする区間を決めてやってきたというふうなことなので、その後下流のほうまでというふうな計画は、その時点では持ち合わせていなかったのではないかと思います。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 理解をしたところですがけれども、本来流雪溝の設置を考える場合、町長もおっしゃったんですけれども、河川までしっかり設置、延長することで完成として、使用ができる状態ではないかなというふうに思っているわけです。

というのは、流雪溝がずっと来て、排雪になった雪が通常の側溝に今現在、つながっているわけです。そうすると、基本的に、そこで当然雪がたまったり、下流の側溝の方々がほとんど流れないとか、利用も当然できないということもありまして、それは設計の段階でやはり内水対策ではありませんけれども、ちゃんと水路を河川に流すまでの計画は必要だったのではないかなというふうに今、思っているところです。

町として融雪溝の新設とか延ばすという判断基準、そういうのは先ほど答弁にもありましたけれども、河川までの距離、水量、勾配、さらに用地の担保とか沿線の世帯数とか考慮入れなければならないんですけれども、新設と延伸では判断基準は大きく違ってくると思います。新設ですと、水の量とか土地の確保とかいろいろ問題がなってくると思うんですけれども、今現在使用している、例えば私が言った中央通り商店街のあまり不便でない、利用している消雪溝に延伸する場合、実は、その地域というのは雪が降れば消雪時に消雪パイプから水が流れてくるわけです。その水が側溝に入って十分な水量があって、意外と消雪に利用して地域住民は困っていない実態があります。

やはりそれが通常の今、使用している側溝につながっているわけなので、勾配とかそういう面でも新設は違う設置の方法とか負担軽減につながると思うのですがけれども、その点の判断基準とかいうのがそういう新設よりは意外と低いのではないかと思いますけれども、その辺の点、伺いたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 私、先ほど1回目の答弁の中で最後に申し上げました、廣野議員さんとしてはどんなイメージの融雪なり消雪なり側溝整備なりというふうなものを描いての今回の質問なのかどうかというふうなところをもっと議論しないと、なかなかお答えが難しいのかなというふうなことを申し上げました。

そんな中で申し上げたいのは、先ほど中央通り商店街の部分については、側溝の改修につ

いて少し幅広めで雪が多少入れられるような、そんな側溝の整備をやっていったらどうなん
でしょうかねと、更新に合わせてというふう話でやってきたことでああいった形なのかなと。
だから、今お話のあったというか、まだ未整備の部分についてもそういった整備の方向性を
持っていくのか、もしくはご質問のタイトルにもありますように、融雪溝というふうな、融
雪でも流雪でもいいんですけれども、そういった水路タイプにきちっとすべきではないかと
いうふうなご意見なのかどうかというのが非常に分かれ目だというふうに思うんです。

今質問をいただいた、新設をするよりは、今の改修をして流れをスムーズにして一定程度
消雪道路の水を利用して解かせるような側溝で流れるようにしていったらいいのではないかと
いう話と、やっぱりきちっとした融雪、流雪の水路としてやっていかなければならないの
ではないかというふうなのでは、ちょっと整備の方針、もちろんお金も含めてそこはちょっ
と違うのではないかなと。

今までいろいろとご質問いただいてきている中では、融雪、流雪というふうなことでのお
話でありましたので、そこは水量の問題もあります。実際、それを使っていくと必ず管理の
問題、つまり1か所で物すごく雪を突っ込むとそこで解けずにあふれてしまうという状況が
起きますので、その辺の管理の問題等を考えると、なかなか全体的に流雪溝なり融雪溝とい
うふうな形で設けるのはちょっと難しいのではないかというふうなことを申し上げてきたの
であって、イメージするところ、それから地区の方にどんな形が望まれているのかというふ
うなところがもう少し議論しなければならない課題だと思います。

あと、原町通りの部分の消雪道路についても、これポンプなり出てくる水の量から機械除
雪にしたらどうなんだろうかねというような話合いを地区の方と数年前に持ったというふう
に記憶しております。その際、機械除雪だと、やはり歩道の部分までの除雪もならないので、
融雪道路を継続するような形の方法をお願いしたいというふうに当時の地区の方からのお話
があって、消雪道路を継続してきたというふうなことがありました。その中で、課題という
ふうなことで出てきたのが縁石ですね。縁石の部分が水が流れないので、そのところに雪
がたまってしまう、それを何とかならないかというような話題があったようにも思います。

そういったことをトータル的に考えながら、今後完全なる融雪、流雪というふうなことは
難しいというふうには思いますけれども、先ほど言ったような方法も選択肢の一つとしては
あるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君）　　そういうふうな地域住民からのお声も拾っていただきながら検討して
いただくとすることは、大変いい方向ではないかなということでは思っているわけでは
けれども、そうしますと、今後の整備計画とか財政面についてということで、やはり本町は、
財政は決して豊かではないと思っておりますし、大規模のインフラ整備には慎重な判断が求
められると思っております。

しかし、整備を後回しにすれば、高齢化が進む、今いろいろ意見を頂戴している左沢の住
宅密集地で暮らす冬季の安全性の確保が厳しくなる、そして地域の弱体化に進むおそれが出
てくるのではないかとこのふうにも思っているところであります。

町として、未整備地区に対して延伸、または優先順位をつけて、先ほどの地域の住民の声
も聞いて、中規模の策定する考えなどあるかどうかなども質問したいと思います。また、
国・県の豪雪地帯の対策支援制度や交付金などの積極的活用もどのように位置づけているか
も伺いたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　今後の整備計画などを作成するというふうなことは、どうなのかとい
う点についてであります。一回目の答弁で申し上げました、一番流末になってきます前田
川の部分で整備を今、行おうとしておりますし、またさらに下流、百目木地区に流れ込むと
ころの内水対策としていろいろな手だてを打つようなことを国と相談をさせてもらっていま
す。その部分の断面構造なども検討しながら、左沢市街地流域全体の水がどう流れてどう
いうふうになっていくかというふうなことも調査、研究をして、一定の成果を得た中で今の
流末の話をしているというふうなことです。

計画づくりをしていくための方針として、先ほど申し上げた、くどくて申し訳ないけれど
も、どんな方法を地区の人が望んでいるんだろうかねというふうなところをもう少しお互い
意見交換をしないと、流雪なんか側溝の幅の拡大だけでいいのかというようなこと、流雪だ
とすれば、水の確保は今まではもうこれは難しいというふうなことを何度となく申し上げて
きましたので、その部分を画期的に解決する方策としてはやっぱり川から水を上げるしか
ないんだと思うんですけれども、そうすればまた、維持管理も含めて、工事費も含めて相当
なものになってくるんだというふうに思います。その辺の費用対効果、将来に向けた取組な
ども十分に検討しなければならないと思っております。

そして、未整備地区の部分というのは、なので、未整備地区というのをどういうふうな地
区のことを未整備地区というふうに定義づけするのかというのも、先ほどから申し上げてい

るようにあるのかと思います。水路の部分は、基本的には、上流から整備するものではなくて下流部から整備をするというのが基本です。というのは、下流にどれだけの水が集まってくるかなので、この大きさでいいよねと、そして上流に行くに従って集水される面積は少なくなりますから、水路が少し細くていいよねというふうな形で進んでいくことになりますので、まずは、先ほど申し上げた前田川関連、堤防整備関連の水路というふうなものに関連づけた中で水の流れ、水系をどのように取ってどう流していくか、もしくは地区の方が、先ほど言われたように、水路の更新として多少の幅の広いようなものを入れてもらえれば、一定の要望としてはそんな感じなのかなという手法もあるのではないかというふうなことであります。

最後、補助等の活用というふうな話がありましたけれども、それは当然町の財源、もしくは起債だけでは賄い切れないところがありますので、国の補助制度をいろいろと調査といたしますか、探りながら活用していくというふうなことはもちろんでございます。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

まず、最後に、国の制度支援とか何かということで、実は主な支援の内容ですね、道路の除雪、排雪設備や流雪溝または融雪溝の設備を行う地方自治団体へ国の補助金、交付金などが設置されておりますので、それらを活用して検討していただきたいのだと私は考えております。

先ほどの答弁の中に、排雪というか、一番元のじゃなくて排雪のほうから考えて融雪なり除雪なりを考えなきゃならないというのをお聞きしまして、今回幸いに河川工事が国の指定で行われつつあるわけですので、その辺にやっぱり関連づけて、内水対策とも関係しておりますので、排雪溝なり除雪溝の河川までの流れ的なものも勘案していただいて提案などをさせていただければ、さらにいいのではないかなというふうに思っております。

先ほど、消雪道路と融雪道路についてどういうふうな方向で行くかというのが答弁にもありましたけれども、実は近年消雪量というんですか、消雪道路の水量の少なさというのもありまして、消雪道路についていろんな対策が必要になっている地域があるかと思っておりますけれども、町のほうで、その地域からどのようにご意見とかそういうのを今、お聞きしているところがあるか、またその地域で地域住民から雪対策について生活上の困難とか危険に関する意見など、もし把握していることがあれば、ここでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 私のところに十分にそういった要望、意見が届いているかというふうなことを思ったときに、全て届いているというふうにはないのではないかと考えています。課長のほうに、そういった声が何か届いているようなことがあればご紹介させていただきますけれども、私も地区の座談会、町長と語る会というふうなものを開催させていただいて、直接地区の方から様々な意見を出して、聞きたいというふうな作業をしております。

そんな中では、除雪に関しては、一般的な部分について、やはり時間をもう少し早くできないんだとか、最近ちょっと聞こえてくるのが来る時間を決めてほしい、つまり家の前の雪の片づけするタイミングを図るために、毎日6時なら6時に来るんだよというような形にできないものかなというふうな話などは届いております。

ただ、やっぱりその部分については、降る雪の量によっても作業の効率が全然変わってきますので、なかなかそこはそういうふうな形にやりますよというふうなことは申し上げられないのかなというふうに思います。消雪道路なり除雪に関して、何か課長のほうからあればご紹介ください。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 今、ありました消雪道路に関する苦情とかについてでございますけれども、例年発生しますのは、やはりその日によって若干水の出が変わるということもありまして、水量が少ないとどうしても消せる雪の量が限られてきますので、そういった場合、どうしても道路に雪が残るということでのクレームなどはよく頂戴するところであります。

ただ、やはり水源が限られている、地下水をくみ上げて消雪するわけですがけれども、そういった形で限られた中で何とか動かすということがまず我々の仕事だと思っておりますので、できるだけご迷惑をおかけしないような形で進めていきたいというふうなところで頑張っているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

実は数日前、消雪パイプの点検などをなさっていただいているところを拝見したわけですがけれども、実は、やっぱり除排雪困難な地域での消雪道路は非常に重要で生活に直結するところでありますので、水源や老朽化など問題が今あるとお聞きしましたけれども、維持管理

も含めまして対策をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほど私の除雪、融雪の基本的な考への中にも、もう今から話することが重要なポイントとしてあるんですけれども、景観条例と雪対策の両立の可能性についてということで、実は、原町通りは国の特別景観形成地区として指定を受けております。大江町を代表する歴史的町並みでもありますし、しかし一方で、景観保全のため、外観、高さ、後退距離、工作物の設置、道路、幅員など一定の制限が課せられている地域でもあります。これらの制限は、町並み保全のためには大変必要と思っておりますけれども、同時に冬季の……。

○議長（宇津江雅人君） 廣野議員に申し上げます。

○2番（廣野秀樹君） はい。

○議長（宇津江雅人君） 通告につきましては、融雪部分の……。

○2番（廣野秀樹君） そうです、融雪に関してですから。すみません、融雪に関しての質問です。

○議長（宇津江雅人君） ああ、そうですか。じゃ、最後までの部分願ひます。

○2番（廣野秀樹君） 同時に冬季の除雪とか、そういうふうな大きな制限を受けている場所でもあります。歴史的建物が道路に接近して建ち並ぶために、雪の仮置きとか駐車場スペースが確保できない場所でもあるわけです。先ほど町長がおっしゃいましたけれども、大変ぼろぼろになっていますけれども縁石があるため、歩道に雪がたまり大変危険な状態でありまして、車道に出て通行しなきゃならないという状態になっているわけです。

そのような状態に地域住民が町道の除雪等の協働作業は大変難しい選択なんですけれども、町として、例えばどんな選択がベストなのかちょっとお聞きしたいと思います。その地域の除排雪の選択、まずはこの地域の何か手を打つとかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどご紹介いたしました消雪道路を機械除雪に置き換えるというふうなことで、地区の方といろいろお話した際の話として、縁石の周辺の雪が解けないというふうなことの対応がというような話があった。その部分については、やっぱり地域の方のご協力をいただきながら、雪を道路から宅地側といいますか、歩道の端のほうに寄せていただくとか、そういうふうなことで協力をいただくしかないというような経過があったように記憶をしております。そういった中で、あれ、質問なんだっけ、消雪道路というふうな中で維持管理をしながら、できるだけ長く使っていただきたいというのが地域の方々からのご意見でございましたので、そういうふうな形にしてきたというふうなところですよ。

あとは、十分でないところは、やっぱり皆さんの協力なくしてできないのかなど。先ほどの発言の中では、協働してやるという地域の力が少し落ちてきているのでという課題はあるというふうには思いますけれども、その協力なくして、やっぱりこの雪の問題というのは成り立たなくなるのかなというふうにするというふうなことが1点。

あともう一つ、町として何かできないかというふうな中では、屋根の雪下ろし等のする場所もないというふうなことの中で、地域、区単位当たりでこの周辺の道路の雪下ろしを一斉にするので、町としてもロータリー除雪車等の協力をお願いしたいというふうな場合については、ダンプ代等の借上げ等の部分を町で一部補助をしながら、地元負担を多少いただきながら協働で一斉に雪下ろしの雪を片づけるとこういった制度なんかも設けながら、全体の雪下ろしの課題もしくは敷地内の雪の課題などを解決していくというシステムは数年前からあるんですが、なかなかそこが、やっぱり協働の力が落ちているというふうなことも含めてできてきていないというふうに思います。もちろんPRのほうも十分努めていくことが必要だというふうなことを認識しております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） なお、申し上げます。

質問は簡潔にお願いします。

廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） じゃ、簡潔に質問させていただきます。

やっぱり地域住民に寄り添った考えをお聞きして、安心していらっしゃるところでございます。

そのような地域住民のどんなものを負担しているかということ把握して、それをまとめて、次の中長期的な施策に反映しなきゃならないのではないかなというふうに思っているところです。いろいろ調査していただければ、これから地域住民もここで安心して暮らせるんだなというふうな将来に向けての安心感も生まれると思いますので、ぜひ、その点は引き続きお願いしたいと思います。

最後ということでありまして、今まで町長さんがいろいろと答弁の中に、いろいろ財政の面とかですね、課題が山積みしているということもありますけれども、その点は検討していただきまして……。

○議長（宇津江雅人君） すみません。廣野議員、もう少し簡潔にお願いします。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。分かりました。

じゃ、まとめをさせていただきます。

住民生活に直結する雪害対策こそが本町の基礎と考えるわけです。町場の融雪溝は、単なるインフラ整備ではなくて、大江町の将来のコンパクトシティーを支える生活路、通院路、防災路としての確固たる重要な基盤の一つだと思っております。特に、原町通りは大江町の歴史を象徴する貴重な資源でもありますし、今議会でですね、原町地区の旧遠藤家が新しく選定されたこともあります。その価値は町の文化的資源の大事なものだと思います。ということで、生活道路を確保することは非常に大切だと思いますので、それらを行政が示すことで住民の地域参加なんかにも力が入るのではないかというふうに思っております。

最後に、町民の安全と生活を守るため実効性のある雪対策推進を強く求めて、質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで廣野秀樹君の一般質問を終わります。

午後2時まで休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 櫻井和彦君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井和彦です。

大江町の熊被害状況と独自対策等について質問いたします。

秋から冬に移る季節となり、山道などを走るとオレンジ色の柿が至る所に目立ちます。熊は完熟した柿だけでなく渋柿も好んで食べるんだそうで、やっくんもつくんふっくんたちのグループみたいなんですけれども、通告に従って一般質問を行います。

先ほど、本日の1番の大沼議員のほうから有害鳥獣被害の質問がありましたが、私は熊に

特化した質問をさせていただきます。

大沼議員のほうで熊とイノシシまで行くかと思ったんですけれども、熊だけで終わってしまったようでしたので、質問内容が非常に私のやつに限られてしまいました。そこら辺、ちょっと加味しながらやりたいと思います。

11月4日に山形県が発表した、今年4月から9月までの熊の捕獲数は585頭、昨年同時期は284頭でしたので、明らかに倍増しております。今年、10月だけで359頭、昨年は15頭といかに多いかが分かる数字であります。11月9日時点の目撃情報は2,257件、これは8か月だけの数字です。昨年は348件、これは昨年12か月の数字です。今年度の人的被害として、1番がキノコ取り中、約30%、2番が山菜取り中、約20%、3番が農作業中、約9%、そのほか散歩中など普通の生活の中で襲われた事例がたくさんあります。

大江町での熊の捕獲数が11頭だった時点で隣の朝日町では46頭、先ほど最新の数字が町長からありましたけれども、現在、大江町が15頭、朝日町では56頭、4倍弱ですね、捕獲数に大きな被害があります。それは何が原因なのか。大江町には熊の生息数が少ないのか、設置してある箱わな（現在10基だそうです）や、くくりわなの数がそもそも少ないのか、町長はどう見ておりますか。

以前の大江町からLINEでの熊出没状況で、見るともう全て削除するんでうろ覚えで恐縮ですけれども、農作業中に熊が発見されました、気をつけてくださいというようなニュアンスのやつがありました。それを見て、何だこれは、どこで発見されたのか、全然分からない内容でありました。取り方によっては、町のいろんなところ、そこら中に熊がいるので、ふだんから気をつけて生活してくださいという注意だったのかもしれない。

山形市では、熊の目撃情報を基に、写真に目撃された場所を細かにプロットして管理しております。例えば、県庁付近の写真を見ただけでも、数多くの目撃ポイントがプロットされていて、県庁の北側も南側も山なんですけれども、その山沿いで目撃情報が多発している。あと、県庁の東側、この地域は非常に目撃情報が多発している。笹谷のほうですね、なるべく近づかないようにしようとかの個人的な参考にはなりません。大江町の場合、グーグルマップで調べて見てみると、私が調べた時点では23か所、本当にこれだけしか目撃されていないのと思ってしまう。

大江町では、ツアー客と一緒に街歩きをするボランティアガイドに熊鈴を貸し出しています。素晴らしいですね、これは。でも、これでツアー客を守るのでしょうか。白田病院付近で目撃された熊が日本一公園のほうに逃げていった。しかも、その熊はいまだに捕獲され

ていないまま、そのままなんじゃないですか。根本的な対策を講じていないまま、日本一公園を含めた各所を案内しております。ただ、現在は、降雪や積雪などで日本一公園は除外されているのかもしれませんが。

緩衝帯を設ける、電気柵を町の中に張り巡らすなどの意見や案もあります。北海道の函館に隣接する、下ノ国と上ノ国があるんですけれども上ノ国町、世帯数が2,336、人口が4,133人という大江町より小さい町なのですけれども、520万円の予算をつけて総延長13キロメートル、1万3,000メートルの電気柵などの防止策を行ったのですが、被害が拡大して総額4,000万を超えているそうです。

中央公民館から柳川温泉まで片道が約15キロメートル、例えば道路の両側に電気柵を設置しても道路沿いだけでも30キロメートル、本来であれば主要道の横に電気柵を敷設するという事はやらないと思います。熊の生息している場所と人間が住んでいる場所の間に電気柵を設置するべきなので、民家の周辺、畑の周辺、公共施設の周辺、熊と人間が生存する境目、例えば全ての山裾、そう考えれば大江町での総延長はとんでもないことになります。つまり、現実的ではなく、生息数を把握して適正な数になるように個体管理をしていく必要があるということです。

実際、大江町には、おおよそ何頭の熊が生息しているのかを把握していますか。先ほどの回答では、大江町では把握していませんけれども、県としておおよその数は把握しているということです。

大江町で全てを殺処分してしまったら、この地域から絶滅してしまうので、適正数になるようにコントロールする必要があると考えます。

環境庁が定める絶滅危惧種、レッドリストの絶滅のおそれのある地域個体群、LP、その26集団の中に、エゾヒグマとツキノワグマが地域指定で掲載されています。例えば、ツキノワグマであれば、下北半島、紀伊半島、四国山地、西中国地域、東中国地域の5か所であります。九州では、既に絶滅したと言われていています。やはり個体管理は必要だと思います。その個体管理をする上で、猟友会の協力がなくてはならないものと考えます。

従前では、またぎと言われる専門家以外で狩猟免許を取得し、趣味として狩猟を行っていた方々に有償のボランティアとして低価でお願いをしていたのですがけれども、現状では見直しの時期が来ているものと考えます。

ライフル銃の弾丸1発750円前後、中華そば1杯ぐらいの値段ですね、散弾銃に使用されるスラッグ弾と呼ばれる弾丸が1発800円から1,000円前後と書いていますけれども、実際に

スラッグ弾を使用している人に確認したら、現在は1発1,200円だそうです。射撃場で10発練習しただけで1万2,000円かかります。自治体から認定されると免除される場合があるんですけども、ハンターは秋に狩猟税を含めると3万前後支払わなければならない。さらに、3年に1度ある技能講習で2万前後の支払い、銃本体もピンキリで一番安くて20万、大体40万前後、山道を走行するので、4輪駆動の車で燃費が悪いのでガソリン代もばかにならない。

猟友会に入ると、帽子やベストなどを購入する。

鉄製の箱わなが、重さが100キログラムから200キログラムの重量となるために、設置するのに5人から6人、力を合わせての作業となります。

熊を捕獲したら、前の熊の臭いで次の熊が近寄らなくなるので、軽トラに積んで持ち帰り、水洗いしてから次の場所に再設置する。設置したら、連日の見守りをしなければならない。大江町では3名で見回りをしているということでありました。

捕獲した熊が物すごく手間のかかる解体をしなければならない。最終的に、重機を使って埋める。小型のユンボはどうやってその現地に運ぶか。危険も伴い、北海道では1962年から2024年3月まで熊による死傷者177人のうち、狩猟や駆除の際に熊に反撃された例が66人と最も多い。会員も高齢化しており、体力的にも猟友会だけに依存するのは無理がある。

若い会員を募集しても集まらない。

狩猟免許が必要。その40万前後もする高価な銃を自分で購入しなければならない。銃弾も購入しなければならない。鍵のかかるロッカーなどに保管し、薬きょうなんかも全て記入し、その管理が大変。射撃場で有償で練習しなければならない。時間も必要。

しかも、狩猟は単独でやるのではなく、グループで役割分担を明確にしてから現場に向かうので、いきなりでは連携を取るのが難しい。

このような対策と方法として、今はガバメントハンターという人員を増やすという案も出ております。ガバメントハンターは、主に自治体職員として獣害対策を行う公務員ハンターのことを言い、狩猟免許を保持し、場合によっては猟銃も扱う。しかし、市町村によっては専門職としてガバメントハンターを雇うほどの余裕はない。一般事務等をやりながら、時には銃を持って現場に行く。

狩猟免許には、第1種銃猟、これは散弾銃やライフルを使います。散弾銃は、1回に3発以上の弾を充填してはならないという法律があります。ライフルは、弾装に5発、薬室に1発の合計6発を装填できる。これは空気銃も同じです。そして第2種銃猟、空気銃なんですけれども、これはペレットと呼ばれる前方後円墳のような、バドミントンをやる人が分かる

んですけれども、シャトルみたいな形をしているやつで直進性に優れて、鉛のやつが主に使われています。そのほかに硬質の樹脂を使ったものとかありますね、あとすずを使っているもの。

そのほかにわな猟、これはよく見る箱わな、あとはくくりわな、これワイヤーなんかでやるやつ、あと囲いわな。現在、トラバサミは禁止されております。ただし、これは最後に止めさしが必要です。あと網猟、これは無双網とか張り網とか、現在かすみ網は持っていても処罰されます。この4種類があります。

しかも、熊やイノシシなどを捕獲、駆除する大口径の銃を扱うためには、原則として散弾銃を継続して10年以上所持していることが条件となるということがあります。そのために、例えば大江町がガバメントハンターを採用しても、現在では銃器を使った危険鳥獣駆除をすぐに行うことができないケースも出てきます。ただし、銃を使わないわなを使った捕獲など、有効な人材として活用ができます。

銃猟でも、心臓を1発で仕留めなければ手負いの熊として暴れる可能性があり、ハンターに危険が及びます。ヒグマは、時速500キロメートルだと新幹線より早いですね、時速50キロメートルで走り、100メートルを7秒2で駆け抜ける、皆さんは逃げられるかもしれませんけれども、ウサイン・ボルトも逃げられません。パンチ力は2トン、重量300キログラムの鉄のおりを体重400キログラムの熊が破壊したとか倒したですね。

北海道に生息しているのはヒグマ、本州に生息しているのはツキノワグマ、この近辺ではツキノワグマです。ただし、先日熊が泳いで海を渡ろうとしているのが発見されました。北海道でも、大きい北海道の土地だけでなく、島によってもヒグマが生息している島と生息していない島とがあります。もしかしたら泳いで渡って繁殖したのかと素人考えが起きてしまいます。

これらもろもろのことを踏まえ、大江町では独自にどのような対策を講じて住民に安全・安心な生活を送ることができるのかの考えを町長からお願いしたいと思います。

参考として、遊佐町では、不要果樹の伐採費用補助150本追加、あと捕獲用のわなの新規購入、猟友会のパトロール費用などの対策を強化する方針を打ち出しました。448万円を12月議会に追加補正として提出する予定であります。町独自に行える対策として評価できるものであり、ほかの市町村でも捕獲した際に、西川町のように別個に報奨金としてインセンティブを支払う市町村も出てきております。

加えて、11月17日に、つい最近、緊急銃猟タスクフォースが大江町に来庁していますが、

どのような話になったのかと。県が山形県熊被害防止緊急対策の主な事業として、河川のやぶ払い3,000万、不要果樹の伐採100万、専門家の派遣や研修会の開催に330万、鳥獣被害対策専門員、猟友会や市町村関係者の装備品、ヘルメットや手袋として675万円、医療職員の装備品、熊用の防護品として1,108万円、県の鳥獣保護管理員らによる見守り強化86万円、これを決定しております。

山形県では、今後、山大と連携し熊の生息状況や被害の実態をモニタリングして効果的な対策を模索すると言います。また、ドローンを使用して探索力の向上や若手ハンターの育成のために春季捕獲を強化すると発表しましたが、それらもろもろに対する町の取組の考えも町長、町民に示してください。

長くなりましたが、壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまいただいた櫻井議員のご質問にお答えをしていきたいというふうに思いますが、先ほど他の議員の方からも熊についてのご質問があり、重複する部分もあるというふうに感じたところです。そうした質問は除いた中で、そのほかの部分としてお答えさせていただく部分をお話しさせていただきたいというふうに思っています。

まずは、熊の生息数についてのお話がありましたが、町内の状況というものは正直、把握は難しいというのは先ほども申し上げましたが、第4期山形県ツキノワグマ管理計画によりますと、平成13年、この年度の段階で、県内では1,200から1,300頭前後、多くとも1,500頭前後と推定していました。しかし、令和3年4月時点では、約2,300頭と推定しており、生息数は明らかに増えているのではないかと、恐らく現時点ではさらに増えているという数値が考えられますけれども、なかなかその部分の正確な把握というのは難しいというのは先ほども申し上げたとおりであります。

町といたしましては、春季捕獲をはじめ農地等に出没した場合に行う有害捕獲や市街地等に出没した際における緊急銃猟による対応など、猟友会をはじめとする関係機関と協力しながら、日々対応をしているところであります。

具体的な町の対応ということではありますが、熊の出没情報を町もしくは警察などを通していただいた場合には、現地の確認を職員が行います。その結果に基づいて、のぼり旗の設置、そしてSNSでの情報提供など、こういった部分については昼夜を問わず対応しているというふうなことです。職員が現場に行く際にも十分配慮して行かないと、今、二次的な災害に

なってしまうというリスクも含めての中での対応だというふうに思います。

そして、さらには箱わなの設置、そして設置した後の巡回、そしてわなに入った場合の事後処理等々をやっていきます。特に今年度は、熊の出没件数、いわゆる通報件数が増えているというふうなことで、鳥獣被害防止対策費用というふうな部分では当初の予算を大きく上回った中で対応していかなければならない。今後、そういった対応が必要になってくるというふうに思います。参考までに、町に対して出没等の通報というようなことは、今年度は合計で78件程度あったというふうに把握をしております。

緊急銃猟タスクフォースの話がありました。先月の17日にタスクフォースの派遣を受けまして、市街地等に熊が出没した場合の対応について確認をしたところであります。

参加者は、県の環境エネルギー部の次長さんほか県職員の方3名、県警察本部から2名、寒河江警察署から1名、副町長、教育長、総務課の職員が2名、教育文化課が2名、農林課2名、総勢15名で打合せ会を持ったというふうなことであります。その中身といたしましては、緊急銃猟実施に当たって具体的な手順や注意事項等の話合いが行われたと。もう少し具体的に申し上げれば、米沢で実際にあった事例を基に、こうした点、ああした点というふうなことでいろいろご相談をしながらアドバイスをいただいたという形でございます。

そして、さらには11月25日に実施されたと、皆さん新聞等でも報道になっておりましたが、河北町の緊急銃猟訓練というものがありません。これもタスクフォースさんと河北町が一緒になってやったものでありますが、これに職員を派遣し、今視察というふうな格好でいろいろと勉強させていただいてきました。その中で、緊急銃猟の方針決定判断、それから避難誘導の方法、安全確保措置、こういった部分について、現場で実際に見ながら確認をして勉強させていただいてきたところであり、必要物品等をそれらを参考に準備をしているところでもあります。緊急銃猟につきましては、あくまでも捕獲手段の一つだというふうな位置づけであります。緊急銃猟を実施する場合には、警察をはじめとする、先ほど申し上げたようなタスクフォースのメンバーとの連携の重要性、特に警察との連携というふうな意味合いでは、やはり銃の許認可等も行っておりますし、最近では実際、警察が発砲すると、緊急銃猟ではなくて警察の権限の中で発砲するというふうな事案もありましたので、そういったところはケース・バイ・ケースに応じて判断をしながらやっていくというふうなところを感じたところでもあります。

町民の皆様を含め、町民が一体となって熊による被害防止というふうなことができるように町としても努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

たきます。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 町長、激務の中いろいろやることがいっぱいあって、たくさんの苦労しながら骨を折っていただくことに深く敬意を表します。

今回の質問に当たり、いろいろ資料等ずっと前から調べていたんです。早めにもう準備したつもりなんだけれども、次々次々に情報が更新され、更新されるというのは被害が拡大している、それも北海道のヒグマだけじゃなくて全国的なやつですね、それに対する県の対応とか国の対応もいろいろ変わって、いい方向に変わっているんですね、もしかしたら自分の質問が駄目になるかともう心配しました、骨折り損のくたびれもうけになるんじゃないかと。一応形としては熊に特化しているんで、今まず、じゃ、いろいろ質問の順番考えていたんですけれども、1番の質問者と、自分がかぶっていないですけれども、大分かぶってしまっ

て。緊急銃猟の実施、まず。今はまだ大江町ではないんですよ。これは熊が日常生活に場に侵入、または侵入のおそれがある。緊急性がある。銃猟以外で捕獲が困難。発砲で人に危害が及ばない。実際に、その場になって発動の権限を出す決定がすごい難しいと思います。先ほど町長だけじゃなくて総務課長が決断したり、あと警察と連携してタスクフォースと情報を密にしてやったりすると思うんですけれども、この辺、最終的に本当になった場合には、一番近くの人が最終決定をするのか、それともどこからの指示を持って自分の権限ではできないのか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどの方のご質問にお答えをしておりますが、委任をするというふうなことを方法として、法律の中ではそういう解釈ができていうふうなことです。

私が直接現場にいて、その現場の状況を見ながら判断をして指示をするというふうなケースもあるだろうし、私は直接的には現場に行かなくても、今はもうメールだったり携帯電話だったりというようなことで現場の情報をいただきながら、私の意見も述べながら現場の状況で現場で判断していただくというふうなケースもあるだろうし、あとはやっぱり一番重要視すべきは、私は現場にいて、現場の警察官なり県からの支援員なりそうした部分と意見調整をしながら、特に安全確保というふうな部分については、警察官から十分に周りの安全確保をした上でないと緊急銃猟の発令はできないというふうなことになっておりますので、その部分は、現場での準備状況を見ながらゴーサインを出すというふうな委任という形が多

くなるのではないかなというふうに、タスクフォースさんの現場でのいろんな経験からのアドバイスというふうなことではいただいたのかなと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 毎回同じ状況じゃないんです、それ。だから、難しいんですよ。委任にするにしても、最終的に熊だけを捕獲できたかどうかというのを、形上は箱わなにかかったやつを止めさしのような形でやるのと、あとは万が一、ほかのところでもあるんだけど、柿の木に登っている熊をどうやって緊急銃撃するかとかいうのがありますよね。例えば、通常であれば、先週の鶴岡の件、下にいたので、上のほうから下方向に向かって銃を打つ、これ一番安全なんですね。何でか。上に向かって打って当たらなかった場合、どこかに飛んでいって誰かに危害が及ぶ。

あと、例えば熊を仕留めるには心臓を1発でやないと駄目なんですよ。散弾銃の場合は2発、ライフル銃の場合は6発装填できるんですけども、通常は散弾銃で、何で散弾銃でやるかといったら、近場で威力のあるやつでやるからなんですよ。これが2発しかない。万が一、ぱたって心臓じゃなくて腕に当たった、貫通した、その次岩に当たった、跳ねる、これ跳弾というんですよ、議長なんかよく分かると思います。アスファルトとか岩とか水面でも跳弾といって、どこに飛んでいくか跳ね返るか分からないというのがあるんで、なるべく後ろが柔らかい土壌で斜め上から打つというのが原則なんです。そういう決定もしなきゃいけない。万が一これ人で人をあやめたとかいった場合に、打った人に責任はありませんよという形にはなっているんだけど、そういう問題ではないと思うんですよ。そこら辺が難しいところで、本当に責任ないのかとかいうのがあると思うんですけども、どうなんですかね。

実際に熊の駆除に使うのは、ソフトポイントというやつで、突き抜けられないような弾を使っているんですよ。だけれども、それを使うかどうかはその場の判断、例えば鶴岡の場合はライフルを使わないで散弾銃の弾で打ったんですよ、それ近いから。だから、そういう決定もできるぐらいの知識の人が役場にはいるんですかどうか、どうでしょう。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 知識を持った専門的な方は役場にはおりません。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） だから、ほかの市町村見ると、熊の狩猟免許持っていない人でも知識を持った人を育てているというところがあるんですよ。生態をよく知っている人とか、そ

ういう人を育てる必要もあります。

熊の餌となるブナの実は、毎年豊作、毎年凶作じゃないんですものね。2年に1回とか、豊作凶作を繰り返しながらいく。特に今年は大凶作で、山のほうにはゼロ%とかというデータも出ているぐらいなんですよね。こういう、いろんな状況を分かっていることを町のほうが勉強する必要がある。

あともう一つ、私、朝小学生とか中学生の登校見守りするんですけども、時々小学校までついていったりします。途中で熊に会った場合に私、守れません。毎日ついていっても守れません。子どもたちはどうやって安全を担保するのか。それに対して、大江町のほうでは、小学校、中学校、あとはにじいろ保育園のほうで幼児とか児童、園児のほうに何か指導、教育、そういうのを親と一緒にやっているかどうか、そういうのは町長、どうですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） タスクフォースとの打合せの中で教育委員会も入っていただいて、そういう場合の対応についてもいろいろアドバイスをいただいている。現状を申し上げれば、熊の目撃情報なりその痕跡みたいなものがあつた場合については、全て学校側のほうに教育委員会を通して連絡をする、そして連絡をした中で保護者に、そこからメールで情報をお届けするというふうなことであります。場合によっては、保護者同伴での登校を促したり下校を促したりというふうなこと。

ただ今、櫻井議員がおっしゃったように、保護者がついていったからといって守れるかという根本的な部分については疑問は残るところであります。そこは車で送迎だったりというふうなことで確実な安全な方策を取っていくというふうなことをタスクフォースさんとの打合せの中、もしくは教育委員会の中の協議として決め事を持ってきているという現状でございます。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 登下校だけじゃないと思うんですね、実際にはね。もう一般生活をする上で、熊に出会った場合にどういう対処しなきゃいけないかという知識とか学習もする必要があると思うんですよ。例えば例えば、村山市の富並小学校では熊と遭遇した場合の対処方法を親と学習会を開催したと。これは猟友会のメンバーに熊の生態と対処方法をレクチャーしていただいたものであるということなんです。これは猟友会の方も詳しいかもしれませんし、農林課で詳しい人もいるかもしれませんし、あとは柳川地区のほうに自然生物の生態に詳しい方もいるかもしれません。そういう方に指導していただくとか、そういうことも

必要なんじゃないかと。

あと自分、子どもの頃に西川町の博物館に行ったことあるんです、ちょっと親戚がいたんです。あそこに博物館あるんですね。あそこ、熊の剥製があるんですけども、牙の大きさ、あと爪の鋭さ、そういうやつを見た場合に恐怖をちゃんと心の中に植え付けられるんです。そういうのも大切。

あと昔、またぎとか猟友会やっていた方で居間に熊の剥製があったりするのを見せていただくことも必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井議員、ちょっとその件につきましては、通告の内容にちょっと外れているんですけども、別の質問で答弁を変えていただけるようお願いしたいと思います。

櫻井議員。

○6番（櫻井和彦君） 熊被害の町独自の対策としてレクチャーは必要だと私は思うんです。これ、町民からも要望があるんですよ。子どもたちが安心してこの町で暮らせるかどうかというのがあるんですけども、そこら辺は対策とか今後計画する予定はないですかね、子どもたちを守るためには。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 緊急時の対応と平時の対応というふうなことに分かれるのかなというふうに思います。緊急時の対応については、もちろん今も学校のほうでは、熊に遭遇した際の応急的な対応については、これは学校でも話をしていると思います。なので、あとは平时的な部分で今、議員が先ほど言われたように、毛皮などを持って知識として少し先生のほうからお話しするというようなことも選択肢の一つだとは思いますが、今の現状の中で、なかなか授業をやっている中、そういったところまで踏み込むような現状なのかどうかというふうなことは、それぞれの学校の判断というところもあるかなというふうに思います。

そして、ちょっと誤解されると困るのであえて申し上げますけれども、捕獲に対する基本的な方針は緊急銃猟ありきのような話になっていますので申し上げますが、優先順位というふうなことではまずは追い払うというふうなことで、花火や爆竹を使用して追い払うというふうな手段がまずは1つ目だと。2つ目として、箱わなによる捕獲というふうなものも試みていく。それでも駄目な場合については、銃器による捕獲というふうなものを実施をしていく。あくまでも、これは緊急銃猟の手前の話としてそういった対応をしていくというふうなことです。

先ほど緊急銃猟の部分について十分に注意してやらなければならないという話がありましたが、実は、緊急銃猟を実施する際の4つの条件というふうなものが示されております。

1つは、場所というふうなことで、危険な鳥獣、熊などが住居、広場、その他の人の日常生活圏内に供されている場所等に侵入している場合、または侵入するおそれ大きい場合というのが1点目です。

2つ目は、緊急性というふうなことで、危険鳥獣による人の生命もしくは身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるというふうに認められた場合というのが2つ目です、緊急性です。

3つ目、方法というふうなことで、銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に危険鳥獣、熊の捕獲等を行うことが困難な場合という。

そして4つ目、安全性の確保というふうなことで、銃猟によって人に弾丸が到達するおそれ、その他の人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがないことというのは、先ほど場所を選ばなければならないという話がありましたが、この安全性の確保、方法、緊急性、場所というこの4つの部分を一つの指標としながらチェックをし、ゴーサインを出していくというふうなことが、これはもう全体として確認されている事項でありますので、もちろん委任される場合もそうでない場合もこの4つの判定基準を総合的に判断して実施をしていくというふうなことなんで、私が言いたかったのは、その前段として様々な取組があつて、さらに緊急銃猟だというふうなところは、ここは誤解をなさないように。熊がいたから、すぐ緊急銃猟の発令というふうなことではないというふうなこと、まずはお伝えしたいなと思いました。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 1番目の質問とちょっとかぶってしまうみたいでいろいろ飛んでしまったんですけども、これ追い払うというのが大事というのがあつて、それも調べたんです、実際はね、爆竹やったり花火やったりするんですけども。

ベアドッグというのがいるんですよ。これはヨーロッパの猟犬で、カレリアン・ベアドッグが輸入品で1頭が子犬で50万円ぐらいとかというのがあつたんですけども、なかなかこれ、町ドッグとしてやるといのはできないですね。実際、これ物すごい忠犬で、言ったことは確実に守るといやつなんですけれども。

あとは、熊鈴。子どもたちに熊鈴を持たせるか。

あとは、電子ホイッスルが大体単価が2,000円ぐらいです。これはピーっというんじやな

く大音量が鳴ります。

あとは、熊撃退スプレーというのがあるんですね。追い払うほかに、もう近づけない。これが一番安いので2,000円ぐらい。これはスプレーじゃなくて噴霧する。50センチメートルとか1メートルまで近づいたときにやる。そんな熊全く出ないですね、この目の前で。

あとは、ベアアタックという熊撃退スプレーが7、8メートル。だから、ここら辺からもうちょっと金子課長ぐらいかな、ピューっとやる。でも、それが1万6,000円で噴射時間が5秒から7秒と。上向いたら役立たない。斜め下に噴霧するといって、こういうやつもあるんですけれども、それは個人ではなかなか準備できないですね。

だから、町としてやれることをやって子どもたちを守る、町民を守るようなことを考えていただいて、実施していただきたいというのが町民の声でありました。それを今回、私は伝えたいと思います。町長、何かありましたら。

○議長（宇津江雅人君）　じゃ、最後に松田町長。

○町長（松田清隆君）　今回、お2人の方から熊に関するご質問をいただいたというふうなことは、それだけ町民にとっての不安材料になっているという声を聞いてのお話だというふうにも思いますし、また町として新たな課題としてその危険というふうなもの、ある方は、これは災害だと言ってもいいというふうなことを言われている方もいらっしゃいます。これが毎年こういうふうな形でなるとすれば、もう相当の覚悟を持ってやらなければならないものだというふうに毎日新聞、テレビを見ながら私自身思っているところであります。いろんな情報が飛び交いながらも、その中からベストな状況、この大江町にとって最善の方法はどれなのかというふうなものを、先ほど言ったタスクフォースなどと相談をしながら決定をし、いろいろと進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げて、締めくくりとさせていただきます。

○6番（櫻井和彦君）　ありがとうございました。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　これで櫻井和彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君）　これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は議案調整等のため本会議等は休会といたします。

12月12日金曜日、午後1時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時49分

令和7年第4回大江町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年12月12日(金)午後1時開議

- 日程第 1 議第73号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第74号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第75号 大江町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第76号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第77号 令和7年度大江町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議第78号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議第79号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第80号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第81号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第9まで同じ

- 追加日程第1 発議第4号 議第77号 令和7年度大江町一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議について

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者 兼出納室長	伊藤修君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議第73号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、議第73号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第73号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料2-1の新旧対照表をご覧ください。

第24条第2項は、期末手当の支給割合を山形県と同率で改定するもので、一般職は100分の125を6月支給分はそのままに、12月支給分を100分の127.5に改定して支給することを定めております。

第24条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定であり、一般職と同じく、県と同率で改定するものになります。

同様に第25条第2項では、勤勉手当の支給割合を、一般職は100分の105を6月支給分はそのままに、12月支給分を100分の107.5に改定するものです。あわせて、定年前再任用短時間

勤務職員については、同項第2号で改定するものになります。これにより、期末手当及び勤勉手当の合計支給月数は、現行の年間4.60月分から4.65月分に0.05月分引き上げられることになります。

2ページ中段から7ページまでの別表第1、行政職給料表の改定につきましては、山形県人事委員会勧告を踏まえ、1級から6級までの全ての級において、9,100円から最大1万2,700円の引上げとしております。これは民間給与との格差、マイナス3.19%を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を行うものになります。具体的な例で申し上げますと、高校卒業程度の新卒の初任給は、現行の18万9,700円から1万2,300円増えて20万2,000円に、大学卒業程度の新卒の初任給は、現行の22万2,900円から1万2,000円増えて23万4,900円になります。

この給与の引上げ改定は4年連続となりますが、今回の民間給与との格差率、マイナス3.19%の是正は、32年ぶりの高水準と言われた昨年のマイナス2.32%の是正をさらに上回るものになります。その要因の一つとして、比較対象とする民間企業の規模が、これまでの50人以上から100人以上に変更されたことも多分に影響していると推測されます。引き続き、民間企業との格差解消と人材確保の観点から、おおむね30歳代後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定となり、その他の職員が在職する号給についても、改定額を低減させながら給与水準を全体的に引き上げるものとなっています。これにより、職務、職責を重視しつつ、主に若手職員の給与体系が改善されることで、年々厳しさを増す採用市場における競争力向上につながり、民間企業に流出している就職希望者に対して、一定程度の抑止効果があるのではないかと期待するところであります。

次に、第2条の改正は、令和8年4月1日からの改正になります。

資料2-2をご覧ください。

第24条第2項では、一般職の期末手当の支給割合を山形県と同様に100分の126.25に、第25条第2項では、勤勉手当の支給割合を同様に100分の106.25に改定するもので、年間の総支給月数はそのままとし、6月と12月の支給割合が同率となるよう調整するものなどになります。

その他の改正附則については、第1項で施行期日を、第2項で適用期日を定めており、第3項では、既に支払われた給与は本来支払うべき給与の内払いとみなす旨を規定し、第4項では、規則への委任を規定しております。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第73号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第73号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第74号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第74号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第74号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料3-1と資料3-2の新旧対照表を配付しておりますが、これは一般職の給与条例と同様に、同じ条文が施行日を変えて2段階で改正されるため、資料を2つに分けているものです。資料3-1は公布の日から施行される改正、資料3-2は令和8年4月1日から施行される改正になります。

資料3-1の第2条は常勤特別職の給与について、第5条の2は議員の給与についての規定ですが、それぞれ年間の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、12月の支給割合を100分の172.5に改定するものです。

資料3-2についても、常勤特別職と議員それぞれの改定になりますが、期末手当の支給割合が6月と12月で異なっていたものを同率に合わせるため、支給割合を100分の170に改定するものになります。

なお、加算率を乗じた期末手当の支給月数は、現行の年間4.69月分から4.76月分に0.07月分引き上げることになります。

その他、改正附則については、第1項で施行期日を、第2項では適用期日を定めており、第3項におきましては、既に支払った期末手当は本来支払うべき期末手当の内払いとみなす旨を規定しております。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第74号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第74号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第75号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、議第75号 大江町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第75号 大江町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部

を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例改正は、一般職と特別職に対して支給する旅費等に関し、国家公務員及び山形県職員の旅費制度の改正を踏まえ、山形県の改正に準じて見直しを行うものになります。

資料4-1は、議案書の第1条、一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正の新旧対照表、資料4-2は、議案書の第2条、特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正の新旧対照表になります。

資料4-3は、今回の改正の概要をまとめた資料になりますので、こちらで説明をさせていただきます。

第8条から第12条は、交通費に係る規定の改定になります。

このうち第8条の鉄道賃は、これまで100キロ以上に限るとされていた急行料金と座席指定料金について、距離による支給の制限を廃止し、公務のため特に必要とする者に限り支給することに改めるものになります。

第11条の車賃は、自己の所有する自家用自動車を使用して移動する場合は、路程1キロ当たり22円を支給するものになります。

第12条では、新設するその他の交通費を規定しています。鉄道、船舶、航空機及び自家用車以外を使用する移動に要する経費について、公務上必要とする場合に限り実費で支給するものです。例として、路線バス、タクシー、レンタカー等になります。

2ページをご覧ください。

第13条から第15条は、一般職の宿泊費等についての規定ですが、大幅に改定されることになります。

現行では、1泊当たり県外1万1,800円、県内1万900円の2パターンの定額支給としていますが、3ページ下段以降に記載のとおり、都道府県ごとに定められた宿泊費基準額を上限とした実費支給に変わります。これは、首都圏をはじめとする宿泊料金の高騰により現行の定額宿泊料では足りず、自己負担が発生するケースもあることから、国・県と同様に見直しを行うものです。基準額は国家公務員等の旅費支給規程に定める額とし、例として東京都に宿泊する場合は1泊当たり1万9,000円、大阪府の場合は1万3,000円など、都道府県ごとの実勢価格調査を基に算出された額になります。

第14条に新たに定める包括宿泊費は、いわゆるパック旅行の料金を支給対象とするものです。

第15条の宿泊手当は、現行の日当を実費支給の観点から見直すもので、宿泊を伴う旅行に

必要な諸雑費に充てるための費用という意味合いで、国・県と同様に1泊当たり2,400円の定額が支給されます。

その他の改正として、③の第3条第7項関係は、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能とする規定になります。

④の第20条関係は、支給額は最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額を支給するのが原則であることを定めています。

第7条第4項及び第22条では、旅費の返納等について定めています。概算払いを受けた旅行者が期間内に旅費の精算をしなかった場合などの際には、旅費の返納を求めるとともに、返納額について旅行者の給与等から差し引くことができることを定めています。

このように、今回の改正により実費支給が原則となり、日額旅費や100キロ以上の路程で一律支給していた日当などの規定は廃止されることとなります。また、これまでは条例の別表で具体的な支給額を定めていましたが、今回、国や県に倣って規則に額等の詳細を委任する改正の内容となっています。

もう一つの条例改正となる大江町特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

資料4-2をご覧ください。

第2条では、常勤特別職の旅費、第3条では非常勤特別職の費用弁償、第4条では証人、参考人等の実費弁償を定めるもので、それぞれの額を別表第1で示しています。

また、第5条では、特別職等の旅費等の支給額、支給方法については、一般職の職員の例によると定めています。

これらの主な点をまとめたのが、資料4-3の3ページ中段になります。

特別職に属する者の宿泊費基準額を、職務別に2段階に分けて規定しています。記載のとおり議会の議長、議会の議員、町長、副町長、教育長などについては、国家公務員等の旅費支給規程の指定職職員等の額を適用しています。例を挙げますと、東京都が2万7,000円、大阪府が1万8,000円で、これを上限とした実費支給に変わります。現行では、議会の議員、町長は、県外1万4,800円、県内1万3,300円の定額支給でしたが、一般職と比較して高い設定額となり、県議会議員及び知事、副知事と同額の改定となります。

一方で、現行で費用弁償の対象としてきたその他の非常勤特別職の宿泊基準額は、一般職の職員の例によるとしています。

資料4-2、別表第1の備考では、鉄道賃の特別車両料金等の取扱いについて規定してい

ます。基本的に一般職と同様に、グリーン車等の上位ランクは使用しない設定になりますが、旅行の性質上、特に必要な場合は、支給の対象とすることを定めています。車賃、包括宿泊費、宿泊手当の額は、一般職の職員と同じ取扱いとなります。

議案書に戻っていただいて、最後の部分の改正附則は、第1項で施行期日を、第2項から第6項では、施行日前後の旅行命令と条例の適用に関する規定のほか、車賃を令和8年度に限って1キロ当たり29円とする経過措置などを規定しております。

繰り返しになりますが、今回の旅費制度の大幅な見直しは、実費支給を原則とするもので、これまでの宿泊費の定額支給が廃止されることとなります。また、都道府県ごとの宿泊基準額の設定や、パック旅行を対象とする規定の新設などにより、物価高騰や社会情勢の変化への対応も可能になると考えられます。

以上となります。

○議長（宇津江雅人君） 議第75号の質疑を行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 8番、関野です。

今回の改正により実費支給ということで、大変いいことだとは思いますが、これまで、うちの町の職員が東京とか様々なところに出張とか研修等に行くときには、実費支給じゃなくて定額の支給だったと伺っております。

その場合、近年、インバウンドでホテル代の高騰とか、様々な物価が上がっている中で、本当かどうかは分かりませんが、宿泊費が足りなかった、そういうようなときには、町のほうでこれまでは補填をしていたのか、それとも職員の持ち出しになっていたのか、そこをちょっと1点、お聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） ご指摘あったとおり、ここ一、二年、東京への1泊2日の宿泊の場合には定額で収まらない場合があったこともあります。その際は、職員の負担になっていたという事実もあります。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

であれば、やはりこの実費精算というのは大変いいことであるし、職員の方たちも、東京のほうに行ったりとか、様々なところに行くということも今後は多くなるのではないかと。これまでは、自分で出されないから行かないというのがあったのかなと、あまりいい想定で

はないんですけれども、そんな考えもあったんですけれども、今後はそういうふうの実費で行けるのであれば、いろんなところに職員からも行ってもらって、勉強してもらったり、要望等活動してもらえるとすることは大変ありがたいことなので、大いに活用してもらって、町のためになるように使ってもらえればと思っていますので、頑張ってくださいと思います。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第75号 大江町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第76号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、議第76号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） 議第76号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について、詳細をご説明申し上げます。

大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者につきましては、令和8年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、令和7年10月8日から令和7年11月5日までの期間において、指定管理者の募集を実施いたしました。

この期間に1件の申請があり、この申請内容について、令和7年11月17日開催の大江町公

の施設に係る指定管理者候補者選定審査会において審査を行ったところ、大江町大字本郷己813番地の1、株式会社高橋塗装が候補者として選定されました。

当該候補者の詳細については、資料5をご覧ください。

株式会社高橋塗装は、町内ほか山形市近郊の新築・既存物件の塗装工事を手がけている会社であり、塗装の受注が落ち込む冬期間においては、タラの芽の栽培や除雪作業の請負を行うなど、多角的な経営を行っています。また、高橋氏個人として、県内外のイベントへ出店し、やまがた地鶏の焼き物を販売するなど、やまがた地鶏の消費拡大、認知度向上にも貢献しています。

同社は、令和6年、7年度の食鳥処理施設の指定管理者であり、施設管理に必須である食鳥処理衛生管理者及び処理作業に精通した作業員を確保できていること、町内の地鶏生産者に加え、県内内陸部を中心とした生産者からの利用促進により利用料収入の確保に努める計画であることから、支障なく管理運営が可能であると見込まれます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第76号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第76号 大江町やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議第77号から議第81号までの一般会計、各特別会計補正予算並びに下水道事業会計、水道事業会計補正予算については、各議案ごとに詳細説明を行った上で、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

◎議第77号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） それでは、日程第5、議第77号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第77号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費は、百目木地区での内水対策として実施している前田川分水路整備事業等について、年度内の事業完了が困難であることから、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表債務負担行為補正は、令和8年度の運行事業者の選考手続を進めるに当たり、町営バス運行事業及び乗り合いタクシー運行事業の限度額を設定するほか、今年度末をもって指定管理期間が満了となるシニアセンター、大山自然公園、健康温泉館並びに柳川温泉の令和8年度から10年度までの指定管理料について限度額を設定するものになります。

6ページの第4表地方債補正は、合併処理浄化槽設置整備事業など4件について、本年度の事業費がほぼ固まったことから、借入限度額を変更するものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

それぞれの款に入る前に、人件費について一括してご説明いたします。

先ほどの給与に関する条例の一部改正の中でもご説明したとおり、一般職の行政職給料表の改正と期末、勤勉手当の支給割合引上げ、特別職の期末手当の支給割合引上げなどに伴い、給料と職員諸手当、共済費、それぞれの増減要因を反映させた結果、一般会計では2,491万2,000円、特別会計を含む人件費全体としては2,866万2,000円の追加となりました。

また、会計年度任用職員の雇用状況を精査し、期末勤勉手当の支給割合引上げも反映させ

た結果、報酬、職員手当等、共済費の一般会計総額では149万9,000円の追加となりました。

なお、費目ごとの人件費の説明は省略させていただくとともに、事務経費等の補正や精査による減額についても説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

それでは、歳出予算から説明いたします。

10ページをお開きください。

1款議会費は、98万5,000円の増額です。人件費の追加のほか、議会用タブレットを一元的に管理するための現行のモバイルデバイス管理サービスが、新たなサービスに移行することに伴う設定委託料を計上しています。

2款総務費は、4,627万3,000円の増額です。

1項1目一般管理費の給与システム改修委託料は、子ども・子育て支援金制度に対応するための改修になります。

5目企画費の印刷製本費追加は、道の駅PRのため、第2回のスタンプラリー実施に伴う台紙の印刷代になります。

6目電子行政推進費の基幹システム改修委託料は、システム標準化移行業務が完了したことに伴う減額です。操作研修委託料及びソフトウェア使用料は、業務の効率化を図るため、生成AIの活用を公務職場においても推進するべく、ソフト使用料と職員の操作研修費用を計上するものです。情報通信基盤設備移設工事費の追加は、電柱の建て替えに伴う光ケーブルの張り替え工事によるものとなっています。

7目公共交通対策費は、来年4月開催予定のあてらざわ104フェスに向け、周知と準備費用を追加するものになります。

8目移住定住促進費は、新婚新生活支援事業の補助要件に該当する新婚世帯が当初見込みより増えたことから、補助所要額を追加しています。

9目ふるさとまちづくり寄附事業費は、今年度上半期の寄附実績が寄附額、寄附件数ともに好調に推移していることから、寄附額について当初見込みを上方修正するとともに、返礼に係る諸経費並びに基金積立金を追加するものです。

14ページ下段からの3款民生費は、135万8,000円の減額です。

1項1目社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金は、本年度から町職員を事務局長として派遣していますので、人件費相当分を減額するものです。

国民健康保険特別会計繰出金の追加は、人件費の返納分などについての調整で、2目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金は、今年度の介護サービス見込み料の精査に基づく減額が

主な内容となっています。

4目障害者福祉費は、重度心身障害児者医療費の実績見込みによる増額のほか、身体障害者補装具給付事業において高額な補装具支給対象者が増えているため、所要の経費を追加しました。

16ページ中段からの2項1目児童福祉総務費は、本町の子育て支援施策を広くPRするためのオリジナルグッズ製作に係る費用を追加するものです。

下段からの4款衛生費は、340万円の減額です。

1項1目保健衛生総務費の健康管理システム改修委託料は、妊婦支援給付金事務に係る自治体間の情報連携対応のための追加になります。

2目予防費の返還金は、令和6年度の感染症予防事業費等国庫補助金について、精査により返還をするものです。

5目排水処理費は、合併処理浄化槽の設置数が当初想定より少なかったため、減額をしています。

17ページをご覧ください。

6款農林水産業費は、471万7,000円の減額です。

1項4目畜産業費のやまがた地鶏生産トライアル支援事業補助金は、県の補助を活用して地鶏生産基盤の強化のための資材導入に取り組むもので、県と町が合わせて事業費の4分の3を補助するものです。

1項5目農地費の測量設計等委託料は、伏熊地内にある昭和沼のため池機能を廃するため設計業務等を実施する予定でしたが、県補助の採択が見送りとなったことから取り下げるものです。農山村地域環境施設維持修繕等工事費は、薬師ヶ池周辺の遊歩道に設置している水銀灯をLEDに交換するための追加となります。

18ページをお開きください。

中段の7款商工費は、99万円の増額です。全て人件費の調整になります。

下段からの8款土木費は、582万5,000円の増額です。

19ページをご覧ください。

2項2目道路維持費は、町道の損傷箇所等の改善を図るための維持補修工事費を追加しています。

5目交通安全施設費は、道路照明等をLEDに交換する工事費を追加するものです。

3項1目河川管理費の測量設計等委託料及び百目木地区内水対策工事費の追加は、前田川

分水路整備事業等に関連するものになりますが、国交省や重要文化的景観行政との調整や事業精査のため、繰越明許費の設定を含めて補正をするものになります。物件補償費については、今年度予定していた補償案件の精査による減額です。

20ページ、お開きください。

9款消防費は、事務経費等の精査に基づくものです。

下段からの10款教育費は、333万1,000円の増額です。

1項2目事務局費及び1項3目教育活動推進費における会計年度任用職員の雇用実態に基づく人件費精査のほか、2項1目及び3項1目学校管理費の施設整備等工事費は、左沢小学校と大江中学校敷地内の屋外照明等をLEDに交換する工事費を追加するものになります。

22ページをお開きください。

中段の11款災害復旧費は、533万円の減額です。復旧工事を進めている町道沢口勝生線の事業費精査に伴う減額となります。

12款公債費は、146万3,000円の増額です。臨時財政対策債など10年経過に伴う利率の見直しが生じたものや、繰越事業に係る借入利率の実績から、元金は減額、利子は増額となっています。

13款諸支出金は、643万6,000円の増額です。

23ページの3項2目下水道公営企業費は、人件費の調整と建設改良費に係る財源不足分の補助金追加などとなっています。

以上が歳出予算の概要でありまして、7ページに戻っていただいて、歳入予算をご覧ください。

1款町税は、1,400万円の増額です。

1項1目個人町民税について、現時点での調定済額と収入見込額を精査し追加するものです。

9款地方特例交付金については、今年度の交付額が決定したため、未計上分を追加するものになります。

10款地方交付税は、歳入総額の不足分を補填するため普通交付税を追加するもので、12款分担金及び負担金から21款町債までは、歳出予算で説明した事業に充当する特定財源になります。

なお、17款総務費寄附金は、ふるさとまちづくり寄附金を4,000万円追加するものですが、補正後の予算額は3億2,000万円としております。

以上が、令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） ありがとうございます。

それでは、議第77号の質疑を行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ページ数は21ページ、22ページでお願いいたします。

教育費の中で小学校、中学校に施設の整備等工事ということで、各50万と30万と数字が出ております。具体的に小学校2つと中学校1つということで、先ほど総務課長の説明からよれば、屋外にLEDの電気の設置ということで伺っておりますけれども、具体的に各学校に何基ぐらい、場所はどの辺に設置するかを、分かる範囲でいいですから教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの件につきましては、小学校の工事請負費の50万円、そして中学校のほうの工事費30万円ということの件になります。

こちらにつきましては、小学校が4基、中学校が2基ということになります。こちらについては、中学校の体育館までがちょっと暗いのではないかというご指摘があったところがございますが、それに関連しまして、教育委員会としましては小学校、中学校の施設全部の外灯を点検させていただきました。

その結果、左沢小学校の4基ということでは、校舎前の生徒の入り口の南側のほうが3基と、そして北側の1基ということで照明が切れておりましたので、その4基分になります。全体では小学校は5基になりますので、そのうちの4基が切れておりましたので、今回、修繕するものでございます。

それから、中学校につきましては、敷地内に全部で7基の照明がありましたが、ご指摘があったとおり体育館の前と、そして生徒の昇降口の前2基が切れておりましたので、その2基分を修繕するというので、今回、30万円を計上したということでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、切れていたからというちょっと説明、ニュアンス的にあったんですけども、切れているのであれば、もう少し前に確認、点検をするなりしてしっかり、こういう、今言われて

どうのこうのじゃなくて、やっていただければよかったのかなと思っております。

先ほども産建のほうの委員会で建設のほうの議案調査をしたときに、工事費のところでは電柱ということがあったんですけども、やはり学校関係ということで、今の時期になると、当然、日没が早くなってきて、子どもたちの下校にも差し障りがあるということもありますし、今年度は特に熊の出没ということで、どこに熊が出るか分からない。熊は黒いですから、暗いとやっぱり見えないというのがありますし、しっかりと明かりをつけて、それで熊が来ないということはないんですけども、明かりがあれば熊なんかもすぐ見やすい、危ないとなれば逃げることもできるということもありますので、しっかりとその辺のところを、この電気だけじゃなくて学校の施設等、また周りの環境等も目を配っていただきながら、やはり危険な箇所があったときには、しっかりと対応していただきまして、子どもたちが安心して学校のほうに通える、学校で勉強ができる環境づくりに頑張っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

回答は、あったらどうぞ。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまご指摘ありましたとおり、今回の件は私も指摘があって確認したということで、ちょっと反省しているところがあります。

今後は、当然、学校側とも連携はしているつもりでございますけれども、外灯も切れていたということも実際ありましたので、学校側とも確認をしながら随時対応できるように努めてまいりたいというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

6ページ、お願いします。

第4表地方債補正の中間にあります学校施設整備事業の2,430万ということで、補正後が820万。これの詳細の説明をよろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまご質問がありました第4表の地方債補正の学校施設整備事業ということで、今回1,610万円が減額というふうになっております。

こちらにつきましては、内容につきましては、当初、今回、小中学校に配置しますタブレットの整備事業の一般会計分につきましては後年度交付税算入措置のある有利な起債を充当

するということで、当初予算の段階では組ませていただきました。

しかし、その後、今回のタブレット事業に該当できる起債につきましては、後年度の交付税算入措置のない起債しか充当できないということがありましたので、今回は当初の起債の該当から切り替えまして、一般財源ということで組替えするということでの、今回、減額となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。ありがとうございます。

そうすると、今までのタブレットでは対応ができない授業で、さらに新しい授業に対応する事業でこういうふうな違うタブレットに、新しいタブレットにということなんでしょうけれども、具体的にどんな新しい授業にこのたびのタブレットを使って授業できるかということ、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまの質問は、今回購入するタブレットのことが、これまでと違うということでのご質問というふうに受け取らせていただきましたが、基本的にはこれまでの、令和2年度に国のほうでの方針で支給されましたICTの教育ということでは、1人1台端末ということで、まずは配置になっているというような現状でございます。

今回は5年たちましたので、その更新ということで、国のほうでの補助金を使いまして、そして一斉に切り替えるということでございますので、今回の更新によって新たに何か授業が変わるといよりは、これまでの授業を通した中での継続的な授業を取り組んでいくということでのタブレットの更新になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） はい、3回目。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

そうすると、やはり5年ごとのタブレットの更新ということで、これからもそういうふうな更新事は5年ということによろしいのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） 現段階では、今回も更新がそういったことで設定されておりますので、今後、国のほうの予算のつき方も、当然あると思いますので、将来のことはちょっとまだ確定はできないんですけども、そういったことで継続的に国の補助を受けながら

更新していくものと、現段階では考えております。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 4番。

11ページをお願いします。

総務費の電子行政推進費の委託料、研修委託料11万。

先ほどの説明で、AIの勉強しに行ってきたということなんですけれども、どのような場面とか業務でこの生成AIというか、そういうようなものを使用することなんでしょうかね。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 委託料の操作研修委託料につきましては、今現在も生成AIソフトを各課で使用しております。様々な業務で参考になる非常に有効なソフトだと思っております。こちらの試行期間が、無料期間が終わりましたが、引き続き使用したいものですから、改めて費用を計上して、引き続き使いたいというふうに思っています。

本当に様々な業務に役立つものでありまして、今ほとんどの課で活用はしているというふうに思います。この委託料につきましては、今後の、より職員に多く、有効に使うための操作研修をしようとするための委託料になります。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

様々なところで使ってきたということ、使っているということで、一般質問の回答なんかも使っているか分からないんですけども、その様々って大体、具体的にちょっと例なんか挙げると、どのあたりでこういうふうに使って業務を効率化しているとかって、ありますか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） じゃ、私が実際使った例を申し上げますと、このたびの指定管理料につきましても、私も私なりにいろいろ調べました。その中で、例えば指定管理料制度の意義でありますとか、あるいは公募によらない指定管理施設の場合の指定管理の在り方がありますとか、そういったことを入力すると、どんどんいろんな情報が入ってくるんですね。それをプリントアウトできますので、非常に調べる手間も省けますし、非常に以前と比べて進化しておりまして、非常に使える情報があるというふうに思います。

あと、一般質問の中でも使っている課もあるかと思いますが、ただそれはちょっとそのままでは使えませんので、それを基に構成しながら町なりの視点を、課題を捉えて修正を加えているというふうな使い方をしております。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） このソフトの信頼度みたいなのは、どのように置いていますか。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 信頼度というのは、そういったセキュリティーの問題ということでしょうかね。

〔「本当か嘘なんだか」と言う人あり〕

○総務課長（五十嵐大朗君） かなり正確な情報が得られます。

導入当初は、ちょっとこれは使えないようなことも出てきていたんですが、ここ数か月、かなり進化しているように感じます。

セキュリティー面でも、LGWAN内での使用ですので、その調べた情報がどこかに漏れるということもないというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

17ページ、お願いいたします。

6款1項4目の中の18節やまがた地鶏生産トライアル支援事業補助金、46万6,000円の増についてお伺いします。

先ほど、新たに取り組む方がいて資材費に充てるというような説明はあったと思いますけれども、詳細をお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） ただいま、6款1項4目やまがた地鶏生産トライアル支援事業補助金についてのご質問についてお答えしたいと思います。

こちらについては、県の補助を活用して、新たに地鶏生産に取り組む際に、資材ということで、給水だったり電気設備の導入のための支援ということになります。

こちらは県で2分の1、町4分の1、合わせて4分の3の補助となっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 新たにというと、今、建物等があって、そこに水道とか電気とかを新たに引いてこの事業をするというふうなことだと思えますけれども、業者等、教えていただ

けるならで結構ですけども、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） 新たに生産に取り組む事業所ということで、1団体、こちらのほうを希望したいということでありましたので、内容については施設内に給水、電気設備を導入するという内容でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

この施設、設備、資材等の設備指定ですけども、実際は来年度、令和8年度からの実施と考えているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） こちらのほう、内容については、今年度中に準備に取りかかりまして、今年度内にも生産に取り組む意向があるようでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありますか。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

11ページをお願いします。

6目の電子行政の情報通信基盤整備移設ということで、先ほどの説明では光センサー施設ということをお聞きしましたけれども、例えば大江町に道路を新しく新設、直すとかという場合ですと、電柱の移設というのがありますね。今の電柱というのは、光センサーも、そのほかにいろんな線が絡んでいて、いろんな会社が、例えばa uとかそういうのも皆で使っていると思うんですよ。

大江町で道路工事で電柱移設という場合ですとどのくらいかかるのか、あと、それから、この金額で移設する光センサーの場所の本数などを教えていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 情報通信基盤設備の移設工事費でありますけれども、こちら、今あったとおり、光ケーブルは町の所有物でありまして、電話柱ないし電柱に架設をしております。今あったとおり、道路工事、町道に限らず県道工事があって、電柱、電話柱を移設すれば、それに伴って必ず光ケーブルも移設する必要があります。

これは毎年、今回394万円の追加であります。追加前は360万ほど予算を頂いております。毎年300万、400万程度は必ず道路工事、あるいは工事に関係なく古い電柱を新しくするときにも、この工事費は発生するというようなことでありまして、繰り返しになりますが、特に大きな変動がなくても、毎年300万、400万、500万程度の工事は発生している現状にあります。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） この予算は今からする事業でないということで、例えば、来年のためにこれからする用の予備費みたいな形なんですか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） すみません、ちょっと説明が不足しました。

今回の394万円の追加の大きな要因といたしましては、当初予定していなかった2か所でこの移設の工事が必要になってきたということで、具体的には所部地内、十八才地内、こちらの2か所で新たに必要になってきてまして、今年度、その工事をさせていただきたいというようなことであります。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 今、所部で2本ということで出て、1本当たり150万ぐらいかかるのかなと、今、頭で想像しますけれども、例えば、このたび藤田堂屋敷線が、おかげさまで目標の十字路までに開通しました。その中には電柱、かなりあったんで、その電柱1本に今いろんな線が絡んでいるんですよ、a uから、だから、それを動かすんじゃ、その例えば乗っかっている会社の全部払うのかなと思って、俺、考えているんだけど、電電公社の柱はあるんですけど、そのほかの配線がいっぱい絡んでいるということで、その会社に全部補償というか、そういうふうな形で工事への負担というのは全部伴うものなんですか。最後をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 光ケーブルは町の所有物ですので、その発生した工事によって個人負担を求めることはありません。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありますか。

1番、菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 1番、菊地英幸です。

9ページの17款寄附金についてお伺いします。

ふるさとまちづくり寄附金4,000万の追加とありますけれども、いろいろあるんですけれども、詳細というかの割合、ふるさと返礼品だと思えるんですけれども、その特産品とかいろいろあるんですけれども、その割合みたいなのを、ちょっと詳細をお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今回の補正予算、歳入の補正予算4,000万については、先ほど総務課長、説明したとおり、上半期の部分について好調に推移していたので、年間を通して3億2,000万の収入を見込んでいきたいということで、補正予算を取らせていただいたところでございます。

今現在のカテゴリー別、要はフルーツであったり米であったりという割合は、今現在のところ、まだ年度が途中ですので確定ではありませんけれども、今現在のところでは、一番申込みがあるのがリンゴで全体の37%程度、あとは続いてラ・フランスが14.3%、ブドウが14%、続いて桃が11%というような状況になってございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 1番、菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

リンゴ30、随分リンゴが多いんだなと思って、ちょっと米あたりはどうなのか、ちょっとそこら辺。今年、ちょっと米、高かったということなんで、その辺は何かさっぱり出てこないんで、何%ぐらいなのか、ちょっとそこ分かりますか。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今は、上位の果物等々を報告させていただきましたけれども、米については大体4%程度ということで、例年よりは少なくなっております。この原因については、先ほど議員おっしゃったとおり、米の価格がかなり高くなっていると。市場でも、ふるさと納税以外の部分でも、スーパーでもかなり高くなっているというところがあって、買い控えといいますか、返礼品としていまいち、今年度、今までは出てこなかったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

5番。

○5番（藤野広美君） いいですか。

○議長（宇津江雅人君） 議長から申し上げます。

一般会計補正予算の審議途中でございますが、午後2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、議第77号を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

19ページ、お願いします。

8款3項1目12節の測量設計等委託料2,510万追加ですけれども、先ほどは前田川の設計についてというふうな説明、あったと思いますけれども、詳細お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

8款3項1目12節の委託料、測量設計等委託料でございます。こちらにつきましては、前田川に係る内水対策関係全般というふうなことで、測量設計費追加というふうなことでさせていただいておりますが、基本的には分水路のほうと同時並行で今現在、進めておりまして、そちらの設計業務等も含まれております。

あと、内水対策の絡みでは百目木原町線の修正設計等も予定をしております、そちらもこちらの追加のほうに含まれているというふうなことで、何種類か業務委託のほう、今回、追加をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 設計、多分、マルゴ家具さんの前の通りを最上川に抜くというような設計が当初の予定ではなかったと思うんですけれども、ここの部分が、設計はしたけれどもうまくないということで、設計等の追加になっているのかどうかなんですけれども、そこはお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

内水対策ということで、前田川の分岐水路ということで、今年度、工事の予算のほうを頂戴しているわけですが、昨年度、詳細設計を組みまして、それで河川協議等その後もずっと進めているわけですが、あと、かわまちづくり計画の策定というふうなことで、そちらもマルゴ家具さんの部分の利活用に関係してくるというふうなところでございます。

そういったところもありまして、その修正については、前回、予算等は頂戴しているわけですが、その部分でさらに追加しなきゃいけなかった業務委託と、あと、先ほどお話しした内水対策としての百目木原町線の修正設計の部分、そちら両方をこの追加予算のほうに組みさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 今年、着工までいくというふうな予定で進んでいる面もあったと思うわけですが、この設計が再度というふうになれば、工事も遅れると思うわけですが、来年度になるのか。

もしそうだとすると、補助金等頂いていると思うわけですが、そこに支障はないのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えします。

工事につきましては、基本的に前回の9月定例会のほうでご説明したように2工区に分けて、流末部分というのは、ちょっと次年度にというふうなお話をご説明をさせていただいたかと思うのですが、まず分岐水路のほうの工事については年度内発注というふうなことで、今のところ準備のほうを進めているというふうなところでございます。

あと、歳入というか財源につきましては、こちらは地債、緊自債というふうなことで、地方債のほうを使っての事業でございますので、そちらについては今後、地債の借入れの繰越作業とか、そういった形で対応をしていくということで準備を進めております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 17ページの6款1項5目農地費の委託料の件について、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、810万減額になっておりますが、この設計は、そもそもどこの場所で何を目的にプランを上程されたのか、その減額になった原因というのは何なの

か、この2点についてお伺いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） ただいま、6款1項5目農地費の測量設計等委託料810万円の減額についてお答えしたいと思います。

こちらは、2種類、2つの測量設計分になりますが、まず1つ目でありまして、伏熊地内にある昭和沼というため池を廃止するための設計業務500万円、こちらを実施する予定でしたが、県補助の採択が見送りとなったことから減額するものであります。こちら、廃止をするための設計業務、定額補助で頂ける補助になっておりましたが、こちらがちょっと、県のほうの採択が見送りになったということで減額500万円。

もう一つでありまして、市ノ沢地内にある坪景橋、こちらに係る調査設計310万円、こちらを起債のほうを活用して実施する予定としておりましたが、起債要件を満たさないということが確定したものですから、こちら310万円を減額するものであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。ほかに。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

11ページの5目企画費の10節の需用費の印刷製本費追加16万5,000円と書いてありますけれども、これはどのようなものを作るための追加だったのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 2款1項5目需用費の印刷製本16万5,000円でございますが、こちらについては、道の駅おおえコラマガセのほうで今現在、スタンプラリーということで実施をしております。こちらについては第1弾ということで、11月から12月末までということで、道の駅、あと温泉施設というようなことでのスタンプラリーをさせていただいておりますが、道の駅の閑散期であります1月、2月ということで、そちらを第2弾というようなことで開催して、道の駅のほうから人の流れを町場のほうに誘導するというような取組の一つの中で、地域おこし協力隊活動というような内容でさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 7番、最後に。

〔「最後だと」と言う人あり〕

○7番（安食幸治君） 最後です。

12ページの8目移住定住促進費の中の負担金、補助金及び交付金の結婚新生活支援事業補助金の追加とありますけれども、具体的に、例えば予定された方よりも多く申し込まれたということで追加になっていると思うんですけれども、分かる範囲で何組の方が補助の申請を受けたのか、内容をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 2款1項8目移住定住の中の結婚新生活支援事業補助金127万8,000円の追加でございますが、当初予算では2件分ということで予算を取っておりました。現状では5件の申込みがあるというようなことで、その方への対応、あと、交付指定を終えてるというような方については、精算も含めて補正をさせていただいた内容になります。以上です。

○議長（宇津江雅人君） 7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） ありがとうございます。

例えば、町外から来た方は何人なのか、何組なのか、もし分かれば教えていただきたいんですが。やっぱり名目というか、目が移住定住促進費となっていますので、どれだけ町外の方がいるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） こちらの観点では、大江町内の方が結婚されても支援をしているというふうな、定住の部分についても対応させていただいている補助金になります。

ちなみに、今、相談を受けていらっしゃる方が3名ということで、実績としては、今現在、交付済みが2件になります。そのうち1件が町外、もう一件が町内というような実績になっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございます。

やっぱりこういうふうな予算の追加はとても大切だと思うし、私たちもとても喜びますし、新婚さんが増えれば、子どももできる確率というか、多くなる確率もあると思いますので、まず町長も課長も頑張って、これから盛り上げていってほしいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

11ページ、お願いいたします。

2款1項5目の13節協力隊員住宅等使用料145万の減について、まず詳細をお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 2款1項5目の13節協力隊員住宅等使用料145万円の減でございますが、今年度、企画費の中で、お二人の方、新規で配置というようなこととなります。当初は、民間のアパートを借りてというような想定で予算を取らせていただいたんですけども、お二人とも町の管理の物件のほうに住まいするというようなことになりましたので、その2人分の住宅使用料について減額をするものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 2人の方の1つ、それぞれなんでしょけれども、今まで空いていたところに入ることだと思んですけども、その詳細はどうなんでしょ。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） もう少し具体的に申し上げますと、1人、地域おこし協力隊、やまさあーべのほうで活動している佐藤瑛吾君、こちらについては、昨年まで別の地域おこしが住まいしていた空き家モデル住宅のほうに入るといったようなことで、4月から入っております。

もう一人、道の駅のほうで活動しております金澤さんなんですけれども、その方については、結婚して旦那さんが新規就農というような意味合いもありまして、新規就農者住宅のほうに入られたというようなことで、民間アパートの活用はなかったというような内容になります。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 先ほどの佐藤さんですけども、縁屋なのかな、入っているところなんですけれども、縁屋って最初、あそこするとき、道路に面しているところは会議用に使うというような目的でなっていたと思うんですけども、この頃、それが使用、なっていないなというふうに思うんですけども、住んでいる方とその会議用のところ、子メーターとかをつけて、分けて従来の目的を果たすというか、するというような計画はないのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 今現在としては、協力隊のミッションとして、また、あそこの縁屋の活用というような内容ではございませんので、今のところ、あそこの店先といいですか、そこをメインとした活動というようなことでは想定はしておりません。

今後そういった取組もしたいというようなことであれば、町としてもバックアップしながらというようなことも考えられますが、今現状というような中では、そういった予定もしていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

先ほど所管の質問、させていただきました。ありがとうございました。

11ページの一番上です。文書広報の一番上の需用費の印刷製本費の28万9,000円のほうの詳細をお聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

2款1項2目文書広報費の中の10節需用費の印刷製本費の追加28万9,000円についてですが、これについては、来年、令和8年6月20日土曜日を予定しておりますけれども、テレビ東京の「開運！なんでも鑑定団」のほうを公開番組を周知したいということから、そのチラシを配布させていただきたい、作らせていただきたいということで、今年度予算のほうに計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番。

これから町として、この鑑定団というのは視聴率も大変高いわけですし、全国的に大江町の観光も含めてPRするには非常にいいと思うんですけれども、これから町のほうでどのように絡んでいくかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

当然、今年度の補正予算と来年度の当初予算のほうに合わせて計上する部分が出てきますけれども、町としてどの程度絡むかということですが、当然、公開番組のほうに手を

挙げさせていただいたので、会場のほうについては町のほうで準備すると。あとは、チラシのほうについても、町のほうで準備するということになっております。あと、当日、当然、駐車場であったり会場に関わる部分については、町の職員が対応する必要があるのかなと思います。あとは看板関係、あとは会場での、テレビ番組ですのでテレビ局のほうでの意向が当然一番かなというふうに思っておりますけれども、音響であったり照明であったりという部分については施設のものを使いたい、あるいは、施設で準備できないものについては町のほうで準備するという必要はありますので、それに関わる経費については、来年度、令和8年度の当初予算のほうに計上させていただきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 15ページですね。3款1項1目社会福祉総務費の18の区分の負担金、補助金及び交付金、社会福祉協議会の補助金減が534万となっております。この主な原因は何だと思のでしょうか、お答えください。

○議長（宇津江雅人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） ただいまの3款1項1目の社会福祉総務費の中の社会福祉協議会補助金の534万5,000円の減額の中身というふうなことだと思いますが、こちらについては昨年度まで社会福祉協議会で雇用していた事務局長、こちらについて今年度、令和7年度から町の職員を派遣しているというふうなことであります。

町と社会福祉協議会の協定によりまして、その派遣した職員分の人件費については町のほうが持つというふうなことになっておりますので、その事務局長の人件費部分相当部分を減額するものでございます。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第77号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 動議があります。

○議長（宇津江雅人君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時31分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（宇津江雅人君） ただいま関野議員外5名から、発議第4号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、発議第4号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 追加日程第1、発議第4号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） それでは、附帯決議についての提案の理由を説明させていただきます。発議第4号について、説明申し上げます。

議第77号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）における第3表債務負担行為補正の限度額、シニアセンター指定管理料1,200万円、大山自然公園指定管理料1,050万円、健康温泉館指定管理料2,400万円、柳川温泉指定管理料3,600万円の令和8年度から毎年665万円増額となる債務負担行為についてであります。議会全員協議会、全員協議会懇談会を重ねた上での提出であることは承知しております。執行部側からは丁寧な説明も受けてきました。

しかしながら、指定管理料の増額については議員間でもまだまだ厳しい意見が出ており、議会として納得できる結論に至っていないと感じております。

今後は、さらなる経営体質の改善はもとより、公社の機構改革、さらには公社が運営している施設の業務の縮小、民間への完全委託や売却なども視野に入れながら、経営の健全化を進めていただきたいと思います。このたび附帯決議を提案するものであります。

公社の運営する施設は、県内外からの観光・交流の拠点でもありますが、今後は町民の福祉、憩いの場としてもよりよい施設となりますよう十分な協議を行った上で経営していただきたく、議員各位におかれましても何とぞ趣旨をご理解の上、ご賛同いただき、ご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論につきましては、最初に反対討論、ありましたらお願いします。

いませんか、反対討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） いまないので、次に賛成討論の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

発議第4号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、発議第4号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

◎議第78号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 次に、日程第6、議第78号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第78号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

中段の1款1項1目一般管理費は、職員給与の改定に伴い、人件費を117万円追加をするものでございます。

2項1目賦課徴収費は、町県民税申告相談に係る業務を見込み、会計年度任用職員報酬を

7万7,000円追加をいたしました。

次に、上段の歳入についてご説明いたします。

5款1項1目一般会計繰入金は、人件費に係る歳出予算の補正に伴い、一般繰入金を124万7,000円追加をするものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第78号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第78号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第79号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第79号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） 議第79号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、給与条例の一部改正に伴い職員給与等を追加するほか、勤務

日数の精査による会計年度任用職員報酬の減額や、国の法改正に伴い介護保険事務処理システム修正委託料を88万円追加するものなどであります。

1款3項1目介護認定審査会等費は、勤務日数の精査により、会計年度任用職員報酬等を44万7,000円減額するものです。

2款1項1目介護サービス等諸費は、今年度の給付見込額の精査により保険給付費を2,575万円減額するもので、主な内容は、サービス利用者や死亡等による入所者の減に伴い、居宅介護サービス等給付費、施設介護サービス等給付費をそれぞれ2,245万円、2,200万円減額するものです。

8ページをご覧ください。

2款5項1目特定入所者介護（支援）サービス等費は、対象者の減に伴い200万円減額するものであり、4款3項1目包括的支援事業費は、給与条例の一部改正に伴い職員給与費等を追加するほか、勤勉手当の支給割合の変更により会計年度任用職員の職員諸手当を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、今年度の収入見込みに基づき、現年度分を353万3,000円追加するものです。

3款1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金及び3目地域支援事業交付金、4款1項1目介護給付費交付金は、歳出予算の保険給付費及び地域支援事業費の精査により、特定財源をそれぞれ補正するものです。

3款2項4目保険者機能強化推進交付金、5目保険者努力支援交付金は、交付決定に伴いそれぞれ追加するものであり、6目介護保険システム開発事業費補助金は、歳出予算のシステム改修事業に係る特定財源を追加するものです。

5ページをご覧ください。

5款1項1目介護給付費負担金、2項2目地域支援事業交付金は、歳出予算の保険給付費及び地域支援事業費の精査により、特定財源をそれぞれ補正するものです。

7款1項一般会計繰入金につきましては、歳出予算の保険給付費の減額に伴い1目の介護給付費繰入金を346万8,000円減額するほか、総務費及び地域支援事業費の追加により3目地域支援事業繰入金、5目その他一般会計繰入金をそれぞれ追加するものであり、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、保険給付費の精査などにより1,823万6,000円減額するもの

です。

6ページをご覧ください。

8款1項1目繰越金は、令和6年度決算に基づき前年度繰越金を820万5,000円追加するものであり、9款3項2目雑入は、今年度の実績見込みにより介護予防支援計画作成収入を30万円追加いたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第79号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第79号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第80号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第80号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第80号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、8ページをお開きください。

収益的収入及び支出の下段、支出からご説明いたします。

1 款 1 項 3 目及び 9 ページにかけての 2 款 1 項 3 目の総係費のうち、1 節給料から 4 節法定福利費までは、給与改定によりそれぞれ追加または減額するものでございます。

7 節委託料は、経営戦略策定業務の契約実績により、1 款 1 項 3 目では 143 万 3,000 円、2 款 1 項 3 目では 114 万 6,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

9 節賃借料は、コンビニ収納システム利用料の不足が見込まれることからそれぞれ 6 万円、7,000 円を追加するものでございます。

1 款 2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、決算見込みに基づく精査により 9,000 円を追加するものでございます。

次に、上段の収入についてでございますが、1 款 2 項 2 目及び 2 款 2 項 2 目他会計補助金の 1 節一般会計補助金については、支出の補正に伴いそれぞれ 170 万 3,000 円、90 万 9,000 円を減額するものでございます。

1 款 2 項 3 目他会計負担金の 1 節他会計負担金は、9,000 円を追加するものでございます。

次に、資本的収入及び支出について、支出からご説明いたしますので、10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目管渠建設改良費の 1 節委託料は、百目木地区及び鹿子沢地区堤防整備に伴う下水道管渠設計業務に係る決算見込みにより、3,246 万 7,000 円を減額するものです。

次に、上段の収入についてご説明いたします。

1 款 2 項 1 目他会計補助金及び 1 款 3 項 3 目他会計負担金は、支出の補正に伴い 903 万円を追加または 1,000 円を減額するものでございます。

1 款 3 項 2 目工事負担金の 1 節工事補償費は、百目木地区堤防整備に係る補償金の収入時期が来年度以降となることから、4,149 万 7,000 円を減額するものでございます。

なお、今回の補正により資本的収入が資本的支出に対し不足する額については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額で補填させていただくものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第 80 号の質疑を行います。

3 番、大沼清人君。

○3 番（大沼清人君） 2 ページ。

最後に今、課長が、今期の 1 億 4,620 万の不足額、これは消費税及び地方消費税資本的収支調整額 381 万円と当年度損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金、これで補填したとい

うふうなご説明ありましたが、そうしますと今年度の内部留保資金、いわゆるアウトスタンディング残高というのは、これは枯渇したというふうな見方でよろしいのでしょうか、お答えください。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えします。

決算期までの間でありますけれども、現時点で不足する額につきましては、現時点で把握しているそれぞれ留保資金等で補填をして、まずは不足がないような予算組みをさせていただいているということでのご説明になりますので、決算期になりますと最終的にその損益勘定留保資金とか、そういったものが確定してきますので、そこで最終的な調整が行われると。それで、幾ら実際には利益があったかどうか、そういったところが出てくるというふうな形になるかと思えます。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） それでは質問なんですけれども、一番最後、7ページ、資金期末残高、キャッシュフローですね。これが2,942万というふうにあります。この金額について、これは妥当な水準なのか、それとも相当厳しい水準なのか、いわゆる経営の、この会計の安定性に直結しますから、その辺の認識についてお答えください。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このキャッシュフロー計算書で、最終的に資金期末残高ということでプラスというふうな形で残高が出てくるということにはなっております。

ただ、やはりこれはあくまでもこの現時点でのキャッシュフロー図というふうなことでの計算でございますので、決算期までの間に、また資金の動き等々が出てきますものですから最終、どの時点でこの決算というか収支を出すかで、今時点ではまだプラスだというふうな解釈でよろしいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） やはり、水道の上水の場合は利用者が。

〔「それは下水」と言う人あり〕

○3番（大沼清人君） 失礼しました。下水に限っては、やっぱり利用者がだんだん減ってきますし、だからといって料金は上げられませんし、非常に。それで、まだ敷設して20年ぐら

いで、まだいいんですけれども、あともう10年たてば、相当な資金需要というのが生まれると思いますので、ぜひ財政面的な長期的なプランニング、そちらをしっかりと今後ともやっていただければと思います。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第80号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第81号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第81号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第81号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出の下段、支出からご説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費の7節修繕費は、浄水施設において緊急に修繕が必要となったことから、61万1,000円を追加するものでございます。

次に、1款1項2目配水及び給水費の8節修繕費は、配水管及び給水管の漏水発生件数が例年に比べ多いことから、401万円を追加するものでございます。

次に、1款1項4目総係費のうち、1節給料から4節法定福利費までは、給与改定によりそれぞれ追加するほか、11節委託料については、契約実績に基づき759万1,000円を減額するものでございます。

次に、上段の収入についてであります。1款1項1目給水収益の1節給水使用料については、決算見込みにより200万円を減額するものでございます。

次に、7ページの資本的収入及び支出について、下段の支出からご説明いたします。

1款1項1目増設改良費の2節委託料は、百目木地区及び鹿子沢地区における堤防整備に係る設計業務の契約実績に基づき、2,433万1,000円を減額するものでございます。

次に、上段の収入につきましては、1款2項1目工事負担金の2節工事補償費について、百目木地区堤防整備に係る補償金の収入時期が来年度以降になることから、1,972万4,000円を減額するものでございます。

なお、今回の補正により資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填させていただくものでございます。

詳細説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第81号の質疑を行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 1ページですね。

総則の第2条によりますと、百目木地区の上配水と鹿子沢の上水配水管整備事業。これが当初の予定が両方合わせると4,800万が、2,370万と約半分になっております。もちろん、安くなったということは非常に喜ばしいことだと思うんですけども、この主な原因というのはどういうものだと考えればいいのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問にお答えします。

こちらにつきましては、当初予定しておりました工区の中の工事につきまして、昨年行いました基本設計に基づいて、今年度詳細設計を詰めているというふうな状況でございますけれども、その中で工期との関係で国といろいろ、国または県のほうと調整を図っている中で、工種の変更とか様々ちょっと入っております、それに伴いまして事業費のほうで減というふうなことで、今回減額をさせていただいているというふうなものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番(大沼清人君) 今、国ほかの、国とかとの調整で設計等々が変更になったという理解でよろしいですね。

そうしますと、ちょっと私、まだ素人であれなんですからけれども、この場合だと、いわゆるRFPというんですか、それがきちんと国と共有できていなかったから過大な見積りがこうなりましたという理解でいいんでしょうか。ちょっと言い方に難があるかもしれませんがとも。

○議長(宇津江雅人君) 建設水道課長。

○建設水道課長(伊藤和幸君) ただいまのご質問ですけれども、当初予算については、昨年行いました基本設計から当初予算額ということで算定をするわけなんですけれども、やはり、実際それを詳細設計という形で詰めていく中では、いろいろ工種とか工法とか様々な検討をしていくわけなんですけれども、その中でよりよい工種とかを選択していく、そうした場合に設計として、詳細設計のほうの業務量が減ったりとか、そういう形で最終的に設計金額に変更が生じたというふうなところでございます。

○議長(宇津江雅人君) 大沼清人君。

○3番(大沼清人君) ありがとうございます。

何でこういう質問を、減ったからいいんじゃないかというお声が聞こえそうなんですけれども、私が老婆心ながら心配するのは、この反対のパターンですね。こうだったのが結果的に倍になってしまったということもあり得るんじゃないかということで、今回、質問させていただいたわけです。

ですので、やはり当初予算、例えば1割とか2割ぐらいだったら別に申し上げませんけれども、こんなに大きく、いいほうには変化したわけなんですけれども、変更が起きるというのはどうしたのかなと、本当にそれでいいのかなと。努力されての結果だと思うんですけれども、そちらで申し上げさせていただきました。

今後とも、ひとつよろしくお願いします。

○議長(宇津江雅人君) ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(宇津江雅人君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(宇津江雅人君) 討論なしと認め、採決します。

議第81号 令和7年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第4回大江町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 2 月 12 日

議 長 宇津江 雅 人

署 名 議 員 櫻 井 和 彦

署 名 議 員 藤 野 広 美